

ベトナム国
公正価値会計導入に向けた会計制度
情報収集・確認調査
業務完了報告書

平成30年12月
(2018年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
有限責任 あずさ監査法人

ベトナム事
JR
18-013

ベトナム国
公正価値会計導入に向けた会計制度
情報収集・確認調査

業務完了報告書

平成30年12月
(2018年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
有限責任 あずさ監査法人

目次	
図表	iv
略語表	vi
第1章 調査の概要	1
1.1 調査の背景	1
1.2 調査の目的	1
1.3 調査の対象地域	2
1.4 調査の方法と成果品	2
1.5 業務実施体制	3
第2章 ベトナムにおける会計制度の概況	5
2.1 ベトナム会計制度・基準の概要	5
2.1.1 会計法	6
2.1.2 ベトナム会計基準（VAS）及びベトナム会計制度	8
2.1.3 財務報告に関するその他の関係法規	15
2.1.4 フィナンシャルレジーム	15
2.1.5 財務諸表作成に関する要求事項と財務報告に関連する情報の開示	16
2.2 ベトナム監査制度の概要	18
2.2.1 ベトナム監査制度の概要	18
2.2.2 監査、レビュー、保証及び関連業務のベトナムの基準	26
第3章 他国のIFRS適用方針及び適用プロセス	28
3.1 はじめに	28
3.2 調査対象国のIFRSまたはIFRSと同等の基準の適用状況	29
3.2.1 中国	29
3.2.2 韓国	31
3.2.3 マレーシア	33
3.2.4 米国	34
3.2.5 日本	36
3.3 IFRSまたはIFRSと同等の会計基準の導入にあたっての検討（各国別分析）	38
3.3.1 中国	39
3.3.2 韓国	44
3.3.3 マレーシア	52
3.3.4 米国	56
3.3.5 日本	60
3.4 IFRSまたはIFRSと同等の会計基準の導入にあたっての検討（項目別分析）	65
3.4.1 IFRS適用による影響	65
3.4.2 国内会計基準設定主体の役割	67

3.4.3	IASB とのコミュニケーション.....	67
3.4.4	IFRS または IFRS と同等の会計基準の教育及び研修.....	68
3.4.5	監査人の課題.....	69
3.5	ベトナムへの示唆.....	69
3.5.1	IFRS 導入の在り方.....	70
3.5.2	IFRS への修正.....	71
3.5.3	IFRS の翻訳.....	72
3.5.4	国内の会計基準.....	72
3.5.5	XBRL の導入.....	73
3.5.6	IFRS または IFRS と同等の会計基準への移行の在り方.....	73
3.5.7	法制度の関係.....	74
3.5.8	国内の会計基準設定主体の役割.....	74
3.5.9	IASB とのコミュニケーション.....	74
3.5.10	IFRS の教育及び研修.....	75
3.5.11	監査人の課題.....	75
第4章	本邦招聘.....	76
4.1	本邦招聘のスケジュール.....	76
4.2	訪問先ごとの目的と主なヒアリング内容.....	77
4.3	本邦招聘の参加者.....	78
第5章	ベトナム国利害関係者へのインタビュー.....	80
5.1	調査方法.....	80
5.2	調査対象機関.....	80
5.3	調査結果の概要.....	82
5.3.1	VAS のニーズへの適合性.....	83
5.3.2	ベトナムにおいて IFRS を適用する意義.....	83
5.3.3	ベトナムにおける IFRS 導入に際しての課題.....	84
5.3.4	IFRS の任意適用.....	84
5.3.5	現行の VAS、フィナンシャルレジームおよび税制の改正.....	85
5.3.6	任意適用の対象企業.....	86
5.3.7	中小企業向け IFRS.....	86
5.3.8	IFRS の導入・実施.....	87
第6章	ロードマップ案を踏まえた IFRS 適用のための論点整理.....	89
6.1	ロードマップ案を踏まえた論点整理.....	89
6.1.1	適用する会計基準に関する企業のグルーピング.....	89
6.1.2	VFRS の適用対象財務諸表の範囲.....	91
6.1.3	修正なしで IFRS を適用する選択肢.....	92

6.1.4	VFRS の開発において IFRS から修正すべき内容	92
6.1.5	ガイダンスの発行	93
6.1.6	VAS の開発.....	94
6.1.7	移行期間	95
6.2	IFRS の適用方法（任意適用か強制適用）についての検討.....	96
6.3	IFRS の適用対象とすべき財務諸表（連結財務諸表/個別財務諸表）についての検討	103
6.4	将来における強制適用のコミットメントについての検討.....	105
6.4.1	将来における強制適用についてのコミットメントの方法	105
6.4.2	上記のコミットメントの方法を前提とした理由.....	106

図表

図表 1 - 1 作業工程表.....	2
図表 1 - 2 本調査の成果品.....	3
図表 1 - 3 実施体制図.....	3
図表 1 - 4 業務従事者.....	3
図表 2 - 1 ベトナムの会計制度にかかる法体系.....	5
図表 2 - 2 独立監査関する法律の施行に関する主な文書.....	24
図表 2 - 3 ベトナムにおける保証およびその他関連業務に関する基準の相関図.....	27
図表 3 - 1 中国の会計基準.....	30
図表 3 - 2 韓国の会計基準.....	32
図表 3 - 3 マレーシアの会計基準.....	34
図表 3 - 4 米国の会計基準.....	35
図表 3 - 5 日本の会計基準.....	37
図表 3 - 6 中国における新企業会計準則の導入年表.....	40
図表 3 - 7 新企業会計準則の開発過程で実施された事項.....	40
図表 3 - 8 中国における新企業会計準則の導入プロセス.....	41
図表 3 - 9 韓国における K-IFRS 導入プロセス.....	45
図表 3 - 10 韓国におけるロードマップの概要.....	46
図表 3 - 11 韓国における K-IFRS の導入年表.....	46
図表 3 - 12 K-IFRS の導入コスト.....	51
図表 3 - 13 マレーシアにおける M-FRS の導入年表.....	53
図表 3 - 14 マレーシアにおける M-FRS の導入プロセス.....	54
図表 3 - 15 米国における IFRS の導入プロセス（外国企業）.....	57
図表 3 - 16 米国における IFRS 導入の検討年表.....	57
図表 3 - 17 日本の IFRS 導入検討プロセス.....	61
図表 3 - 18 日本の IFRS 導入検討年表.....	61
図表 3 - 19 IFRS 移行前に想定していた便益と実際に得られた便益.....	64
図表 3 - 20 IFRS への移行期間別の企業数（売上規模別）.....	64
図表 3 - 21 IFRS への移行に直接要した総コスト別の企業数（売上規模別）.....	65
図表 4 - 1 本邦招聘全体日程.....	76
図表 4 - 2 訪問先一覧（訪問順）.....	77

図表 4 - 3 ベトナムからの参加者一覧.....	78
図表 5 - 1 調査対象企業の内訳.....	81
図表 5 - 2 13 機関のリストと概要	81
図表 6 - 1 適用する会計基準(グループ別)	89
図表 6 - 2 対象企業のグルーピング.....	89
図表 6 - 3 移行期間 (グループ別)	95
図表 6 - 4 諸外国における決定以降、適用日までの期間	95
図表 6 - 5 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響.....	96
図表 6 - 6 当局への影響	98
図表 6 - 7 想定されるその他の当事者の見解	102
図表 6 - 8 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響.....	103
図表 6 - 9 当局への影響	104
図表 6 - 10 想定されるその他の当事者の見解	105
図表 6 - 11 将来における強制適用に必要な期間	106
図表 6 - 12 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響.....	106
図表 6 - 13 当局への影響.....	107
図表 6 - 14 想定されるその他の当事者の見解	109

略語表

略語	正式名称	英語
ASBJ	企業会計基準委員会（日本）	Accounting Standards Board of Japan
BAC	企業会計審議会（日本）	Business Accounting Council
CASC	中国企業会計準則委員会	China Accounting Standards Committee
CESR	欧州証券規制当局委員会	Committee of European Securities Regulators
FASB	財務会計審議会（米国）	Financial Accounting Standards Board
FASF	財務会計基準機構（日本）	Financial Accounting Standard Board
GASB	政府会計基準審議会（米国）	Governmental Accounting Standards Board
IASB	国際会計基準審議会	International Accounting Standards Board
IASC	国際会計基準委員会財団	International Accounting Standards Committee Foundation
IFRS	国際財務報告基準	International Financial Reporting Standards
J-GAAP	一般に公正妥当と認められた日本会計基準	Japan's Generally Accepted Accounting Standards
JMIS	修正国際会計基準（日本）	Japan's Modified International Standards
KAI	韓国会計士協会	Korea Accounting Institute
KASB	韓国会計基準委員会	Korea Accounting Standards Board
K-GAAP	一般企業会計基準（韓国）	Accounting Standards For Non-Public Entities
K-IFRS	韓国採択国際会計基準	Korean International Financial Reporting Standards
M-FRS	マレーシア財務報告基準	Malaysia Financial Reporting Standards
SEC	証券取引委員会（米国）	Securities Exchange Commission
US-GAAP	一般に公正妥当と認められた米国会計基準	United States' Generally Accepted Accounting Principles
VACPA	ベトナム公認会計士協会	VietNam Association of Certified Public Accountants
VAS	ベトナム会計基準	VietNam Accounting Standard
VSA	ベトナムの監査及び関連業務に関連する基準	Vietnamese Standards on Auditing and Related Services

第1章 調査の概要

1.1 調査の背景

ベトナム政府は、市場経済化・国際経済統合推進政策の一環として、2000年代初頭から段階的に会計制度の近代化を進め、2003年に国会承認された会計法において企業会計基準、政府会計等を含む会計制度が体系的に定められた。ベトナムにおける、一般に公正妥当と認められた会計基準であるベトナム会計基準 (Vietnam Accounting Standard) (以下、「VAS」とする) は、2001年に4つの会計基準が公表されたのち順次追加公表され、2003年及び2005年の基準改訂・追加公表を経て現在の26項目の基準が制定された。また、2015年には、改正会計法 (2017年1月1日発効) が国会承認され、公正価値会計の導入が明記されるなど制度整備が進展している。

会計インフラの整備と同時に、ベトナム政府は、ベトナム企業の国際資本市場へのアクセスの高まりや、昨今の世界的な会計基準統一に向けた動きを踏まえ、会計制度・基準の近代化に向けた取り組みを進めている。上述の取組みの一環として、ベトナムの会計基準設定主体であるベトナム財政省 (以下、「ベトナム財政省」又は「財政省」とする) は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard) (以下、「IFRS」とする) 又はそれと同等の基準の自国企業への適用を検討している。ベトナム財政省は、適用に向けたロードマップ案を作成する方針を打ち出し、現在も本ロードマップの詳細について財政省・政府内で検討が進められている。

現在のVASは、原則として資産・負債の評価を取得原価で行う、いわゆる取得価主義となっており、IFRSの基準の多くにおいて採られている公正価値評価の要求事項が取り入れられていない。ベトナム政府は2016年にCircular No. 200/2014/TT-BTCを発行して、一部VASとIFRSとの会計基準差異の解消を試みているが、依然として両者の間には重要な差異が生じている。

ベトナム政府が公表している「社会経済開発10か年戦略 (2011年～2020年)」に記載されている2020年までの工業国化の達成に向けて、国際競争力の強化を通じた持続的成長、脆弱性の克服及び公正な社会・国造りの一環として、会計インフラの近代化の必要性が叫ばれており、IFRSを導入することにより得られる便益は大きく、ベトナムにおいてIFRSを導入する意義は大きいと考えられる。

1.2 調査の目的

「ベトナム国公正価値会計導入に向けた会計制度情報収集・確認調査」(以下、「本調査」とする) は、上記背景を踏まえ、財政省が作成中のIFRS適用ロードマップ案について、過

去の検討作業及び検討実施体制をレビューし、各国の経験を踏まえ、ロードマップ案の作成前に必要となる検討論点の再整理・細分化、論点検討作業の工程、検討作業実行の体制構築等に関するベトナム財政省による検討に資することを目的としたものである。

1.3 調査の対象地域

本調査は、主に関連する省庁や大手企業が所在するベトナム国ハノイ市及びホーチミン市を対象として実施した。

1.4 調査の方法と成果品

本調査の調査工程は、図表 1-1 の通りである。なお、() 内は当該調査の実施時期である。

図表 1- 1 作業工程表

		2018年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作業工程													
1st段階 (2018年2月)	第1次国内調査(2018年2月上旬)												
	1)業務実施計画書・ワークプランの作成・説明		■										
	2)関連資料・情報の収集・分析等		■										
	第1次現地調査(2018年2月上旬)												
	1) ベトナム財政省に対するワークプランの説明及び協議			■									
第2段階 (2018年 2月～9月)	第2次国内調査(2018年2月～5月)												
	1) ベトナム国の既存のIFRS適用方針のレビュー・再考の整理		■	■	■	■	■	■	■	■			
	2) 他国のIFRS適用方針及び適用プロセスのレビュー・整理		■	■	■	■							
	3) 本邦招聘に向けた国内関係機関ヒアリング		■	■	■								
	4) 本邦招聘の日程案作成			■	■								
	第2次現地調査(2018年4月～5月)												
	1) ベトナム財政省に対する第2次国内調査結果の説明及び協議				■	■							
2) ベトナム国内関係者向けワークショップ					■								
第3段階 (2018年 5月～9月)	第3次現地調査(2018年5月～10月)												
	1) ベトナム国内関係者に対するIFRS適用に際した意見ヒアリング					■	■	■	■	■	■		
	第3次国内調査(2018年6月～7月)												
	1) 本邦招聘実施、結果とりまとめ、JICAへの報告						■	■					
第4段階 (2018年 6月～9月)	第4次国内調査(2018年6月～9月)												
	1) IFRS適用に向けた検討作業のあり方に関する考察						■	■	■	■			
第5段階 (2018年9月～ 2019年12月)	第5次国内調査(2018年8月～2018年12月)												
	1) 業務完了報告書の作成								■	■	■	■	■

報告書の作成と提出時期、部数等については、契約書に基づき提出した。また調査の進捗に合わせて、国際協力機構（以下、「JICA」とする）に対して関係者との会議に関する議事録の提出や現地調査結果の報告を行った。

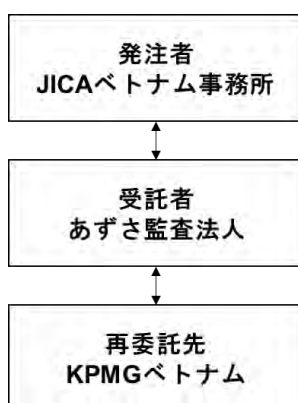
図表 1 - 2 本調査の成果品

資料名	提出時期	部数等
業務計画書	2018年2月8日 (調査開始時)	和文：3部
ワーク・プラン	2018年2月14日	英文：20部 ベトナム語：20部
業務進捗報告書	2018年3月8日	和文：1部
業務完了報告書	2018年12月28日	和文：5部（製本版） 英文：20部（製本版） CD-R：2枚

1.5 業務実施体制

実施体制図及び業務従事者は以下の通りである。

図表 1 - 3 実施体制図



図表 1 - 4 業務従事者

担当	団員氏名
総括／企業会計制度 1	吉野 悟史（ディレクター／有限責任あずさ監査法人（以下、「あ

担当	団員氏名
	ずさ」とする))
企業会計制度 2	関口 智和 (パートナー／あずさ)
企業会計基準・財務報告基準 1	谷中 靖久 (ディレクター／あずさ)
企業会計基準・財務報告基準 2	田中 照章 (シニアマネージャー／あずさ)
開示制度	渡邊 陽子 (シニアマネージャー／あずさ)
企業会計・開示制度	猿田 晃也 (パートナー／あずさ)
企業会計／業務調整	青木哲也 (シニア／あずさ)

第2章 ベトナムにおける会計制度の概況

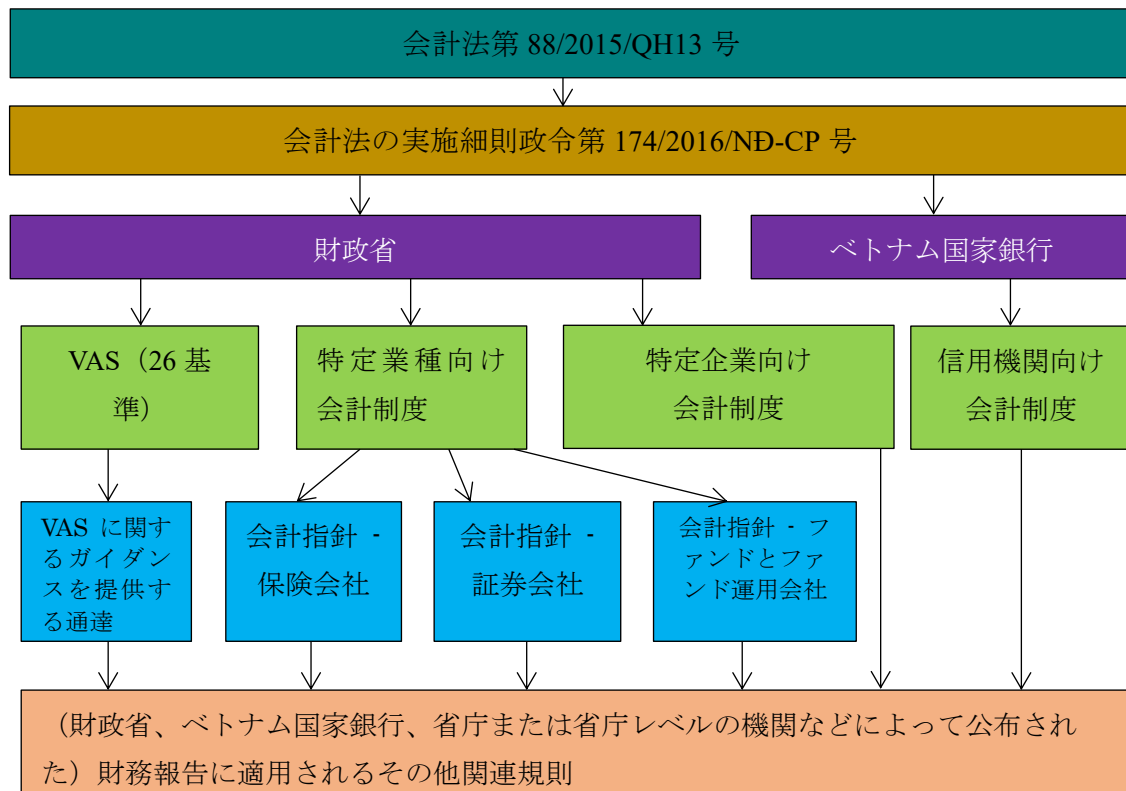
2.1 ベトナム会計制度・基準の概要

ベトナム会計制度にかかる法律及び規則からなる法体系は、一般的に以下のような4つの階層から構成されている。

- 最上位は、国会で承認された会計法である。
- 第2階層は、会計法の実施細則政令及び会計にかかるほか規定である。
- 第3階層は、財政省が発行したVAS、財政省とベトナム国家銀行（信用機関に適用される）が発行した銀行業、証券業、保険業、投資信託、ファンド運用会社など特定の企業向けのベトナム会計制度（Vietnamese Accounting Regime）及びそのガイダンスである。
- 第4階層は、財政省、ベトナム国家銀行またはその他の監督官庁が公布したVAS、ベトナム会計制度及び会計に関するその他の規定に関するガイダンスである。

下図は、ベトナムの会計制度にかかる法体系である。

図表 2 - 1 ベトナムの会計制度にかかる法体系



ベトナムにおいて IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入を支援するという本調査の

目的を勘案し、本報告書では、主に営利企業を対象とした VAS 及びベトナム会計制度に焦点を当てることとする。

ベトナムでは、会計及び財務報告に関する事項に対処することを目的とした法令・規定の他に、財務管理目的または財務リスク管理目的のための規定が存在している。これらの財務管理目的及び財務リスク管理目的のための諸規定は、ベトナムの財務報告システムと相互に関連性を有している。これらの諸規定の適用範囲は、多くのケースにおいて明確に定められていない。これらは、例えば、会計報告目的、財務管理目的、税務申告目的のいずれの目的にも使用されることがある。また、財務管理及び財務リスク管理にかかる規則は、財務報告にかかるガイダンスが示されていない会計事象がある場合、実質的に財務報告システムを補完することがある一方で、これらの規定がベトナム会計基準またはベトナム会計制度と矛盾しているケースも存在する。

2.1.1 会計法

2003 年に国会が承認した会計法は、2004 年 1 月 1 日に施行された（以下、「会計法 2003」とする）。会計法 2003 は、1988 年から 2003 年の間に発行された会計に関する諸法令に代わり、法体系の最上位にある法律でもって、ベトナムにおける企業会計を体系的なフレームワークとして定めたものである。その後、会計法 2003 は、2015 年に改正され、改正会計法第 88/2015 / QH13 号（以下、「会計法 2015」という）が 2017 年 1 月 1 日から施行されている。会計法 2015 は、6 章、74 条から構成されており、会計業務、会計機能の体系化、会計士、会計サービス、会計及び会計専門機関に対する政府による規制などの内容を含む。会計法 2015 の注目すべき点は、公正価値会計、及び法的な形式主義よりも経済実態を尊重する会計原則が導入された点であり、これによりベトナム会計制度が国際的な会計慣行に一步近づいたと評価できる。

(1) 公正価値会計原則の導入

会計法 2015 によると、資産及び負債は、取得原価で当初認識される。当初認識後、対象となる資産及び負債に時価があり、当該時価が変動し、かつ、信頼性をもって時価を測定することができる資産及び負債は、財務報告期間の期末時点における公正価値に評価替えがなされる。これは、その他の法律や規則に別段の定めがない限り、資産は取得原価で記録され、これを再評価することができないと規定していた会計法 2003 及び既存の VAS と比べ、画期的な規定である。会計法 2015 においては、公正価値を市場価格に基づいて決定された価値と定義されているほか、公正価値は当該資産の市場価格であり、資産売却により流入することが見込まれる対価とされている。報告期間の会計期間末時点において公正価値で認識・測定される資産及び負債について、以下のカテゴリーを設けている。

- 公正価値で認識・測定することが会計基準によって要求されている金融商品

- 実際の為替レートで測定される外貨建て貨幣性資産
- 会計基準の要求により、公正価値での再評価が要求されている価格が変動する資産または負債

資産及び負債の公正価値測定は、信頼性を以て行われなければならない。公正価値を、信頼性を以て測定することが困難な場合は、資産または負債は取得原価を基礎として測定される。また、会計法 2015 は、公正価値で認識・測定される資産及び負債の種類、ならびにその公正価値の認識・測定の会計方法について、財政省が定めるとしている。

会計法 2015 における公正価値測定の導入は IFRS 導入を目的としていたが、会計法 2015 では、いくつかの IFRS の基準において要求されている公正価値による資産及び負債の当初認識について規定していない。

(2) 経済実態を重視した会計原則

会計法 2015 においては、財務諸表は、ある会計事象に対して法形式よりもむしろその取引の実態を公正に反映する方法で作成され、表示されなければならないと規定している。これは、会計法 2015 において初めて導入された IFRSs に存在する重要な会計原則であり、それまでに公表されていた会計基準または関連する規定には含まれていない会計のフレームワークにかかる概念である。当該概念を法律に含めることは、法形式と経済の実態とが異なる取引に関する会計処理に重要な影響を及ぼす可能性がある。しかし、当該概念は、特別な適用ガイダンスがない限り、実務上は広く適用されていないと考えられる。

(3) 財務報告に適用されるその他の要件

会計法 2015 には、一般原則または一般条項を規定するのみならず、財務報告に適用されるさまざまな詳細な規定や要求事項が含まれている。例えば、会計法 2015 においては、以下のような規定がなされている。

- 記帳通貨はベトナムドンとするが、ある特定の外貨で通常の取引の大半が行われている事業体においては、当該外貨を機能通貨として使用することができる（選択適用）。このような外貨によって作成された財務諸表は、他の法律で別段の定めがない限り、実際の為替レートを用いてベトナムドンに換算する必要がある。
- 財務諸表はベトナム語で作成される必要がある。ベトナムで使用されている会計記録、会計帳簿、または財務諸表において外国語を使用する必要がある場合は、ベトナム語と当該外国語を併記する必要がある。

政府は、会計法 2015 の実施細則として、会計業務、会計機能の体系化、会計士、会計サービス、会計及び会計専門機関に関する政令第 174/2016 / ND-CP 号（2016 年 6 月 30 日公

布、以下「政令 174 号」とする)を公表した。政令 174 は、2017 年 1 月 1 日から施行されている。

2.1.2 ベトナム会計基準 (VAS) 及びベトナム会計制度

(1) ベトナム会計基準 (VAS)

2001 年から 2005 年までの間に、以下に挙げる 26 個の VAS が発行されている。

- 財政省決定第 149/2001/QD-BTC (2001 年 12 月 31 日公布) の下で公表された 4 つの VAS:
 - 基準 02 - 棚卸資産
 - 基準 03 - 有形固定資産
 - 基準 04 - 無形固定資産
 - 基準 14 - 収益及びその他収益
- 財政省決定第 165/2002/QD-BTC 号 (2002 年 12 月 31 日公布) の下で公表された 6 つの VAS:
 - 基準 01 - 一般基準
 - 基準 06 - リース会計
 - 基準 10 - 外国為替レート変動の影響
 - 基準 15 - 工事契約
 - 基準 16 - 借入コスト
 - 基準 24 - キャッシュ・フロー計算書
- 財政省決定第 234/2003/QD-BTC 号 (2003 年 12 月 30 日公布) の下で公表された 6 つの VAS:
 - 基準 05 - 投資不動産
 - 基準 07 - 関係会社投資
 - 基準 08 - 合弁企業の資本拠出に関する財務情報
 - 基準 21 - 財務諸表の表示
 - 基準 25 - 連結財務諸表及び子会社投資
 - 基準 26 - 関連当事者に関する情報
- 財政省決定第 12/2005/QD-BTC 号 (2005 年 2 月 15 日公布) の下で公表された 6 つの VAS:
 - 基準 17 - 法人税
 - 基準 22 - 銀行等の財務諸表における開示
 - 基準 23 - 後発事象
 - 基準 27 - 中間財務諸表
 - 基準 28 - セグメント情報
 - 基準 29 - 会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正

- 財政省決定第 100/2005/QD-BTC 号（2005 年 12 月 28 日公布）の下で公表された最後の 4 つの VAS :
 - 基準 11 - 企業結合
 - 基準 18 - 引当金、偶発資産及び負債
 - 基準 19 - 保険契約
 - 基準 30 - 一株あたり利益

これら 26 個の VAS は、その公表時点で有効であった旧国際会計基準（以下、「IAS」とする）及び一部特定の項目に修正を施した IFRS（2005 年以前に適用されたバージョン）に基づいて開発がなされた。多くの IASs/IFRSs 及び IFRS の改訂については VAS の一部として採用がなされていなかった。その結果、VAS と IFRS の間にはいくつかの重要な相違が生じており、その中で最も重要な差異は次のとおりである。

- 公正価値会計：VAS は主に取得原価主義を採用しており、企業結合会計を除き IFRS で示されている公正価値による測定原則が VAS では考慮されていない。上記 2.1.1 項で述べたように、会計法 2015 において公正価値会計の原則が導入されてはいるものの、証券会社や投資ファンド向けに提供された特定のガイダンスを除き、詳細なガイダンスは存在しない。
- 減損損失：非金融資産に対する減損にかかる会計処理に関するガイダンスは、VAS の下では存在しておらず、IAS 第 36 号「資産の減損」に相当する会計基準が存在しない。
- 金融商品の会計処理：金融資産は、貸倒引当金、または投資価値の低下を控除した取得原価を基礎として測定される。証券会社及び投資ファンドを除き、金融資産の公正価値や市場価格の上昇に起因する未実現利益の認識は認められない。金融負債は、通常取得原価で測定される。デリバティブ金融商品は、通常、貸借対照表上で評価・認識がなされない。

財政省は、VAS に加えて、VAS が定める要件に対する解釈を容易にするため、以下のよう な通達を発行している。

- 決定第 149/2001/QD-BTC、決定第 165/2002/QD-BTC 号及び決定第 234/2003/QD-BTC 号の下で公布された 16 個のベトナム会計基準の適用に関する会計ガイダンス（通達第 161/2007/TT-BTC 号、2007 年 12 月 31 日公布）
- 決定第 12/2005/QD-BTC 号の下で公布された 6 個のベトナム会計基準の実施に関する会計ガイダンス（通達第 20/2006/TT-BTC 号、2006 年 3 月 20 日公布）
- 決定第 100/2005/QD-BTC 号の下で公布された 4 個のベトナム会計基準の実施に関する会計ガイダンス（通達第 21/2006/TT-BTC 号、2006 年 3 月 20 日公布）

上記通達のガイダンスには、それぞれの会計基準に関連する様々な種類の取引についての詳細な会計仕訳及び仕訳入力方法が含まれている。

(2) 営利企業に対するベトナム会計制度

ベトナム会計基準及び上記の通達に加え、財政省は、営利企業向けにベトナム会計制度に関するガイダンスとなる決定や通達を発行している。

財政省は決定第 15/2006/QĐ-BTC 号（「以下「決定 15 号」とする）を 2006 年 3 月 20 日に公布したが、決定 15 号は、その後 2015 年 1 月 1 日以降に開始する会計期間に適用される通達第 200/2014/TT-BTC 号（2014 年 12 月 22 日公布、以下「通達 200 号」とする）に置き換えられた。通達 200 号の一部の条項は、通達第 75/2015/TT-BTC 号（2015 年 5 月 18 日公布、以下「通達 75 号」とする）及び通達第 53/2016/TT-BTC 号（2016 年 3 月 21 日公布、以下「通達 53 号」とする）によって補完がなされるとともに、修正がなされた。

通達 200 号は、信用機関等の特定業種に属する企業を除く全ベトナム企業にその準拠が求められている。当該通達では、詳細な勘定科目表、典型的な取引における仕訳集、会計記録の標準形式及び財務諸表におけるテンプレートが示された。中小企業向けには財政省より中小企業会計制度が示されたものの、中小企業は本制度の代わりに通達 200 号の営利企業向けのベトナム会計制度を選択適用することが許容されている。

通達 200 号は、それまでの決定 15 号において規定されていた会計事項の多くの点について変更した。当該変更は、ベトナムにおける企業会計制度を以下に示す点において IFRS に近づけるものであった。

- 投資目的で保有する投資不動産は減損会計の対象となるが、会計基準において減損会計については詳細に規定がなされていない。当該投資不動産の市場価格が下落し、かつ、減損損失が信頼性をもって測定できる場合、企業は減損損失に見合う金額を投資不動産の価値の減失として損失を認識し、営業費用として計上する。ただし、この通達は、減損テストの実施方法や減損損失を認識した後に市場価格が回復した際の取扱いについては何ら言及がなされていない。
- 長期前払費用として繰り延べられていた為替換算差額は、通達 200 号の規定によると損益計算書に計上されることとなる。
- 通達 200 号は、IFRIC 第 13 号「カスタマーロイヤリティプログラム」と同様の解釈指針を規定している。したがって、企業は、取引発生時に、顧客がプログラムの条件を満たしている場合に、将来無料で顧客に提供する商製品またはサービス、もしくは現金割引またはリベートの公正価値を見積もる必要がある。当該金額は、繰延収益として認識される。
- 企業は、売却可能有価証券及び他の事業体への投資持分について公正価値を開示しなければならない。上場有価証券の公正価値は、当該有価証券を評価する時点における市場価格に基づいて測定がなされる。しかし、通達 200 号では、非上場有価証券に対する公正価値の測定方法に関するガイダンスは明らかにされていない。

上記に加え、財政省は、企業向けのベトナム会計制度として連結財務諸表の作成と表示に関する指針である財政省通達第 202/2014/TT-BTC 号（2014 年 12 月 22 日公布、以下「通達 202 号」とする）を公表している。通達 202 号は、財政省通達第 161/2007/TT-BTC 号（2007 年 12 月 31 日付公布）の Part XIII において規定されている連結財務諸表の作成と表示に関する指針の改定版である。通達 202 号は、2015 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より適用されている。

通達 202 号は、子会社及び関連会社との取引に関する連結財務諸表の作成方法及び表示方法、ならびにグループ企業間取引及びその残高、企業結合、支配の喪失、非支配持分の認識及び測定、企業結合及び連結修正仕訳から生じる繰延税金の処理を含む典型的な取引にかかる仕訳例などの会計処理に関する指針を示している。通達 202 号が示す解釈指針は、多くの部分で IFRS に類似している。

さらに、財政省通達第 210/2009/TT-BTC 号（2009 年 11 月 6 日公布、以下「通達 210 号」とする）は、金融商品の表示及び開示に関する国際会計基準の適用に関するガイダンスを示しており、金融商品関連の取引を行うすべての企業に適用される。当該通達は、基本的に IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を基に翻訳され、2011 年に適用となった。

通達 200 号の発効により通達 210 号は、企業にとって必須の通達ではなくなった。通達 200 号においては、金融商品の会計基準及び金融商品の会計基準を適用する際の解釈指針が発行されるまでは、通達 210 号の規定に従い企業は金融商品を表示ないし開示することが奨励される（ただし必須ではない）と規定がされている。

(3) 信用機関と外資銀行のベトナム支店向け会計制度

信用機関及び外資銀行のベトナム支店の財務諸表は、以下の規定に従い作成される。

- 信用機関向け勘定科目表に係るベトナム国家銀行総裁決定第 479/2004/QD-NHNN 号（2004 年 4 月 29 日公布、以下「決定 479 号」とする）
- 決定 479 号に関連して、信用機関の勘定科目表のいくつかの勘定を補完するための規定であるベトナム国家銀行通達第 10/2014/TT-NHNN 号（2014 年 3 月 20 日公布、以下「通達 10 号」とする）
- 信用機関向けの財務報告制度を規定しているベトナム国家銀行総裁決定第 16/2007/QD-NHNN 号（2007 年 4 月 18 日公布、以下「決定 16 号」とする）
- 決定 16 号で示された信用機関に適用される財務報告制度の一部の条項及び決定 479 号で定める信用機関向け勘定科目表を修正し補完したベトナム国家銀行総裁発行の通達第 49/2014/TT-NHNN 号（2014 年 12 月 31 日公布、2015 年 2 月 15 日から適用。以下「通達 49 号」とする）。

- 決定 479 号で示された信用機関向け勘定科目表の条項、及び決定 16 号において示された信用機関に適用される財務報告制度を修正し補完したベトナム国家銀行通達第 22/2017/TT-NHNN 号（2017 年 12 月 29 日公布、2018 年 4 月 1 日から適用。以下「通達 22 号」という）。

上記の決定及び通達は、金融機関及び外資銀行のベトナム支店に適用される勘定科目表及び会計原則、会計手法及び財務諸表の標準様式を提供している。

通達 49 号において標準様式として示された財務諸表本表及び注記表で開示される情報は、記述様式となっており柔軟性がない。したがって、信用機関または外資銀行のベトナム支店が作成する財務諸表は、IFRS で作成される財務書類と比較して、分類の仕方や表示において様々な相違が生じる可能性がある。

(4) 証券会社向けの会計ガイダンス

証券会社に適用される会計基準を補完するガイダンスである財政省通達第 210/2014/TT-BTC 号（2014 年 12 月 30 日付公布、以下「通達 210/2014 号」とする）が、2016 年 1 月 1 日から適用となった。また、財政省は、通達 210/2014 号の別添資料 02 及び 04 を修正、補完した通達第 334/2016/TT-BTC 号（2016 年 12 月 27 日公布、以下「通達 334 号」とする）を公表し、2016 年 1 月 1 日から開始する会計期間から適用している。通達 210/2014 号及び通達 334 号に規定されていない会計事項に関しては、営利企業向けの会計制度が適用されるものとされている。

通達 210/201 号には、会計伝票、勘定科目表と会計手法、会計帳簿、財務諸表の形式、証券会社に適用される財務諸表の作成方法と表示に関する内容が規定されている。

通達 210/2014 号及び通達 334 号による証券会社向けの会計制度は、通達 200 号による一般の営利企業向けの会計制度と以下のような相違点が存在している。

- 金融資産の会計処理：通達 210/2014 号において金融資産は、純損益を通じて公正価値で計算される金融商品（Fair Value Through Profit or Loss：以下、「FVTPL」とする）、満期保有目的の金融資産（以下、「HTM」とする）、貸付金及び債権（以下、「L&R」とする）、及び売却可能金融資産（以下、「AFS」とする）の 4 つのカテゴリーに分類されると規定されている。金融資産の各カテゴリーの測定は、(IFRS 第 9 号に置き換えられる) IAS 第 39 号の指針と同様である。通達 210/2014 号により、公正価値で測定される金融資産（FVTPL 及び AFS）については、公正価値は、当該金融資産に対して活発な市場が存在する場合、当該金融資産は市場価格に基づいて決定されるか、評価技法を用いて決定される。金融資産の活発な市場が存在しない場合、または公正価値を信頼性をもって測定できない場合、当該金融資産は取得原価を基礎として表示される。証券会社においては、非上場金融資産の評価として、公正価値を測定するための評価モデルを利用する

のではなく取得原価を基礎として測定するのが一般的である。したがって、IAS 第 39 号において例外として定めたいた公正価値による評価を行わないことは、実務上は珍しいことではない。

- 財務諸表の表示：通達 210/2014 号及び通達 334 号により、財務諸表の構成要素は、営利企業向けの会計制度で規定されているものよりも IFRS に近い内容となっている。したがって、一連の財務諸表は、包括利益計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び財務諸表への注記が含まれる。包括利益計算書には、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の規定と同様に、その他の包括利益項目が含まれる。

(5) 保険会社向けの会計ガイダンス

財政省は、保険業界向けに以下の通達を発行している。

- 生命保険会社及び再保険会社（以下、「生命保険会社」とする）向けのガイダンスである通達第 199/2014/TT-BTC 号（2014 年 12 月 19 日公布、2016 年 1 月 1 日より適用。以下「通達 199 号」とする）
- 損害保険会社、再保険会社及び外資系損害保険会社のベトナム支店（以下「損害保険会社」とする）向けのガイダンスである通達第 232/2012/TT-BTC 号（2012 年 12 月 28 日公布、2014 年 1 月 1 日より適用。以下「通達 232 号」とする）
- 保険仲介業者向けのガイダンスである通達第 175/2011/TT-BTC 号（2011 年 12 月 5 日公布、以下「通達 175 号」とする）

通達 199 号、通達 232 号及び通達 175 号は、それぞれ、生命保険会社、損害保険会社及び保険仲介業者のそれぞれのタイプに適用される勘定科目表及び会計原則、会計手法及び財務諸表の標準様式を提供している。

生命保険会社、損害保険会社及び保険仲介業者が、通達 199 号、通達 232 号及び通達 175 号でカバーされていない会計事象を処理する際は、他の民間企業向けの会計制度を遵守する必要がある。通達 232 号と通達 175 号は、通達 200 号以前に適用され、通達 199 号の公布日は通達 200 号の公布のわずか 3 日後であった。このため、通達 200 号のいくつかのガイダンスが、通達 199 号、通達 175 号、通達 232 号において示されている勘定科目表及び財務諸表の標準様式に反映がなされていない。

VAS 第 19 号「保険契約」は 2005 年に発行されたが、当基準は適用されていないことに留意が必要である。他方、保険契約に特有の論点についてガイダンス規定が存在する。例えば、保険法の実施細則政令第 73/2016/ND-CP 号や、政令第 73/2016/ND-CP 号の実施細則通達第 50/2017/ND-CP 号、及び特定の保険商品に関してその他複数のガイダンスがある。しかし、これらの規定は VAS 第 19 号に基づいて作成されていないため、VAS 第 19 号の規定と矛盾が生じている。

(6) 投資ファンドとファンドマネジメント会社向けガイダンス

財政省は、以下のような投資ファンドとファンドマネジメント会社向けのガイダンスを発行している。

- ファンドマネジメント会社向けの解釈指針の公布に関する通達第 125/2011/TT-BTC 号 (2011年9月5日公布、2012年1月1日から適用)
- 証券投資ファンドに適用されるガイダンスである決定第 63/2005/QD-BTC 号 (2005年9月14日公布)
- オープンエンド型ファンドに適用されるガイダンスである通達第 198/2012/TT-BTC 号 (2012年11月15日公布)
- 上場投資信託 (ETF) に適用されるガイダンスに関する通達第 181/2015/TT-BTC 号 (2015年11月13日公布)

上記の規定は、勘定科目表及び会計原則、会計手法ならびに投資ファンド運用会社、オープンエンド型ファンド及び ETF に適用される一連の財務諸表にかかる標準様式を定めている。

(7) その他の特定分野/産業における企業向けのガイダンス

上述した業種以外にも、財政省は、以下のような特定の分野/産業における企業向けのガイダンスを示した通達を多く発行している。

- 中小企業に適用される通達第 133/2016//TT-BTC 号 (2016年8月26日公布)
- 教育訓練、医療、文化、スポーツ、科学技術、環境、社会、人口、家族、育児の分野で活動する民間サービス会社 (機関) に適用される通達第 140/2007/TT-BTC 号 (2007年11月30日公布)
- 地方投資及び開発ファンドに適用される通達第 209/2015/TT-BTC 号 (2015年11月28日公布)
- 宝くじ運営会社に適用される通達第 168/2009/TT-BTC 号 (2009年8月19日公布)
- 協同組合または協同組合連合に適用される通達第 24/2017/TT-BTC 号 (2017年3月28日公布)
- 預金保険機構に適用される通達第 177/2015/TT-BTC 号 (2015年11月12日公布)
- 投資プロジェクト管理委員会または投資プロジェクト管理委員会を設置した投資家に適用される通達第 195/2012 / TT-BTC 号 (2017年11月15日公布)
- ベトナムにおける石油・ガスの採掘と開発を行う契約に関与する石油・ガスオペレーターに適用される通達第 107/2014/TT-BTC 号 (2014年8月8日公布)
- 国庫に適用される通達第 77/2017/TT-BTC 号 (2017年7月28日公布)

一般に、ベトナム会計基準またはそのガイダンスとベトナム会計制度との間に矛盾がある場合、ベトナム会計制度は、ベトナム会計基準またはそのガイダンスと同じ階層に属する

の規定であり、同等の組織階層に位置する監督当局によって発行され、かつ、会計基準ないしそのガイダンスよりも後に発行されるものであるため、これらに優先するとされている。

2.1.3 財務報告に関するその他の関係法規

営利・非営利企業または、株式会社、国営企業、外国投資企業などといったその所有構造の違いによって、また、銀行、保険、証券などといったその業界の特性に応じて、当該企業ないし業界を管轄する当局が規定する会計上の要求事項やガイダンスが異なる。財務報告書の発行主体には、以下のような会計上の要求事項やガイダンスの順守が要求されている。

- 公開企業に適用されるコーポレートガバナンスに関する政令第 71/2017/ND-CP 号(2017年6月6日公布、2017年8月1日より適用)によると、取締役社長や取締役及びその他の管理職の給与について、年次財務諸表において個別に開示することが要求されている。
- 企業法では、株主総会ないし社員総会において財務諸表を承認するとされている。
- ベトナム国家銀行発行の Official Letter No. 7404/NHNN-KTTC(2006年8月29日公布)において、デリバティブの会計処理にかかるガイダンスが示されている。
- ベトナム国家銀行発行の Official letter No. 7459/NHNN-KTTC(2009年4月14日公布)において、投資有価証券の分類にかかるガイダンスが示されている。
- ベトナム国家銀行発行の Official Letter No. 8499/NHNN-TCKT (2013年11月14日公布) 及びベトナム国家銀行発行の Official Letter No. 925/NHNN-TCKT (2014年2月19日公布) のガイダンスにおいては、ベトナム資産管理公社 (Vietnam Asset Management Company、以下「VAMC」とする) に売却された不良債権については、信用機関が VAMC の発行した特別債と引き換えに売却した不良債権金額を計上することとされている。
- ユニットリンク保険商品向けの実施ガイダンスの公布に関する財政省通達第 135/2012/TT-BTC 号 (2012年8月15日公布) においては、生命保険会社が、各報告日時点での公正価値を以ってユニット・リンク・ファンドからの投資を測定することを要求している。

2.1.4 フィナンシャルレジーム

政府、財政省、及びベトナム国家銀行は、フィナンシャルレジームに関するいくつかの規定を発行している。特定のタイプの企業または産業の状況もしくは特定の取引形態に固有の規定となっている条項も存在している。そのようなフィナンシャルレジームの特徴は以下の通り。

- 一部のフィナンシャルレジームには、財務報告に関するガイダンスが含まれており、VAS における会計原則またはそのガイダンスとは異なる場合がある。

- 特定のフィナンシャルレジームにおいては、その設定目的、すなわち、税務目的であるか財務報告目的であるか、あるいは政府当局の監督目的であるのかなどについて一部混乱が生じている。例えば、財政省が発行している多くの通達は、法人税法に準拠しているが、以下のような会計に関するガイダンスをも含んでいる。
 - 棚卸資産評価減、金融資産価値の低下に伴う評価減、企業における商製品及び建設工事における含み損失に対する引当金の計上に関するガイダンスである通達第 228/ 2009 / TT-BTC 号
 - 固定資産の管理、使用及び減価償却に関するガイダンスである通達第 45/2013/ TT-BTC 号
 - 従業員退職手当の財務的取扱いを示したガイダンスである通達第 180/2012/TT-BTC 号
- VAS が一般的な会計原則のみを提供し、特定の会計事項についてはフィナンシャルレジームがより具体的なガイダンスや定量的なガイダンスを規定している分野や、税務当局が課税所得の妥当性を評価するためにファイナンシャルレジームを定めているケースでは、企業は財務諸表の作成に当たってフィナンシャルレジームによって示された規定を使用する傾向があるが、そのような規定は VAS と矛盾するケースがある。
- いくつかの国営企業は、当局から、財務諸表の作成に影響を及ぼす可能性のあるアドホックな決定と指示を受けることがある。多くの場合、これらの決定や指示は、財務報告期間における国有企業の収益性を確保することを目的として特別な会計処理を示している。これらの決定と指示は特別なものであり、特定の企業向けであるため本報告書の対象には含めていない。

2.1.5 財務諸表作成に関する要求事項と財務報告に関連する情報の開示

(1) 財務諸表作成に関する要求事項

- 会計法 2015 第 29 条及び通達 200 号第 99 条に基づき、すべての企業は、会計年度末に財務諸表を作成する必要がある。
- 通達 200 号第 99 条に基づき、国によって 100%保有されている企業、公益事業体は四半期及び中間財務諸表を作成する必要がある。
- 子会社、関連会社を有する親会社は、自身の財務諸表と連結財務諸表を作成する。子会社、関連会社は、親会社における連結財務諸表の作成ないし監督官庁機関の調査に資するため、親会社の会計期間に準じた財務諸表を作成する。
- 通達 202 号第 5 項に従い、上場企業、大規模企業、国営企業は、年次及び半期ごとに連結財務諸表、及び四半期連結財務諸表（簡易版）を作成する。
- 上記カテゴリーに該当しない企業は、期末において連結財務諸表を作成する。

- 決定 16 号及び通達 49 号に従い、信用機関は年次及び中間財務諸表を作成する。子会社が 1 社以上ある信用機関は、年度末に連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成する。
- 決定 16 号第 23 条に従い、会計単位の取り纏めを行っている信用機関や、相互に独立した会計単位となっている信用機関グループの代表企業として指定された信用機関は、同グループに属するすべての信用機関の財務情報を取りまとめた連結財務諸表を作成するよう規定がなされている（例えば、ベトナムで独立した会計単位として運営がなされている複数の支店を有する外資銀行。左記の支店には、調整事務所・駐在員事務所を含む）。

(2) 財務報告関連情報の開示に関する要求事項

一般的な営利企業の場合

- 会計法第 29 条及び通達 200 号第 99 条によれば、各企業は、会計期間の終了日から 90 日以内に年次財務諸表を管轄当局に提出する。
- 通達 202 号第 6 条によれば、会計期間末ないし中間会計期間末からそれぞれ 90 日及び 45 日以内に、年次及び半期の連結財務諸表を株主及び管轄当局に提出する。

上場企業、大規模公開企業、証券会社、ファンドマネジメント会社、公的ファンドは、証券市場で情報開示のためのガイドラインに関する財政省通達第 155/2015/TT-BTC 号（2015 年 10 月 6 日公布）に従い、財務諸表に関する情報を開示する。すなわち、

- 大規模公開企業及び上場企業は、会計年度末から 90 日以内（場合によっては 100 日に延長される可能性もある）かつ、監査法人が監査報告書に署名を行った日から 10 日以内に監査済み財務諸表を開示する。
- 大規模公開会社及び上場企業は、中間会計期間末から 45 日以内（場合によっては 60 日に延長される可能性がある）かつ、監査法人が中間レビュー報告書に署名した日から 5 日以内にレビュー済み半期報告書を開示しなければならない。
- 大規模公開会社と上場企業は、四半期末から 20 日以内（場合によっては 30 日に延長される可能性がある）かつ、監査法人が四半期レビュー報告書に署名した日から 5 日以内にレビュー済み四半期財務諸表を開示しなければならない。
- 大規模公開会社と上場企業は、前年同期に開示された利益と比較して 10%の変動、ないし前期と比較して利益計上から損失計上、またはその逆への変更など利益の大幅な変動があった場合、及び監査前と監査後の利益が 5%以上変動した場合は、利益変動要因を説明しなければならない。
- 証券会社及びファンドマネジメント会社は、大規模公開会社及び上場会社と同様に、財務諸表に関する情報を開示しなければならない。

国が100%資本を保有する企業は、国営企業の情報開示に関する政令第81/2015/ND-CP号(2015年9月18日公布)、及び政府による国家資本投資の監督、財務状況の監督、(国家が持分を有する企業の)業績評価、国営企業及び国営企業の財務情報の開示に関する政令第87/2015/ND-CP号(2015年9月18日公布)に従い財務情報を開示する。すなわち、

- 国営企業は、監査済み半期報告書を同年8月15日以前に、また、監査済み年次財務諸表を翌期の5月31日以前に公表する。
- 連結グループを構成している企業は、親会社の監査済み個別財務諸表及び監査済み連結財務諸表を開示しなければならない。

信用機関は、決定16号及び通達49号に従い、以下のように、ベトナム国家銀行及びその他の監督官庁に財務諸表を提出する。

- 監査済み年次財務諸表：会計年度終了後90日以内
- 中間財務諸表：遅くとも後翌四半期の最初の月の30日より以前
- 上場企業及び大規模公開企業である信用機関は、中間期末から45日以内ないし遅くとも60日以内に独立監査人による監査済み個別及び連結財務諸表、連結半期財務諸表を提出する必要がある

2.2 ベトナム監査制度の概要

2.2.1 ベトナム監査制度の概要

ベトナムにおける法律及び規制においては、外国投資企業(Foreign Invested Enterprises)、信用機関、金融機関、保険会社、上場会社、証券発行企業体、証券取引会社、その他の社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entities)(以下、「PIEs」とする)、国営企業、監査事務所、及び外資系監査事務所のベトナム事務所の年次財務諸表は、独立した監査事務所によって監査される必要がある。本節の報告範囲は、国(政府)による監査や内部監査は含めず、独立監査人による財務諸表監査(以下、「独立監査」とする)に限定する。

企業は、独立監査に関する法律(Law on Independent Auditing)に基づき、企業の会計期間終了日の30日前までに、独立監査人と監査契約を締結する必要がある。ベトナムでは、独立監査に関する実務に関して、以下のような法律及び規制が存在している。

- 「独立監査に関する法律」(法律第67/2011/QH12号、2011年3月29日承認、2012年1月1日発効)

- 「独立監査に関する法律に係るガイドンス及び実施ガイドンス」(政令第 17/2012 /ND-CP 号、2012 年 3 月 13 日公布、2012 年 5 月 1 日発効)
- 「社会的影響度の高い事業体に対する独立監査規程」(財政省通達第 183/2013 /TT-BTC 号、2013 年 12 月 4 日公布、2014 年 1 月 18 日発効)
- 「信用機関及び外資銀行のベトナム支店に対する独立監査規程」(国家銀行通達第 39/2011/TT-NHNN 号 (以下、「通達 39 号」とする)、2011 年 12 月 15 日公布、2012 年 1 月 1 日発効)
- 「独立監査の品質管理に関する規程」(財政省通達第 157/2014/TT-BTC 号) (以下、「通達 157 号」とする)
- 独立監査に関する法律の施行に関するその他の文書
 - 登録済監査人に対する継続的専門研修制度に関する財政省通達第 150/2012/TT-BTC 号、及びそれを改正・補足する財政省通達第 56/2015 / TT-BTC 号
 - 登録済監査人の登録者リストの登録、管理、公表に係るガイドンスである財政省通達第 202/2012/TT-BTC 号
 - 公認会計士試験に係るガイドンスである通達第 91/2017/TT-BTC 号

以下において、上記それぞれについて概要を説明する。

(1) 独立監査に関する法律

2012 年 1 月 1 日より発効となった「独立監査に関する法律」は、ベトナムにおける独立監査に関する最上位の法規則である。当該法律は、監査業務、監査対象企業、監査契約、独立監査人の監査報告書、監査の品質管理、監査調書に関する一般的な要求事項を規定している。また、監査人の適格要件、監査範囲、監査の種類、及び、監査人や監査事務所（外資系監査事務所のベトナム事務所を含む）及び被監査会社の権利と責任を規定している。

「独立監査に関する法律」では、政府は、独立監査に関する活動を全般的に監督するとされており、財政省は、独立監査に関する基準の作成と発行、監査人や監査事務所の監督、及び監査業務の品質管理の監督を行う。加えて、財政省は、適切な監査制度の実施を担保するための各種通達を発行するとともに、詳細な実務指針を規定している。なお、同法律は、職業的会計専門機関（現在、ベトナム公認会計士協会（以下、「VACPA」とする）がその任を担っている）の役割を定義しているが、ベトナムにおける財務諸表監査や調製等の業務を提供するに際し、同機関への会員登録は必須要件ではない。

(2) 独立監査に関する法律に係るガイドンス及び実施ガイドンス

政令第 17/2012/ ND-CP 号（以下、「政令 17 号」とする）は、職業会計専門家による財務諸表監査、クロスボーダー監査業務、監査対象企業、監査報告書、監査調書の保管、利用、破棄に関する詳細な規則を規定している。

監査に関する職業的会計専門機関である VACPA は、監査の実務従事者を養成するための教育訓練を行うとともに、国際監査基準と整合を図るためベトナム監査基準の在り方を研究している。また、VACPA はベトナム監査基準の更新作業を行い、財政省が最終化したベトナム監査基準の承認及びその公布を行っている。さらに、VACPA は、公認会計士試験のために審査会を組織するとともに、監査業務に関する品質管理検査を実施するために財政省と協力している。また、VACPA は現在、監査人及び会計士に対する継続的専門研修制度（CPE）の実施主体となっており、ベトナムにおいて IFRS を導入するにあたって重要な役割を果たすことが期待される。

政令 17 号では、監査業務を提供する要件として、監査事務所（外資系監査事務所のベトナム事務所を含む）に対し、以下を定めている。

- 法定資本金額が 50 億ベトナムドン（以下、「VND」とする）以上であること
- 監査事務所における基幹メンバー¹の資本所有の割合が 35%未満であること
- 監査事務所に登録されている公認会計士の数が 2 名以上であること
- 監査事務所に登録されている公認会計士による最低出資金が定款に記載されている資本金の 50%を超えていること。
- 外資系監査事務所の場合、資本金額が 50 万米ドル以上であること

なお、被監査企業等の取締役会、理事会などの意思決定機関は、監査を実施した監査人に対して独立監査業務を提供できる資格があるか監査人に対して説明を求める権利を有している。

また、ベトナム法の認可を受けた監査事務所と合併で設立した外資系監査事務所は、ベトナムの企業及び組織に対して、この政令に定める以下の条件を満たす場合に限り、クロスボーダー監査業務を提供することが認められている。

- 財政省に認定された 5 人の監査人から構成されていること
- ベトナムにおける職業会計専門家損害賠償保険に加入していること
- ベトナムの法律に従い設立され、営業している商業銀行に、法定資本金に相当する預け金を払い込んでおり、クロスボーダー監査契約により発生し得る債務が当該預け金額を超える際に備えて、当該銀行からの保証を受けていること
- 財政省が発行するクロスボーダー監査業務を提供する資格を授与した証明書を取得していること

(3) PIEs に対する独立監査規程

PIEs に対する独立監査についての通達第 183/2013/TT-BTC 号（以下、「通達 183 号」とす

¹ 基幹メンバーとは、有限責任またはパートナーシップにおける定款資本金の一部を保有する個人または組織を意味する。〔企業法（2014 年法）、第 4 条 23 項〕

る)に基づき、PIEsは、監査事務所によって監査された年次財務諸表、及び(要求される場合には)レビューされた半期財務諸表を提出しなければならない。

監査事務所がPIEsに対して監査業務を提供するためには、通達 183号及び2016年7月1日付で発布された政令第84/2016/ND-CP号に規定される下記の条件を満たす必要がある。

- 監査業務の提供について財政省の承認を得ていること
- 登録資本金が60億VND以上であること
- 10名以上の公認会計士が登録されていること
- 少なくとも200社以上の企業(そのうち少なくとも10社はPIEsである必要がある)に対して監査報告書を発行した経験を有すること
- ベトナムの監査基準に定められた要件を満たす品質管理体制を有すること
- 職業会計専門家損害賠償保険に加入しているか、又は既存の規制によって規定されている職業会計専門家損害賠償制度に基づいた賠償基金を設定していること

また、証券セクターに属するPIEsに対して監査業務を提供するには、監査事務所は、以下の条件を満たす必要がある。

- 登録されている公認会計士が15名以上であること
- 少なくとも250社以上の企業(そのうち少なくとも20社は証券セクターに属するPIEs)に対して監査報告書を発行した経験を有すること

なお、本通達では、証券セクターに属するPIEsには、大規模な公開企業²、上場企業、証券発行会社、証券会社、証券投資会社、ファンド、ファンド運用会社が含まれるとされている。

PIEsの監査に従事するには、登録されている公認会計士であり、かつベトナムで24ヶ月以上の監査実務経験を有する、監査実務経験者リスト(財政省が管轄)に登録されていることが必要となる。

(監査事務所の責任と義務)

監査事務所は、会計年度終了から90日以内にウェブサイトに透明性報告書(Transparency report)を公表することが求められている。

監査事務所は、監査対象であるPIEsに対し、監査の過程で検出された事項を伝達し、再発防止策または対処策についてマネジメントレターという形で当該被監査企業に是正を求めるほか、必要に応じて、当該被監査企業を管轄する当局に報告を行うとされている。

² 財政省の説明によれば、通達183号で定義される証券セクターに属する「大規模な公開企業、上場企業、証券発行会社(発行体)」は業種・産業を問わずこれに該当する企業を指す。なお、「公開企業」の定義は証券法(2006年法)で規定される「株式公開済み企業で、且つ100名以上の株主及び100億VND以上の払込資本金を有する企業」を指す。このため、「公開企業」には、上場企業のほか、株式公開済み非上場企業も含まれる。

さらに、監査事務所は、監査の過程で発見された重要な検出事項、適切な財務報告作成プロセスにおける内部統制上の重大な不備、被監査企業による監査範囲の制限による限定意見、または経営者によって修正がなされなかった重要な虚偽表示による限定意見を伝達するために、必要に応じて適時に被監査企業に対してマネジメントレターを発行するとされている。

監査事務所は、PIEs に対する監査業務の一部または全部を、監督官庁の（PIEs の監査業務に係る）許認可を得ていない監査事務所（監査基準で定められた専門家を除く）に委託してはならないとされている。

(4) 信用機関及び外資銀行のベトナム支店に対する独立監査規程

信用機関及び外資銀行のベトナム支店（Foreign Banks' Branches）（以下、「FBBs」とする）に対する独立監査については、ベトナム国家銀行（The State Bank of Vietnam）（以下、「SBV」とする）が発布した通達 39 号に準拠することが要求されている。

通達 39 号によれば、会計年度終了前に、信用機関及び FBBs は、次年度の財務諸表監査及び内部統制監査を担当する監査事務所を任命しなければならない。

現状、内部統制監査制度に関する明確なガイダンスは発行されておらず、また、SBV も信用機関及び FBBs 自身による内部統制に関する詳細なガイダンスを発行していない。このため、実務においては、内部統制に関する経営者評価の在り方は、それぞれ大きく異なっている可能性がある。監査人は、経営者による内部統制評価について監査を実施し、監査報告書を発行している。

監査事務所が信用機関及び FBBs に対する監査を実施するためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ベトナムの法律に基づき設立され、3 年以上経過し、且つ 100 億 VND 以上の資本金を有すること
- 少なくとも 10 人の公認会計士を有し、うち 5 人の公認会計士は、信用機関ないし FBBs の監査経験を有していること
- SBV から信用機関及び FBBs に対して監査業務を提供することを禁止されていないこと
- 同一の信用機関及び FBBs に対し連続して 5 年以上監査業務を提供しておらず、且つ監査対象期間の前年度と対象年度において当該信用機関及び FBBs に対して財務アドバイザー業務、経営コンサルティング業務、リスク管理アドバイザー業務、評価業務などの非監査業務を提供していないこと
- 監査対象である銀行、信用機関、FBBs との間で、債券や資産の購入、資本拠出、ジョイントベンチャー、株式購入などの取引関係がないこと

- 一般的な条件よりも優遇された条件の下で監査対象である銀行、信用機関、FBBs に対して債務を有していないこと

財政省及び国家証券委員会は、監査事務所に対して PIEs の監査に係る特定の承認手続を要求しているが、SBV は、監査事務所に対して信用機関及び FBBs の監査に係る特定の承認手続は要求していない。

信用機関ないし FBBs の財務諸表に対する監査報告書に限定意見が含まれている場合、信用機関ないし FBBs は、限定意見の対象となった領域を再度検証するために別の監査事務所の監査を受ける必要がある。信用機関及び FBBs の監査においては、マネジメントレターは必須の成果物とされ、当該レターにおいて以下の項目について言及することとされている。

- 実施した監査の種類、方法
- 監査範囲に関するマネジメントとのコミュニケーション内容
- 内部統制の整備・運用状況に関する評価
- 財務諸表及び内部統制に対する意見に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク
- 監査人から提案された修正事項
- 財務諸表及び内部統制に対する意見または監査人の意見に重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- 監査人と経営者との間での意見対立及び監査上の指摘事項に対する対処策及びその影響

なお、信用機関または FBBs は、監査人が発行したマネジメントレターを SBV に提出することが要求されている。

(5) 独立監査の品質管理に関する規程

2014 年 10 月 23 日に公布された監査の品質管理に関する通達 157 号は、監査事務所、外資系監査事務所のベトナム事務所、公認会計士、職業会計専門機関、その他のベトナムの関係団体、組織、個人に適用される。通達 157 号によれば、監査、レビュー及び保証業務の品質について以下の項目について審査がされ、品質管理がなされている。

- 監査事務所が毎年実施・作成する品質管理自己検査報告書
- 監査事務所が財政省、国家証券委員会及び関連機関に提出する監査報告書の品質
- 監査業務を提供する際に遵守すべき規則の順守状況及び監査を実施するための資格要件の遵守状況
- 監査事務所が作成し、財政省及び国家証券委員会に提出した、品質管理に関する年次報告書、及び監査事務所の運営過程で検出された品質管理に関する情報

監査の品質管理に係る検査は、所轄官庁（財政省、国家証券委員会）によって定期的または必要に応じて随時実施される。さらに、監査事務所は、監査事務所及び監査人の違法行為、

品質管理基準に対する違反の兆候または報告を受けた通報や告発について検査されることがある。

証券セクターに属する PIEs に監査を提供している監査事務所に対する品質検査は、3年に1度以上、他の PIEs に対する監査を提供している監査事務所に対する品質検査は4年に1度以上、非 PIEs に対する監査を提供している監査事務所に対する品質検査は5年に1度以上の頻度で実施される。検査結果が合格水準未満（グレード3）または不適切（グレード4）となった場合、当該監査事務所はその1年後、または2年後に再検査を受ける。ただし、監査事務所に違反の兆候がある場合、または監査に関するクレーム、告発もしくは訴訟が生じた場合、監査事務所は随時検査を受ける。

監査事務所は、品質管理に関し、以下のような責任を負っている。

- 監査の品質管理に関する方針と手続を策定し、品質管理を実施する。
- 毎年、監査の品質管理上の不備の有無を確認し、是正するために自己レビューを実施し、監査業務の品質を向上させる。
- 毎年5月31日までに自己レビュー報告書を財政省（及び証券セクターに属する PIEs に業務を提供する監査事務所は、国家証券委員会を含む）に提出する。
- 財政省と国家証券委員会の要請に従い当該要求事項を報告する。

(6) 独立監査に関する法律の施行に関するその他の文書

独立監査に関する法律の施行に関連する文書は、主に以下の通り。

図表 2 - 2 独立監査に関する法律の施行に関する主な文書

No.	文書名	主な事項
1	継続的専門研修制度に関する通達（財政省通達第 150/2012 / TT-BTC 号、2012 年 9 月 12 日公布、2013 年 1 月 1 日から発効）及び財政省通達第 150/2012/TT-BTC 号の改正及び補足通達（通達第 56/2015 / TT-	<p>監査人は、継続的専門教育として、①ベトナムの法律、会計及び監査に関する規制（最低 20 時間）、②倫理（最低 4 時間）、③税金、財務管理、管理スキル及びその他のトピック（最低 40 時間）に係る知識更新のため、研修に参加する。</p> <p>研修制度は、財政省の承認を受け、VACPA、ACCA（英国勅許会計士協会）、ICAEW（イングランド及びウェールズ勅許会計士協会）、その他認可された教育機関、または監査事務所のような職業的会計専門機関によって運営される。</p>

No.	文書名	主な事項
	BTC 号、2015 年 4 月 23 日発効)	研修の登録、モニタリング、報告は、通達に記載されている要件と手続に従わなければならない。
2	登録済監査人の登録者リストの登録、管理、公表に関する通達 (財政省通達第 202/2012/TT-BTC 号)	<p>財政省は、通達で規定された下記の条件を満たし、登録申請された、監査人の登録申請書類を審査し、認定証を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士試験に合格し、監査分野で 36 ヶ月の実務経験を有している ・ もしくは、監査事務所において正社員として勤務している <p>登録後、毎年 8 月 31 日までに財政省に対し、継続的専門教育の実施状況に関する報告書を提出する。</p> <p>財政省は、各監査事務所に登録された公認会計士のリストをウェブサイトに公開し、定期的に当該リストを更新する。</p>
3	公認会計士試験に関するガイダンス (財政省通達第 91/2017/TT-BTC 号、2017 年 8 月 31 日公布、2017 年 10 月 15 日発効)	<p>財政省は、会計監査に関する法律第 11 条及び会計法第 57 条並びに第 71 条に規定された、公認会計士試験の実施及びモニタリングに関するガイダンスを公表している。</p> <p>ベトナムの公認会計士試験の受験資格要件は、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務、金融、会計または監査に関する学士以上の学位を保有していること ・ 上記以外の学位を取得した者については、財務、会計、監査、財務分析、税務科目の合計取得単位が全科目の合計取得単位の 7%以上であること ・ 財務、会計や監査分野で 36 ヶ月以上の実務経験を有すること (実務経験には、監査事務所での業務期間だけでなく、企業での内部監査部門やベトナム会計検査院 (政府機関) での勤務期間も含まれ得る。)

No.	文書名	主な事項
		<p>また、試験の受験にあたっては、以下のいずれかを満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の公認会計士資格を持つ者（英国勅許会計士、オーストラリア公認会計士、米国公認会計士、IFACメンバーである職業会計専門機関所属者）については、ベトナム語で5科目（経済法及び企業法、上級財務及び財務管理、上級税務及び税務管理、上級財務会計及び管理会計、上級監査及び保証業務）（各科目180分）の試験を受け、70%以上の点数を獲得すること ・ 上記以外の者については、経済法及び企業法、上級財務及び財務管理、上級税務及び税務管理、上級財務会計及び管理会計、上級監査及び保証業務、上級財務分析の6科目の筆記試験（各科目180分）及び外国語試験（120分）を受験し、各科目で最低50%の点数を獲得し、6教科合計得点で60点満点のうち38点以上を獲得すること <p>なお、試験合格後、受験者は財政省より公認会計士の認定書が授与される。これは登録済監査人として監査業務に従事するための最初の条件とされている。</p>

2.2.2 監査、レビュー、保証及び関連業務のベトナムの基準

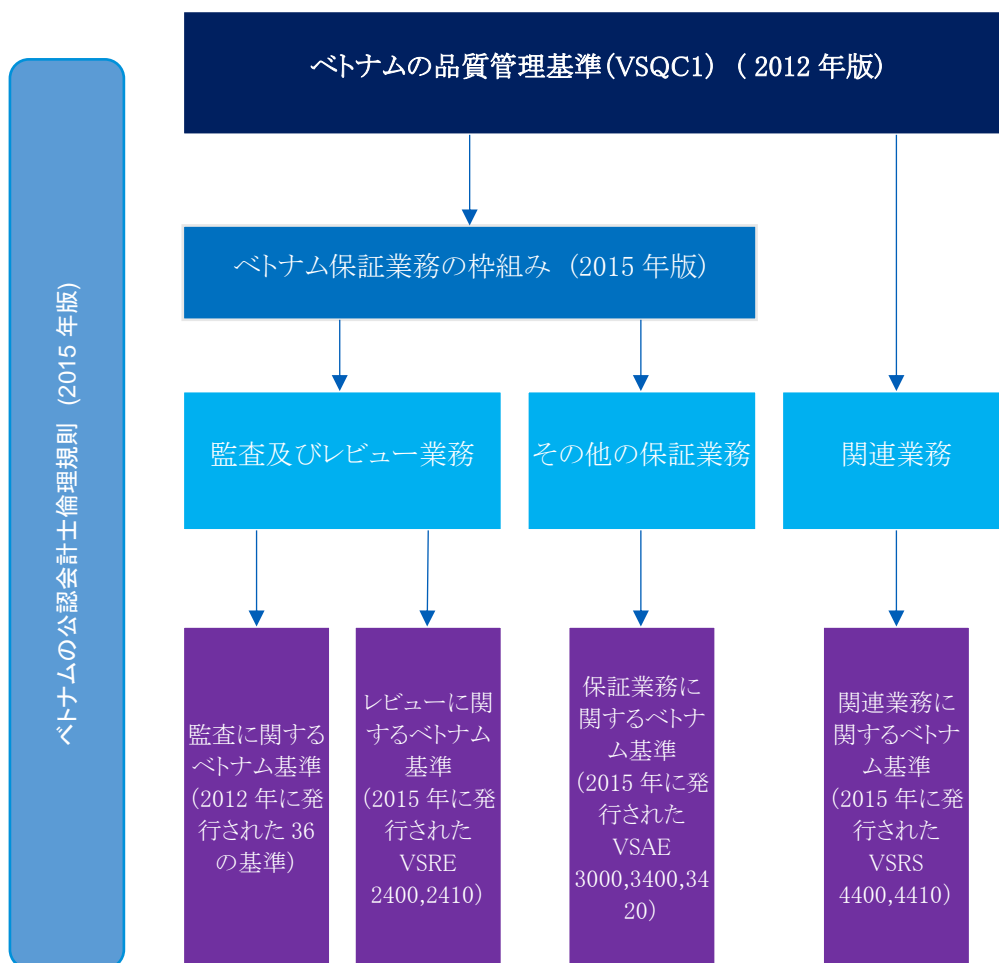
ベトナムにおける監査実務は、品質管理、監査、レビュー、その他の保証業務及び、これらに関連する業務に対する規則並びにベトナムの公認会計士倫理規則によって規定されている。

ベトナムの監査及び関連業務に関連する基準（Vietnamese Standards on Auditing and related Services）（以下、「VSAs」とする）は、概ね国際監査基準（2009年版）を踏襲した内容となっている。

VSAsと国際監査基準の相違は、主に以下の要因から生じている。

- 国際監査基準における要求事項の変更（国際監査基準において更新された項目が、まだVSAsで採用されていない場合）
- ベトナムにおける監査に関連した法律及び規制におけるベトナム固有の条項

図表 2 - 3 ベトナムにおける保証およびその他関連業務に関する基準の相関図



第3章 他国のIFRS適用方針及び適用プロセス

3.1 はじめに

IFRSは、現在100カ国以上で適用されている。IFRSは、2001年に設立された国際会計基準審議会（the International Accounting Standards Board）（以下、「IASB」とする）によって開発される会計基準であり、営利企業の一般目的財務諸表及びその他の財務報告に適用するように設計されている。IFRSは2005年に多くの国と地域、とりわけ欧州連合（以下、「EU」とする）がEU域外の規制市場に上場する企業に対してIFRSの適用を義務づけたことを契機として、世界の多くの国で使用されるようになってきている。

これは、アジアも例外ではない。アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（the Asia-Oceania Standards Setters Group）（以下、「AOSSG」とする）による最新の調査によると、アジア・オセアニア地域における比較的規模の大きい資本市場を持つ国と地域では、既に上場企業の財務諸表の作成にあたってIFRSまたはIFRSと同等と考えられる会計基準を適用することを義務付けているか、許容している。例えば、オーストラリアと香港では、2005年にIFRSと実質的に同等である自国の会計基準が導入されている。また、中国では2007年にIFRSと実質的に収斂した会計基準を自国の会計基準として公表しており、韓国では2011年に韓国語に翻訳したIFRSを自国の会計基準として採用している。また、多くのASEAN諸国においても類似の動向が見られる。さらに日本では、2010年3月期より国内上場企業に対して連結財務諸表へのIFRS適用を認めている。

こうした背景を踏まえ、あずさは、ベトナム財政省、JICA及びKPMGベトナムと協議の上、4か国（中国、韓国、マレーシア、米国）を選定し、各国におけるIFRS導入に関する事情について調査を行った。対象国の選択にあたっては、以下の要素を考慮した。

- 政治・社会システム — 当該国の政治・社会システムがベトナムと類似しているか
- 導入形態 — 「採用(adoption)」方式か、「収斂(convergence)」方式か
- 言語 — 自国の財務報告システムに組み込む際にIFRSは母国語に翻訳されたか
- 分析の深度 — IFRS導入を検討する際に、どの程度の深度で検討されたか
- 会計基準設定主体の在り方 — 自国の財務報告システムにIFRSが組み込まれた後も当該国の会計基準設定主体が維持されている場合、その資金源は公的財源（例えば国家予算）であるか、或いは民間資金（例えば民間企業からの拠出金）であるか

本調査にあたっては、上記4カ国に加えて、日本も調査対象としている。日本では、国内上場企業に対して日本の会計基準の適用を原則としつつも、金融庁によって指定されたIFRS、一般に公正妥当と認められた米国会計基準（以下、「US-GAAP」とする）、修正国際会計基準（以下、「JMIS」とする）の適用を認めている特徴的な制度が採られている。このため、当該制度に起因する経験を踏まえた知見がベトナムに有益であると考えられた。

なお、あずさが各国 KPMG 事務所に対して実施した情報収集に関する資料は別添 4「中国、韓国、マレーシア、米国、日本の IFRS 導入に関する質問票」を参考にされたい。

3.2 調査対象国の IFRS または IFRS と同等の基準の適用状況

3.2.1 中国

(1) 新企業会計準則の適用

中国では、中国財政部（以下、「財政部」とする）が IFRS と実質的に収斂した企業会計基準（Accounting Standards for Business Enterprises）を定めており、この IFRS と同等の基準を「新企業会計準則」と呼称している（別称として「New PRC GAAP」とも言われているが、本報告書では「新企業会計準則」とする）。中国は、IFRS との収斂を図っていく過程で、自国の経済状況、法体系、商習慣、監督官庁、企業会計を取り巻く関係者の能力を勘案し、利害関係者からの意見徴収を経て、IFRS の全面採用やその翻訳という適用方法を採用するのではなく、新企業会計準則を IFRS と収斂させるという方法を選択している。

新企業会計準則は、上場企業³に加えて以下の企業に対しても連結財務諸表及び個別財務諸表の作成基準として適用が義務付けられている。なお、適用企業数について統計データは公表されていない。

- 特定規制企業（保険会社、証券会社、資産管理会社）
- 大規模国営企業（2007 年 4 月 6 日「国务院国有資産監督管理委員会（以下、「SASAC」とする）により監督対象となっている企業における企業会計基準の導入に関する通達」によって規定されている企業）
- 銀行業等の金融機関
- 関連規制当局（地方財務局等）が発行した規則に従って新企業会計準則を採用しなければならない企業（例えば、広州財務局と広州 SASAC は、2010 年 1 月 1 日までに、広州に登記したすべての中規模及び大規模企業に新企業会計準則による財務諸表の作成を義務付ける通達を発出している。）

上記以外の企業には、財務諸表を作成するにあたって、旧企業会計準則と新企業会計準則の選択適用が認められている。

実務的には、中国域外に所在している親会社の連結会計方針に従って連結パッケージを作成している外国企業の多くが新企業会計準則を選択している。これは、異なる会計基準で 2 種類の財務諸表（連結パッケージ目的の財務諸表、法定会計帳簿作成目的の財務諸表）を作成することを回避するためである。

なお、本調査では、新企業会計準則の適用に際し、特定業種に対するガイドラインについ

³ 外資企業の中国証券市場の上場は認められていない。

て詳細の確認は実施していない。ただし、2006 年以降、財政部から以下のような適用や解釈の指針が公表され、適用されている。

- 企業会計準則応用指南
新企業会計準則の適用指針であり、新準則のうち重要な内容を含む 32 項について詳細な説明を加えるとともに、会計科目と主要な帳簿処理について規定したもの
- 企業会計準則解釈（第 1 号～第 4 号）
主に国内上場会社を対象とした新企業会計準則の解釈指針であり、新たな会計事象の発生や変化に適合する会計処理について規定し、IFRS の改訂に対応する新準則の修正について規定したもの
- 企業会計準則講解
新企業会計準則と応用指南を公表した後に発生した実務上の問題に対する解釈指針
- 企業会計準則実施専門家工作組意見
新企業会計準則の実務上の論点に対する専門的見解を示した解釈指針

(2) 新企業会計準則と IFRS の相違

財政部と IASB は、2005 年及び 2015 年に共同声明を出しており、新企業会計準則は実質的に IFRS と収斂を達成したとされている。しかし、新企業会計準則の導入時点においては、新企業会計準則と IFRS の間に、主に以下の差異が存在していた。

- ① 有形固定資産や無形資産について、減損の戻入を禁じている点
- ② 同一の政府の支配を受けている国営企業間取引については、これらの企業間に実質的な支配関係が存在しない場合には関連当事者として取り扱わず、開示が不要としている点

このうち、②については、IASB が IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」を改訂したことにより、2011 年 1 月 1 日以降開始する事業年度以降、当該差異は解消されている。

(3) 中国における会計基準の適用関係

中国では、新企業会計準則による財務諸表の作成を義務付けられていない企業に対して、企業規模等に応じて、旧企業会計準則及び小規模企業会計基準の利用が認められている。中国国内企業が利用可能な会計基準の概要は以下の通りである。

図表 3 - 1 中国の会計基準

分類	新企業会計準則	旧企業会計準則	小規模企業会計基準
対象	上場企業及び特定事	新企業会計準則によ	小規模事業者

分類	新企業会計準則	旧企業会計準則	小規模企業会計基準
	業者（詳しくは3.2.1 (1) 参照）	る財務諸表の作成を 義務付けられていな い企業	
会計基準設 定主体	財政部	同左	同左
IFRS との類 似性	実質的に IFRS と収斂 がされている	類似性を測ることは 困難	IFRS とは大きく異 なる
変更/更新の 頻度	IFRS が更新される度 に新企業会計準則も 更新される	頻繁ではない	頻繁ではない

(4) XBRL の利用状況

中国では上場企業に XBRL⁴の使用が義務付けられている。XBRL の監督当局は財政部である。

3.2.2 韓国

(1) K-IFRS の適用

韓国は IFRS を韓国語に翻訳したうえで、韓国採択国際会計基準（以下、「K - IFRS」とする）を自国基準としている。このため、上場企業、証券市場に上場を予定している企業、非上場の金融機関（貯蓄銀行など小規模金融機関は除く）が連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するにあたって、K-IFRS の適用が義務付けられている。K-IFRS は韓国語であることを除き IFRS と同一の基準である。なお、非上場企業であり「株式会社の外部監査に関する法律」（以下、「外監法」とする）の対象となる企業のための会計基準については、一般企業会計基準（以下、「K-GAAP」とする）が定められている。また、非上場企業かつ外監法の非対象企業向けには、K-GAAP を簡素化した中小企業会計基準が定められている。

韓国の国営企業は、公企業、準政府機関、その他の公共機関に分類されている。国営企業のうち、公企業及び準政府機関には K-IFRS が適用され、その他の公的機関には一般企業会計基準と類似した異なる会計処理基準が適用される。したがって、非上場の国営企業には、K-IFRS の適用は義務付けられていない。

⁴ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) は、各種事業報告用の情報（財務・経営・投資などの様々な情報）を作成・流通・利用できるように標準化された XML ベースのコンピュータ言語を指す。

外国企業には、K-IFRS、IFRS、US-GAAP のいずれかにより財務諸表を作成することが要求されている。

2016年12月末現在、2,081社の上場企業と182社の非上場金融機関、計2,263社に対してK-IFRSの適用が義務付けられており、K-IFRSに基づき財務諸表が作成されている。なお、韓国において特定業種に対するK-IFRS適用に係るガイドラインは存在しない。

(2) K-IFRS と IFRS の相違

IFRS財団との契約により、K-IFRSではIFRSからの大きな修正が禁じられている。このため、K-IFRSとIFRSとの相違は、限定的である。K-IFRSにおけるIFRSの修正内容は下記の通りである。

- 基準書の番号体系等の形式的修正：基準書別にIFRSを採択する際、IASシリーズ及びIFRSシリーズを区分するために4桁の番号体系が導入されている。
- IFRSで要求されていない開示要求の追加：IFRS財団との導入契約書で許容した範囲内で追加の開示要求がK-IFRSに含められている。具体的には、例えば、監督当局と情報利用者の要求によって営業損益の開示、利益剰余金処分計算書の開示、受注産業に属する企業に対する進行基準の収益認識に関連する注記開示が追加されている。

(3) 韓国における会計基準の適用関係

韓国国内企業が利用可能な会計基準の概要は、以下の通りである。

図表3 - 2 韓国の会計基準

項目	K-IFRS	K-GAAP	中小企業会計基準
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業 ・資本市場に上場を予定している企業 ・非上場の金融機関（貯蓄銀行等小規模金融機関は除く） 	非上場企業であり、かつ外監法の対象企業	非上場企業であり、かつ外監法の対象とならない企業
会計基準設定主体	韓国会計基準院(KASB)/IASB (注)K-IFRSはIASBにより公表されているIFRSの翻訳である	韓国会計基準院(KASB)	韓国会計基準院(KASB)

項目	K-IFRS	K-GAAP	中小企業会計基準
IFRS との類似性	概ね 100%	IFRS に類似	大きく簡素化されている
更新/修正の頻度	IFRS 更新の度に K-IFRS も更新	一年に一度かそれ以上	2014 年に施行後、2017 年に改正

(4) XBRL の利用状況

韓国の上場企業は、金融監督院に対して XBRL 情報を提出することが義務付けられている。提出対象は注記を除いた財務諸表のみで、金融機関は提出を除外されている。XBRL の監督当局は金融監督院である。

3.2.3 マレーシア

(1) M-FRS の適用

マレーシアは、2012 年 1 月 1 日より採用方式により IFRS を導入し、マレーシア財務報告基準 (Malaysia Financial Reporting Standards) (以下、「M-FRS」とする) として自国基準を定めている。M-FRS は、IFRS とほぼ同一の基準であり、マレーシア国会社法第 2 章にて定義されているプライベート・エンティティ⁵以外の全ての企業に対して、連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するにあたってその適用が義務付けられている。また、プライベート・エンティティも M-FRS を選択適用することができる。さらに、マレーシアでは、会社法に基づき、マレーシアの国営企業にも M-FRS に基づく財務諸表の作成が義務付けられているほか、マレーシア国内の証券市場に上場している外国企業には M-FRS、IFRS、US-GAAP、英国会計基準、オーストラリア会計基準のいずれかの会計基準による財務諸表の作成が要求されている。現在、M-FRS を適用している企業数に関する統計データは公表されていない。

なお、マレーシア国立銀行は、金融機関が M-FRS を適用する際のガイドラインを公表することにより、金融機関が開示する財務諸表の比較可能性を高めるとともに、その財政状態及び経営成績をより正しく評価するために十分な開示を金融機関に対して求めている。同ガイドラインでは M-FRS を適用する金融機関における認識基準、公正価値の測定方法、開示に係る最低限の要件を定めている。

⁵ プライベート・エンティティは、マレーシア証券委員会 (Securities Commission Malaysia) もしくは、マレーシア国立銀行の規制により財務諸表の作成が要求されていない企業を指す。

(2) M-FRS と IFRS の相違

M-FRS と IFRS との間に重要な相違はなく、両者は実質的に同一であると考えられている。

(3) マレーシアにおける会計基準の適用関係

マレーシアには、M-FRS の利用を義務付けられていない小規模企業（プライベート・エンティティ）に対するの会計基準（Malaysian Private Entities Reporting Standard）（以下、「MPERS」とする）が存在する。MPERS は、IASB が 2009 年 7 月に発行した中小企業向け IFRS（以下、「IFRS-SMEs」とする）のうち、数か所の基準を除き翻訳された中小企業向け会計基準である。

マレーシアの国内企業が利用可能な会計基準の概要は以下の通りである。

図表 3 - 3 マレーシアの会計基準

項目	M-FRS	MPERS
対象	プライベート・エンティティ以外の全ての企業	プライベート・エンティティ
会計基準設定主体	MASB/IASB	MASB
IFRS との類似性	100%	IFRS-SMEs と非常に類似している
変更/更新の頻度	IFRS が更新される度に M-FRS も更新される	一年に一度かそれ以上

(4) XBRL の利用状況

マレーシアでは、XBRL の利用は義務付けられていない。

3.2.4 米国

(1) IFRS の適用

米国では、証券取引所法により、国内上場企業は、財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board）（以下、「FASB」とする）の定める US-GAAP による連結財務諸表の作成が義務付けられている。外国企業については、US-GAAP、又は IASB が公表した IFRS のいずれかに従い連結財務諸表を作成することが要求されている。個別財務諸表については、資本市場法制上、その作成・報告は求められておらず、会社法制上の取扱いは各州によって異なる。

2017年4月現在、証券取引委員会（Securities Exchange Commission）（以下、「SEC」とする）に登録されている500を超える外国企業が、IFRSに基づく財務諸表を作成しており、これらの企業の株式合計時価総額は7兆USDである。

他方、国内上場企業に対してはIFRSの適用は認められていない。このため、米国の特定業種に対するIFRS導入に関するガイドラインは存在しない。

(2) US-GAAP と IFRS の相違

前述の通り、米国では、国内企業がIFRSを適用することは認められていない。このため、米国内においてIFRSの修正は行われていない。

なお、FASBは、2001年、ノーウォークで、IASBと共通の会計基準の作成を目指して共同作業を進めることで合意している。しかしながら、現時点で、US-GAAPとIFRSの間の差異は多数存在する（詳細は、以下を参照されたいKPMG US' s publication⁶）。

(3) 米国における会計基準の適用関係

米国国内企業が利用可能な会計基準の概要は、以下の通りである。米国市場に上場している国内企業に対してはUS-GAAPの適用が義務付けられている。他方、中小企業に対しては、上場企業等に適用が義務付けられている基準を一部簡素化した取扱いが認められている。

図表3 - 4 米国の会計基準

項目	US-GAAP	中小企業向け財務報告フレームワーク
対象	米国市場に上場している国内企業等	左記以外
会計基準設定主体	FASB	FASB（但し、Private Company Councilの議論を踏まえ、一部簡素化）
IFRSとの類似性	類似性を図ることは困難	同左
更新/変更の頻度	頻繁	同左

⁶ <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2017/12/ifrs-us-gaap-2017.pdf>

(4) XBRL の利用状況

米国では、国内市場への上場企業等に対して XBRL の使用が義務付けられている。XBRL の監督当局は SEC である。

3.2.5 日本

(1) IFRS の適用

日本では、法制度上、金融証券取引法の報告対象となっている上場企業が作成する連結財務諸表は一般に公正妥当と認められた日本会計基準（以下、「J-GAAP」とする）を適用することを原則としながらも、金融庁が指定した指定国際会計基準、US-GAAP、JMIS の適用も認められている。指定国際会計基準は、実質的に IFRS と同一であり、JMIS はのれんの償却とその他包括利益のリサイクルの取り扱いを除いて IFRS と実質的に同一である。指定国際会計基準と JMIS の使用については、上場企業であることに加え、有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関わる記載を行っていること、IFRS に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていることが要求されている。なお、個別財務諸表の作成については、J-GAAP の適用を義務付けている。

なお、日本において上場国営企業が指定国際会計基準を採用した事例はない。また、非上場国営企業における事例については網羅的な確認は出来ていないが、指定国際会計基準及び JMIS の採用が義務付けられておらず、適用事例は少なくとも多くないと考えられる。

外国企業については、J-GAAP、指定国際会計基準、US-GAAP、またはその他認められている会計基準により財務諸表の作成が認められている。

2018 年 10 月末現在、指定国際会計基準を適用して連結財務諸表を作成している企業が 179 社、IFRS を採用することを決定した旨を開示している企業が 16 社とされている⁷ほか、JMIS を適用している上場企業はない。

また、特定業種への対応として、2017 年 8 月に金融庁から、銀行が指定国際会計基準に基づく連結財務諸表の作成を認めることについての「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」が公表された。現状、銀行が指定国際会計基準を適用する場合、併せて、連結財務諸表を J-GAAP によって作成することが要求されている。2018 年 10 月時点で、同内閣府令（案）は最終化されていないが、同内閣府令（案）が最終化されて銀行による IFRS 適用に関する負荷が軽減された場合、銀行による指定国際会計基準の適用が促進されることが期待されている。

⁷ 日本取引所グループ「IFRS 適用済・適用決定会社数（平成 30 年 10 月現在）」
<https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>

(2) 指定国際会計基準、JMIS、IFRS の相違

指定国際会計基準は実質的に IFRS と同等の基準となっている一方で、JMIS は以下の点において IFRS と相違する。

- IFRS では、その他包括利益で認識した項目の一部について、その後に純損益に組み替えること（リサイクリング）が禁止されている一方で、JMIS では例外なくリサイクリングを要求している。
- IFRS では、のれんの償却が禁止されており、年次の減損テストがされることが要求されているが、JMIS では効果がおよぶ期間にわたって定額法その他合理的な方法により、規則的に償却することを要求している。

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」とする）は、J-GAAP と IFRS の収斂を進めてきたが、両会計基準には依然として差異が存在しており、上記 2 項目が重要な差異と考えられる。なお、財務会計基準機構（以下、「FASF」とする）/ASBJ と IFRS 財団の間の契約内容は公表されていないものの、JMIS において IFRS の特定部分が修正されていることを考慮すると、JMIS の開発にあたって、契約上、IFRS の修正が禁止されてはいなかったと考えられる。

(3) 日本における会計基準の適用関係

J-GAAP、指定国際会計基準、JMIS に加えて、限られた数の金融証券取引法の対象の国内企業に対しては US-GAAP による財務諸表の作成が認められている。加えて、中小規模の事業者向けに、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されている。

日本の会計基準の適用状況は下記の通りである。

図表 3 - 5 日本の会計基準

項目	J-GAAP	指定国際会計基準	JMIS	中小企業の会計に関する指針、中小企業の会計に関する基本要領
対象	全ての企業	金融証券取引法における報告企業であり、特定の条件を満たす企業	金融証券取引法における報告企業であり、特定の条件を満たす企業	金融商品取引法の対象企業、及び、会計監査人を設置する

項目	J-GAAP	指定国際会計基準	JMIS	中小企業の会計に関する指針、中小企業の会計に関する基本要領
		業	企業	会社を除いた企業
会計基準設定主体	ASBJ	金融庁/IASB (注)金融庁は全てのIFRSを指定している	ASBJ	日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、ASBJ
IFRSとの類似性	高い	100%	非常に高い	大きく簡素化されている
更新/変更の頻度	頻繁	IFRSが更新される度	IFRSが更新される度	頻繁

(4) XBRLの利用状況

日本では、上場企業にXBRLの使用が義務付けられている。XBRLの管理主体は、金融庁及びFASFである。

3.3 IFRSまたはIFRSと同等の会計基準の導入にあたっての検討（各国別分析）

IFRSまたはIFRSと同等の基準を導入するにあたって検討すべき事項は多岐にわたるが、主な論点として、以下の事項が考えられる。

- 適用範囲（適用企業、適用される財務諸表等）
- 適用方法（任意適用か強制適用か、収斂方式か採用方式か等）
- 法制度（法人税法、会社法等）との関係
- IFRSの翻訳
- IFRSの修正
- IFRSまたはIFRSと同等の基準を導入後の自国会計基準の在り方
- XBRLの使用
- IFRSの導入による経済的な影響
- 国内会計基準設定主体の役割
- IASBとのコミュニケーション

- IFRS 教育と研修
- 監査人への影響

本節では、上記のうち、経済、社会、文化的な事情から各国での課題や対処策等が異なっていた論点について、各国当局が実際に経た検討過程と併せて国毎に記載する。具体的には、以下において次の事項を記載する。

- (1) 各国で IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入に関与した主な機関
- (2) IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入プロセス
- (3) 導入に当たっての実務上の課題
- (4) IFRS の翻訳
- (5) 移行方式
- (6) 法制度との関係
- (7) 各国におけるマクロ的な影響

他方、各国で類似の課題が存在し、類似の対処策が講じられた論点については、次節 (3. 4) に記載する。

3.3.1 中国

(1) 新企業会計準則導入に関与した主な機関

中国において適用すべき会計基準の選択に責任を有し、個別会計基準の設定を行う主体は財政部であり、新会計基準導入にあたっては財政部が重要な役割を果たした。具体的には、財政部は、2006年2月に、2007年1月から適用となる新企業会計準則を公表したほか、新企業会計準則の開発過程において重要な役割を果たした。

より具体的には、財政部内の部局である会計司が中国国内における会計実務の普及、運用状況モニタリング、会計基準の開発、修正、改廃について責任を有している。また、会計司内に中国企業会計準則委員会（以下、「CASC」とする）が設置され、CASCが企業会計基準設定主体となっている。CASCは、財政部職員、企業、大学機関、会計士協会の代表者など30名程度の委員から構成されおり、内部に以下3つの専門委員会が存在する。

- 会計倫理専門委員会
- 企業会計専門委員会
- 政府及び非営利組織会計専門委員会

(2) 新企業会計準則の導入プロセス

新企業会計準則の導入プロセスの概要は、以下の通りである。

図表 3 - 6 中国における新企業会計準則の導入年表

年月	主な出来事
2005年11月	IFRS と収斂した会計基準である新企業会計準則を開発する旨を CASC と IASB が共同で公表
2006年2月	財政部が新企業会計基準として 38 の個別基準からなる新企業会計準則を公表
2007年1月	2007年1月1日を基準日として新企業会計準則の適用開始 順次、収斂作業も継続
2007年12月	固定資産の減損損失の戻入規定及び関連当事者開示の2つの基準を除いて、2007年12月6日時点において有効な新企業会計準則は、当該日以降香港会計基準と実質的に同質である旨を、CASC と香港会計士協会の連名で公表
2010年4月	財政部は、新企業会計準則と IFRS の継続的な収斂作業を継続することを内容とするロードマップを公表 ロードマップでは、継続的な収斂の推進と、今後、新企業会計準則が IASB と合意したスケジュールに則って改訂される旨について言及
2015年11月	特に国際的に事業を営む中国企業による IFRS の利用の促進のため、財政部と IFRS 財団は、IFRS の収斂の促進とそれを進めるためのワーキンググループを設立することを合意

中国における新企業会計準則開発過程で実施された事項は、主に以下の通りである。

図表 3 - 7 新企業会計準則の開発過程で実施された事項

項目	実施された事項
会計上の論点の把握	特定の会計上の論点にフォーカスした協議会を主催するため、関係する利害関係者や会計基準委員会メンバーを指名した。
調査及び分析	会計上の論点の詳細論点や潜在的な問題点のみならず、最新論点や中国における関連論点を調査・分析した。
利害関係者からの意見徴収	意見徴収のために、関連業界団体や当業界の研究者、法律専門家、税務専門家などの利害関係者を招聘し、中国における既存のルールや規定との整合性や法律・税務との調整の有無についてコメントを求め

項目	実施された事項
	た。
研究	新たな会計基準の草稿及び修正の過程において、上場企業や大規模国営企業、会計事務所の代表者を招聘し、各会計論点における主要論点や実務上の検討課題を特定し、対処案や解決策について研究を行った。
監査基準との整合性	会計基準の開発や草稿過程において、監査基準との整合性を図るために会計基準と監査基準との間の確認作業を行った。

図表3 - 8 中国における新企業会計準則の導入プロセス



「IFRSに関するアジア出張報告書（中国）」（以下、「金融庁報告書（中国）」とする）によると、2006年に制定された新企業会計準則は、2007年1月より全ての上場企業・保険会社・証券会社・基金公司及び先物仲介会社に適用されたほか、2008年には中央国営企業・非上場の銀行（外資銀行・都市商業銀行・信託会社・財務会社等）に適用範囲が拡大し、2009年には地方（35の省市）国営企業・農村信用合作社にまで適用範囲が広がっているとされている。

(3) 実務上の課題

旧企業会計準則から新企業会計準則に移行する際、以下の実務上の課題が存在した。

- 原則主義の性格が強いIFRSのフレームワークに基づく場合の判断の余地
- 公正価値測定の利用
- 広範な開示要求
- 新企業会計準則とIFRSの相違による比較可能性の阻害（例えば、IFRSでは固定資産について原価モデルと再評価モデルが認められているが、新企業会計準則では原価モデルのみが許容されている。）

上述した課題に対して、中国では以下の措置が取られた。

- 特定された課題に関する聞き取り調査
- 新企業会計準則に関する研修の実施

- 財政部と会計関連当局、証券会社、銀行、保険、監査事務所等の利害関係者との調整と協力の強化
- CASC 内に新企業会計準則移行のための作業部会を設置
- 新企業会計準則の解釈指針の発行（2017 年 12 月までに、新企業会計準則に関する 12 の個別の解釈指針が発行されている。）

(4) IFRS の翻訳

新企業会計準則の開発にあたっては IFRS の中国語訳を基礎としていると考えられるが、新企業会計準則は IFRS を逐語翻訳した会計基準ではない。なお、中国の翻訳のプロセスについて、財政部からの正式な公表情報は存在しない⁸。

(5) 移行方式

中国では、国内企業に対してビッグバン方式⁹による、新企業会計準則の強制適用が行われた。強制適用に際して、財政部では新企業会計準則の導入による課題と影響の特定のため、50 以上の企業に参加を呼びかけ、パイロットテストを実施した。これを踏まえ、財政部では、新企業会計準則の初度適用時の、認識と測定及び財務諸表の表示を規定するため「企業における会計基準の初度適用」を公表している。

なお、発効日は 2007 年 1 月 1 日から開始する会計年度と一律に定められ、早期適用は認められなかった。また、旧企業会計準則から新企業会計準則へ移行した際の財務諸表に対する影響について、財務諸表利用者にとっての便宜を図るための特定の開示要求は設けられなかった。

新企業会計準則と IFRS との収斂を推し進めるため、財政部と IASB との間では年 2 回の定期協議の仕組みが構築された。2010 年以降は、当該協議体は IFRS の収斂に係るハイレベル協議へと格上げされた。

(6) 法制度との関係

- 会社法との関係

中国会社法において配当可能利益は、税引後当期純利益から一定割合の法定準備金を控

⁸ 日本金融庁による「IFRS に関するアジア調査出張（中国）調査報告書」によると、財政部へのインタビュー時に「英語と中国語の言語としての違いや、法律用語の違いなどを考えると、アドプションはこのような言語環境には合わない」とのコメントを得ている。

⁹ 中国におけるビッグバン方式は、2007 年 1 月 1 日を発効日として 38 個の個別基準からなる新企業会計準則を上場企業及び特定事業者（詳しくは 3.2.1 (1) を参照）に対して適用する方式。

除した後の実現利益（会社法 167 条）とされており、新企業会計準則の下においても IFRS の下においても、配当可能利益の計算方法は異ならない。

- 法人税法との関係

中国では税法と会計基準は分離されている。中国の企業所得税については、2007 年以前は中国企業と外国企業とでは別個の法律が適用されていたが、2008 年 1 月 1 日以降開始する事業年度からは、両者に対して共通の企業所得税法が適用されている。中国の企業所得税は、会計基準に準拠して算定された損益から税務調整を経て課税所得が算出される。「金融庁報告書（中国）」によると、1990 年代以降、会計制度の改革に伴い、会計と税務は異なる目的を持つものとして、両者の概念フレームワークには乖離が生じているとされている。このため、新企業会計準則の導入によって、会計と税務の関係に根本的な変化は生じていないとされている。

(7) 新企業会計準則導入による社会経済的な影響

新企業会計準則導入の導入により、中国の市場経済や経済環境に以下のような正の影響を及ぼしたと検討・分析されている。

- 新企業会計準則の導入により、経済情勢の変化について、より適切に対応することが可能となった。
- 健全な市場経済が構築されることにより、中国における金融資本市場の発展や安定化に貢献した。
- 会計情報の質は証券市場において投資家の信頼に直接影響を及ぼすが、国際的な会計実務と整合性のある認識、測定、及び報告基準を整備することにより中国における会計情報の質が向上し、信頼性が増すことにより、投資家の適切な意思決定を促すなど公共の利益に貢献した。
- 規制当局に体系的かつ有効なベンチマークとなる目安を提供する等、健全な資本市場を形成するにあたり、適切な規制を強化することを可能とした。
- IT 技術が発展している経済環境下において、世界で認知された共通の経済言語である会計がますます重要となっている。このような環境下において、新企業会計準則の導入は、中国経済全体のさらなるグローバル化の発展、深化に貢献した。
- 中国における会計基準の国際化が図られ、信頼性が高まった。

このような、正の影響に対し、新企業会計準則の導入に際し、以下のような負の影響（コスト）も発生したと検討・分析されている。

（企業におけるコスト）

- 新企業会計準則への移行により、従来の旧企業会計準則の下で策定していた経理マニュアルの改訂、社内経理システムの改修、継続的なシステム運用を行うために発生するコスト
- 新企業会計準則の下で新たに策定された財務報告要件や開示要求を満たすため、既存の情報システムを更新することによって発生する追加コスト
- 会計スタッフに対する新企業会計準則にかかる専門知識の習得や、原則主義に対応した専門的判断を可能とする研修の提供、新企業会計準則が要求する開示項目などに習熟するための教育・研修の実施のための追加コスト

(財務諸表の利用者におけるコスト)

- 新企業会計準則を十分に理解したうえで経済的意思決定をするための教育に係るコスト
- 新企業会計準則と旧企業会計準則とを採用する企業が混在しているため、企業間の比較可能性を可能にするための追加情報収集コスト

(規制当局におけるコスト)

- 新企業会計準則の適用開始段階において、旧企業会計準則から円滑に移行するための利害関係者間の調整コスト
- 新企業会計準則に準拠した新たな規則や制度を開発・策定するためのコスト
- 新企業会計準則に基づき、市場を監視し、財務リスクを測定する新たな指標を開発するためのコスト

3.3.2 韓国

(1) K-IFRS 導入に関与した主な機関

外監法において、金融委員会 (Financial Services Commission) が証券先物委員会の審議を経て、企業が適用する会計基準を定めるとされている。また、金融委員会は中央行政機関であり、金融監督院の業務を指導及び監督し、金融監督院は金融機関に対する検査、制裁業務を行うとされている。

韓国における会計基準設定主体は、韓国会計会計士協会 (The Korea Accounting Institute) (以下、「KAI」とする) に設置された韓国会計基準委員会 (The Korea Accounting Standards Board) (以下、「KASB」とする) であり、K-IFRS の導入にあたっては KASB が重要な役割を果たした。KASB の役割は、以下の通りである。

- 会計基準の制定及び改正に関する業務
- 会計基準の実務や適用の支援
- 会計基準に関連する研究
- 会計教育

- IFRS 財団の統治機構、IASB、諮問会議で活動する韓国人職員への支援

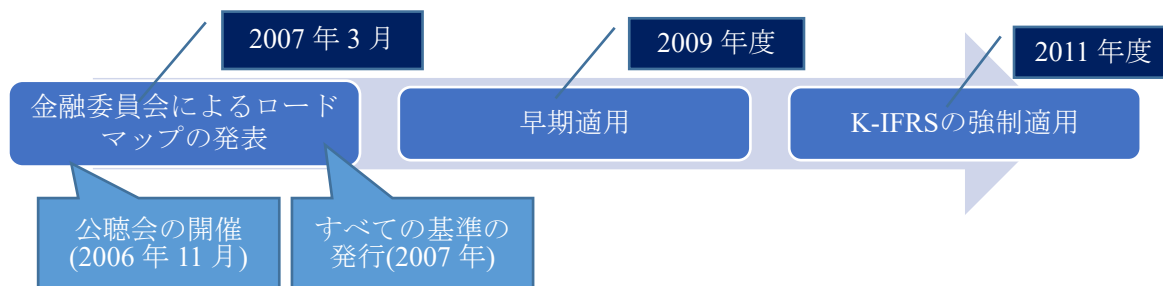
KASB の構成メンバーは以下の通りである。

- 会員総会（13 の機関で構成）：韓国公認会計士協会、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国金融投資協会、生命保険協会、損害保険協会、韓国取引所、金融監督院、韓国会計学会、コスダック協会（会員 13 機関は、基準院の設立及び運営資金のために設立拠出金を一定率で分担して拠出している。）
- 理事会（15 名以内の理事で構成）
- 会計基準委員会（院長、常任委員、非常任委員（5 名））
- 質疑回答に関連する委員会：質疑回答委員会、K - IFRS の回答連席会議（金融監督院と共同運営）
- 諮問・審議委員会：経営諮問委員会、会計基準諮問委員会、専門委員会、中小企業会計基準審議委員会
- 調査研究室

(2) K-IFRS の導入プロセス

2006 年 2 月、K-IFRS の導入を準備するため、金融委員会、金融監督院、財政經濟部、企業の代表、KASB、監査事務所等を構成員とする IFRS 実施準備委員会が組成され、K-IFRS の導入が進められた。同委員会では様々な議論がなされ、2006 年 11 月に公聴会を開催し意見を集め、その結果を踏まえて、金融委員会は 2007 年 3 月にロードマップを公表した。韓国における K-IFRS 導入ロードマップの主な内容は以下の通りであり、これについて多方面から検討が行われた。

図表 3 - 9 韓国における K-IFRS 導入プロセス



図表 3 - 10 韓国におけるロードマップの概要

区分	主な内容
適用対象及び受入時期	原則として上場会社を適用対象とし、K-IFRS を適用する時期は 2009 年からとするものの、2011 年には全面適用（非上場会社の K-IFRS の適用を妨げるものではない） -任意適用（2009 年）：希望企業（金融会社は除外） -義務適用（2011 年）：全ての上場企業
四半期・中間期の連結財務諸表の作成時期	適用時期 四半期・中間期連結財務諸表 1 段階 2009 年 国際会計基準適用企業 2 段階 2011 年 資産 2 兆ウォン以上 3 段階 2013 年 全ての上場会社
非財務情報の連結開示	事業報告書等の非財務情報に関する事項も、連結ベースで開示 親会社は連結子会社の主な経営事項及び合併・営業譲渡等の重要な開示事項に対して包括的に開示
非上場会社用の会計基準	非上場会社の負担を軽減させるために、別途簡易かつ、明確な会計処理基準を制定し、当該基準を適用（2011 年から適用）
K-IFRS の制定	2007 年下半年期までに、K-IFRS の開発作業を完了

以下、IFRS 適用に関する韓国における主な事象を時系列で示す。

図表 3 - 11 韓国における K-IFRS の導入年表

年月	主な出来事
2006 年 2 月	IFRS 実施準備委員会の設置
2007 年 3 月	IFRS 導入ロードマップの発表
2007 年 9 月	国際会計基準財団（IASCF）と著作権放棄契約を締結
2007 年 12 月	K - IFRS の制定及び発表
2008 年 12 月	欧州委員会により、K - GAAP が IFRS と同等と認定
2009 年	2009 年早期適用企業の財務諸表の初年度開示（第 1 四半期財務諸表より）
2010 年	2010 年早期適用企業の財務諸表の初年度開示

年月	主な出来事
2011年	2011年強制適用企業の財務諸表の初年度開示(第1四半期財務諸表より) 2兆ウォン以上の資産を有する上場企業の半期・四半期連結財務諸表の開示
2012年	IFRS財務諸表の適用事例及び適用上の留意点の分析及び、制度的補完
2013年	2兆ウォン未満の資産を有する上場企業の半期・四半期連結財務諸表の開示

(3) 実務上の課題

K-IFRS 導入以降、韓国では、連結財務諸表が主な財務諸表となり、資産の評価を取得原価ではなく、公正価値で評価する等、財務諸表の作成に大きな変化が発生した。K-IFRS の導入にあたっては、規則主義から原則主義への転換、資産評価方式の変化、退職給付引当金及び外国為替換算の問題があった。実務上の課題に関する主な内容は、以下の通りである。

● 規則主義から原則主義への転換

K-IFRS の導入は規則主義から原則主義へと変更となり、原則と裁量の境界線や判断が介在する余地が大きかったことから、K-IFRS の導入時点において、財務情報の利用者に混乱が生じた。また、従来の韓国基準に比べ詳細な解釈指針がない原則主義の下では、会計基準の解釈によっては、従来認められていた会計処理を認めなくなる可能性があることが懸念された。

なお、金融庁の「IFRSに関するアジア出張報告書(韓国)」(以下、「金融庁報告書(韓国)」とする)によると、K-IFRS の導入により、比較可能性の向上、実態に即した会計方針の選択というメリットが指摘された一方、企業間によって会計処理方法にばらつきが生じることから、財務諸表の比較可能性の低下が懸念された。また、原則主義の会計基準を適用することによる困難さについては、企業によってはIFRSには実際には詳細なルールが規定されていたことから、当初想定したほど原則主義の会計基準を適用することによる困難さはなかったとの声もあった一方で、適切な解釈を得るのに苦労しているとのヒアリング結果も得られている。

● 資産評価の方法の変化

従来、資産評価においては主に原価モデルが適用されていたが、K-IFRS の導入後は公正価値モデルの適用範囲が拡大した。公正価値を測定するに当たっては、相当な費用が必要なほか、評価に関する専門的な能力が必要となる旨が指摘された。そのため、鑑定評価事務所のような資産の評価業務を行う専門機関の必要性が増したとされている。

但し、「金融庁報告書(韓国)」によると、従来適用されていたK-GAAPがIFRSを基礎としていたことから、一部の産業・企業で公正価値による資産評価について実務への影響がみられたものの、多くの企業ではK-IFRSの移行により大きな影響はなかったとの報告もある。

- 退職給付引当金の測定方法の複雑化

退職給付引当金は、平均勤続年数、将来期待賃金、平均賃金上昇率等を加味し、予想される退職金支給額を現在価値に割り引いた金額で測定される。退職給付引当金の測定には、専門家に業務を依頼する必要がある等の理由から、これについて多くの費用が発生した。

- 外貨換算のリスクの増大

期末に保有する資産及び負債に対して期末に一時的に高い(低い)為替レートを用いて換算すると、財務諸表が歪曲されるのではないかという点について懸念が示された。特に、大規模かつ長期の請負契約の場合に、資産及び負債の財務諸表計上額について変動性が拡大することから、負債比率の悪化が懸念された。

これらの課題を踏まえ、産業界を中心に K-IFRS の早期導入や強制適用について懸念が示された。このため、韓国では、作成者や投資家の負担軽減や他制度との調整等に配慮しながら、様々な対策が講じられた。

KPMG 韓国事務所の専門家からのヒアリング及び「金融庁報告書(韓国)」によると、具体的には、KASB による IFRS 実施準備委員会や質疑応答制度が設置されたほか、事前の影響分析を十分に実施したうえで、連結財務諸表を中心とした監督・管理方式の改善、継続的な教育の実施、K-IFRS に対する専門性の向上、KASB の IASB に対する影響力の拡大の推進などの対応が講じられた。

(4) IFRS の翻訳

IFRS 財団は、IFRS 導入予定国が IFRS または IFRS と同等の会計基準を当該国の会計基準として導入する際の翻訳手順や責任について規定した「翻訳、採用、著作権に関するポリシー(Translation, Adoption & Copyright Policy)」を公表している。韓国においても、IFRS を導入する初期の段階で、KASB が IFRS 財団と著作権契約を結んでいる。当該合意では、以下の事項について規定している。

- IFRS 財団は韓国で使用される韓国語 IFRS の著作権を放棄すること
- 代わりに、KASB は IFRS 財団に毎年 8,000 ポンド(GBP)を支払うこと
- KASB は翻訳に際して IFRS の規定を変更することが認められないこと

韓国では、IFRS 原文の意味が翻訳により変わる可能性に対して懸念が示されたことを踏まえ、直訳方式による翻訳原則を当初から堅持していた。他方、直訳方式による一単語対一単語の翻訳原則に従うことにより、翻訳版に対する理解可能性が低下することが問題点として指摘された。これを解決するため、KAI は翻訳原則に対する再検討を行い、理解可能性を高めるため、翻訳改善プロジェクトを推進することにした。特に、結論の根拠(Basis for Conclusions)等、IFRS 本文以外の部分に対しては、理解可能性が向上することにより重点を置いて翻訳することにした。

また、IFRS には可能性を表現する用語（韓国での調査によると、可能性の程度を表現する用語は 35 ある）が使用されているが、その程度に対する利用者間での解釈が異なることから、会計処理が一貫しないという問題が提起された。このような問題を分析して解決策を模索するため、KASB はオーストラリア会計基準委員会（AASB）と共同研究を行い、IASB に対し、IFRS における用語の使用方法について改善を図ることを提案している。

以下は、KAI が発表した K-IFRS の制定・改正のための翻訳原則である。

- IFRS の原文内容を忠実に伝達できるよう直訳するものの、韓国語の語文規範に合わせて自然かつ理解しやすい用語で文章を構成する。
- 可能な限り日常生活で多く使用する用語を使用し、難しい漢字や日本式の漢字を純韓国語または平易な漢字語に修正し、外来語を極力使用しない。
- 韓国語の自然な語順及び文章成分の呼応関係を考慮して、文章を構成する。
- 受動表現はできるだけ能動表現で表す。
- 理解しにくい二重否定文は肯定文に代える。
- 原文が幾つかの接続詞で繋がっていることによりあまりにも長くて複雑な場合には、意味を毀損しない範囲内で複数の文章に分ける方法を検討する。
- IFRS の原文を直訳した時にその内容を忠実に伝達できない場合にのみ、その内容及び趣旨に従った翻訳をする。

(5) 移行方式

韓国では、2011 年から全上場企業に対して、K-IFRS の適用が義務付けられた（ビックバン方式）。韓国におけるビックバン方式は、IASB が制定した全ての基準書を全上場企業及び主な金融機関を対象として、特定の時点で一括して強制適用するという方法である。対象企業は、K-IFRS 導入による影響を 2010 年の年次事業報告書において事前開示することが義務付けられ、導入準備計画及び推進状況、既存の会計方針との主な差異点等を開示することが求められた。

なお、2011 年から K-IFRS の適用が強制的に義務付けられたが、2009 年または 2010 年から任意適用することも容認された（早期適用）。韓国の IFRS 導入に際して、国が主導したパイロットテストのプロジェクトは存在していない。

(6) 法制度との関係

韓国では、従来、商法に企業の会計基準についての規定が存在していたため、K-IFRS 導入により、一部の法制度において K-IFRS と相反する部分が生じる可能性があった。また、法人税法上の定めと K-IFRS の要求事項が異なるため、混乱が生じる可能性があった。

韓国では、商法及び法人税法、外監法等を改正することにより、K-IFRS 導入後に起こり

得る問題の緩和・解決を図った。具体的な内容は、以下の通りである。

- 商法との関係
 - K-IFRS では連結財務諸表が主要な財務諸表となるため、連結財務諸表も取締役会及び定期株主総会において承認を受けるように商法を改正した。
 - K-IFRS の導入により有価証券、有形・無形資産等に対する公正価値による評価範囲が拡大する可能性があったため、未実現利益を配当可能利益の計算にあたり除外するように商法を改正した。
- 法人税法との関係
 - K-IFRS の導入に先立ち、法人税法が改正された。「金融庁報告書（韓国）」によると、法人税法改正の基本方針は、①同一の経済行為に対して同一の税負担を維持すること、②税務調整負担を最小限にとどめること、③税法の目的上、適切な会計処理であれば、税負担が増加しても受け入れることであった。
 - 具体的には、以下の改正がなされた。
 - ・ K-IFRS を、法人税法上認められる会計基準に含めるよう改正
 - ・ K-IFRS を導入する企業に、有形・無形資産の減価償却費の申告調整を許容するよう改正
 - ・ 減価償却方法及び耐用年数の変更に関する申告事由を追加するよう改正
 - ・ 機能通貨を導入する企業の課税標準の計算方法を新設
 - ・ 海外事業による外貨を国内貨幣へ換算する際の換算方法を改正
 - ・ 外貨建資産、負債の換算方法を改正
 - ・ 建設資金利息の資本化に一般借入金の利息を含めるよう改正
 - ・ 貸倒引当金戻入額の益金への算入を猶予
 - ・ 法人税法上のリースの分類基準を改正
 - ・ K-IFRS を導入する企業が課税標準として使用する財務諸表の提出方法の明確化
- 外監法との関係
 - K-IFRS 強制適用対象会社の財務諸表監査に関する定めを新設した。
 - 「IASB が発行した IFRS」を韓国の会計基準に追加した。

(7) K-IFRS 導入による社会経済的な影響

韓国では IFRS を強制適用してから 5 年経過した後、KASB が中心となり IFRS 適用の効果について包括的な調査が行われている。そのうち「Costs and Benefits of IFRS Adoption in Korea」(2015)では、財務諸表作成者への影響について調査しており、245 社を対象に IFRS 適用の影響についてアンケート調査を実施している。

同調査によると、IFRS 導入により便益が費用を上回ったと回答した企業は全体のわずか

10%にとどまった。他方、費用が便益を上回ったと回答した企業は全体の 49%であった。

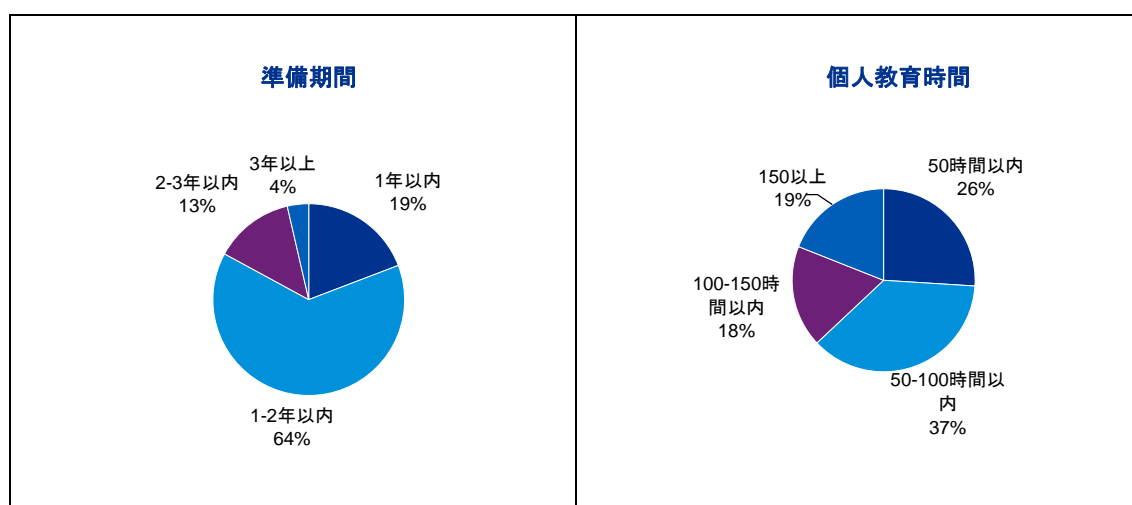
ネガティブな効果として会計実務の人的・資金的な負担の増加を指摘する企業が最も多く (124 社)、次いで、会計処理の難しさの増加を指摘した企業が 59 社、理解可能性の低下を指摘した企業が 45 社あった。その他、注記にかかる準備作業・コストの増加、判断を伴う会計処理のリスクの増加、国内会計基準との不一致といった点も挙げられていた。他方、ポジティブな効果としては、グループ企業への評価・統制の向上を指摘した企業が最も多く (40 社)、次いで会計職員の専門性の向上を指摘した企業が 30 社、信用力の向上を指摘した企業が 26 社、公正価値測定による恩恵を指摘した企業が 22 社、会計の透明性の向上を指摘した企業が 21 社あった。その他、会計情報の使いやすさの向上、比較可能性の向上、グローバル化、判断を伴う会計処理の増加がポジティブな効果として報告されていた。

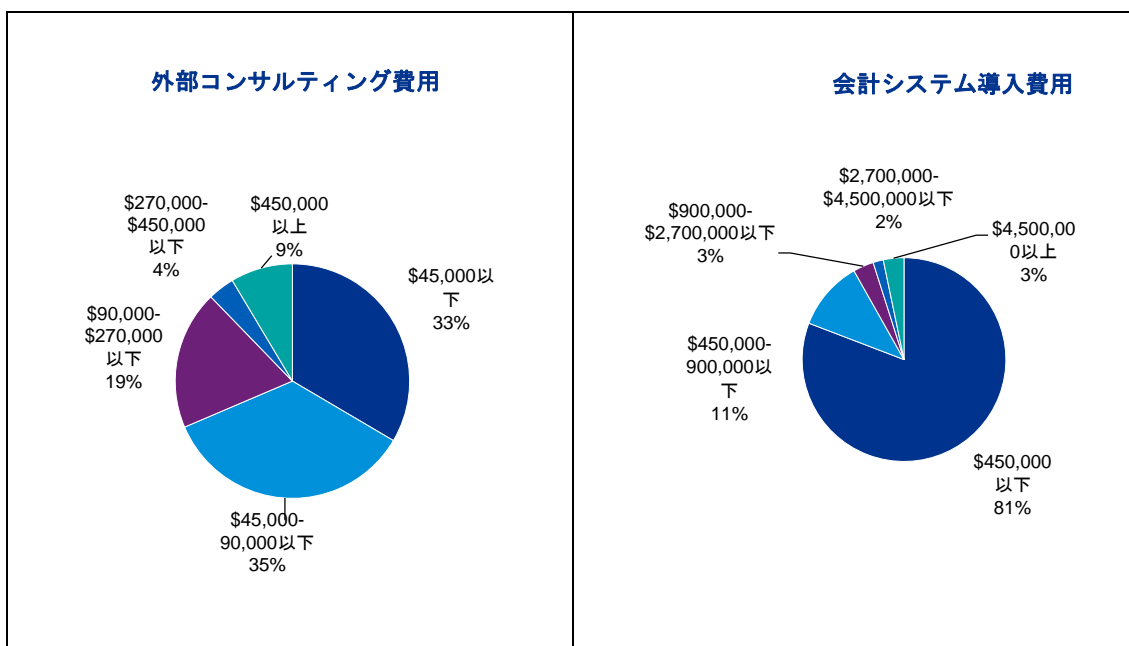
また、企業における IFRS 導入のために必要な準備期間については、1 年以内と回答した企業が 19%、1 年から 2 年以内と回答した企業が 64%、2 年から 3 年以内と回答した企業が 13%、3 年以上の準備期間を要したと回答した企業は 4%という結果であった。

各人別に IFRS の学習のために要した時間については、50 時間以内と回答した企業が 26%、50 時間から 100 時間以内と回答した企業が 37%、100 時間から 150 時間以内と回答した企業が 18%、150 時間以上と回答した企業が 19%であった。

さらに、コンサルティング費用については、45,000 ドル以下と回答した企業が全体の 33%、45,000 から 90,000 ドルと回答した企業が 35%と最も多く、90,000 から 270,000 ドルと回答した企業が 19.2%、270,000 ドル以上と回答した企業が 12%であった。また、K-IFRS 導入のためのシステム開発費については、450,000 ドル以下と回答した企業が全体の 81%、450,000 ドル以上と回答した企業は 19%であった。

図表 3 - 12 K-IFRS の導入コスト





(KASB「Costs and Benefits of IFRS Adoption in Korea」をもとにあずさ監査法人が作成)

3.3.3 マレーシア

(1) M-FRS 導入に関する主な機関

マレーシアの会計基準設定主体は、会計専門家、会計学者、産業界などから選定された11名の委員から構成されているマレーシア会計基準委員会 (Malaysian Accounting Standards Board) (以下、「MASB」とする) である。MASBには、2018年10月時点において12名のスタッフが在籍している。

マレーシアにおけるM-FRS導入にあたっては、MASBが重要な役割を果たした。MASBの主な役割は、以下の通りである。

- 会計基準の制定、改廃業務
- 会計基準及び財務報告にかかる会報や関連資料の作成及びその配布
- 国内及び海外の会計基準設定主体との意見交換
- 会計基準のIFRSへの準拠状況のモニタリング

MASBは、1997年に制定された財務報告法 (Financial Reporting Act 1997) (以下、「FRA1997」とする) に基づいて設定されている。FRA1997では、財務報告財団 (Financial Reporting Foundation) がMASBの活動を監督するとされている。マレーシアでは、リース、収益認識、固定資産の減損、公正価値測定、財務諸表の表示などの各会計上の論点について、ワーキンググループが設置され、基準の検討が行われた。各ワーキンググループには、MASBメンバー、会計専門家、会計学者、産業界の代表者、監督機関代表が参加し、これらの

メンバーは会計基準設定プロセスにおいて重要な役割を果たした。2018年10月時点では、70のワーキンググループが設定されている。

(2) M-FRS の導入プロセス

MASB は、2008年8月に、2012年1月までにマレーシア会計基準とIFRSとの収斂を達成しようとするロードマップを公表した。ロードマップには、従来のマレーシア基準のIFRSへの収斂作業を順次行い、M-FRSを公表する旨、収斂作業が完了するまで当該プロセスを継続的にモニタリングする旨、IASBとの対話を断続的に行う旨などが示されていた。その後、2009年に、コンバージェンス・タスク・フォース（以下、「CTF」とする）がMASBによって設置された。CTFは、規制当局、会計士協会、産業界等の代表者から構成され、IFRSとの収斂について企業からの収斂プロセスにかかる質問、収斂プロセスのモニタリング手法等様々な事項が検討された。こうした検討を踏まえ、2010年7月に「TR3 Guidance on Disclosure of Transition to IFRS」がMASBより公表された。

同ガイダンスは、投資家等の財務諸表利用者がM-FRSに基づく財務情報を理解することを支援するための指針である。2008年から2012年の間に、IFRSと実質的に同質で、差異の解消された会計基準が順次公表され、それまでのマレーシアの会計基準とは大きく異なる会計基準であったIAS第39号「金融商品 認識及び測定」もマレーシアの会計基準に組み込まれている。2012年1月に、移行企業（Transitioning Entities：TE）に対する会計処理を除いて、M-FRSはIFRSと完全に収斂された。

図表3 - 13 マレーシアにおけるM-FRSの導入年表

年月	主な出来事
1978年	国際会計基準（IAS）の一部導入
1997年3月	Parliamentary Actに基づきMASBを設立 MASBは全ての企業に適用となる会計基準の設定主体であり、IASBから公表された基準及びガイダンスに基づいて基準等を開発
2005年及び 2007年	MASB基準がFRS（Financial Report Standards）に名称変更し、マレーシア会計基準を実質的にIASBが公表する基準と同質なものとするために、移行期間と新基準発効日を公表
2008年8月	IFRSへの収斂基準日を2012年1月1日とする旨を公表
2010年1月	IAS第39号の定めをFRS 139として適用

年月	主な出来事
2012年1月	移行企業及びMASBによって定義されたプライベート・エンティティを除きM-FRSを全面適用
2018年1月	プライベート・エンティティ以外の全ての企業に対してM-FRSの適用が強制

図表3 - 14 マレーシアにおけるM-FRSの導入プロセス



(3) 実務上の課題

マレーシアでは、以下のような実務上の課題はあったものの、重大な課題は限定的であった。

- IAS 第41号「農業」によって規定されている農産業における果物生成型生物資産(BBA)の測定
- IFRIC 第15号「不動産の建設に関する契約」によって規定されている不動産業における収益認識

MASBは、2012年のIFRSへの収斂時に重要な差異として議論されていたIAS第41号及びIFRIC第15号について、国内の不動産業と農業への影響を考慮し、2014年9月、移行企業(Transitioning Entities)という区分を設けて当該産業に対する影響の軽減を図った。移行企業には、2017年度の年次財務報告まで、これらの基準に準拠することなく財務諸表を作成することが例外的に認められた。MASBは、移行企業の区分を設けるにあたって、移行期間に一定の期日を設けることで多様化する会計処理の複雑さを抑制するとともに、企業に対する必要以上の費用負担を抑えることができると考えた。

また、これらの基準については、MASBからIASBによる会計基準の設定や改訂に向けた活動においてマレーシアの事情を反映させるための働きかけが行われた。

IAS第41号の修正、及び、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発行によって、2018年1月以降、「移行企業」のステータスは使用できなくなっている。

(4) IFRS の翻訳

M-FRS は英語で作成されているため、マレーシアでは IFRS の翻訳は行われていない。しかし、M-FRS の中で使用されている約 1,800 の専門用語については、理解可能性の向上のためマレー語に翻訳されている。

(5) 移行方式

マレーシアでは、ビッグバン方式でなく、段階方式により、IFRS の強制適用がされた。段階方式が採用された理由は、段階方式によった方がマレーシア企業にとってよりスムーズに M-FRS の適用が可能となると考えられたためである。なお、M-FRS 適用に際して早期適用、及び、パイロットテストは実施されなかった。

なお、MASB は、M-FRS の初度適用に関する開示について、以下を内容とする「IFRS 移行に関する開示についてのガイダンス (TR3 Guidance on Disclosure of Transition to IFRS)」を公表した。

- 2010 年年次報告において、2012 年の IFRS 適用の準備状況について任意開示を奨励する。
- 2011 年、2012 年年次報告書において、IFRS 導入の影響に関する任意開示を奨励する。

(6) 法制度との関係

マレーシアでは、M-FRS の開発過程において会社法、法人税法等との調整の必要性は限定的であった。これは、1997 年に MASB によって公表された財務報告基準は IAS 基準に基づいて制定されたものであり、M-FRS 適用前に法制度との調整がある程度されていたことも一因であると考えられる。

● 会社法との関係

マレーシアにおける一般に公正妥当と認められた会計基準は、会社法 2016 の第 244 項において承認された会計基準を指し、同会計基準が企業の個別財務諸表及び連結財務諸表の作成にあたって適用されている。また、同法第 243 項の定めに基づき承認された会計基準が、FRS 第 2 項に記載されている。

FRS 第 2 項によると、承認された会計基準とは以下の通りである。

- MASB が承認したプライベート・エンティティを除く企業が適用すべき会計基準
- MASB が承認したプライベート・エンティティが適用すべき会計基準
- マレーシア証券市場に上場している外国企業が適用すべき会計基準

● 法人税法との関係

税務に関する規定としてマレーシア税理士協会 (CTIM) から、「FRS139 号を適用する金融

機関の所得税処理に関するガイドライン」が発行されている。

(7) M-FRS 導入による社会経済的な影響

M-FRS の導入は、マレーシアの市場経済や経済環境に以下のような正の影響を及ぼしたと分析されている。

- 投資家は、マレーシア企業が作成した財務諸表をより適切に判断することが可能となり、また、世界規模で展開している企業との比較が可能となった。
- 世界各国で採用されている国際的な会計基準と同等の会計基準を使用することで、国としてのマレーシアの評判を高めるとともに、世界的な潮流から取り残されること回避することが可能となった。
- 国際展開を図っているマレーシア企業にとっては、連結財務諸表を作成する過程で在外子会社の財務情報に修正を加えることなく連結することが可能となり、また、会計基準の差異から生じる修正仕訳を考慮するコストと労力が削減できた。
- 企業にとっては、世界各国の投資家から資金を調達でき、資金調達コストを削減できた。
- 直接的にはマレーシアにおける海外からの直接投資に影響を及ぼしていると考えられていないが、M-FRS に準拠して作成される財務情報は比較可能性及び信頼性が増すものであった。

M-FRS の初度適用にあたっては、旧会計基準から M-FRS への組み換え作業のみならず、内部統制制度の再構築、IR 体制や財務報告制度の見直し、M-FRS が要求する金融商品会計基準や公正価値評価、適用初年度の会計処理など複雑な会計基準に準拠することによって、追加的なコストが発生した。

3.3.4 米国

(1) IFRS の導入の検討に関与した主な機関

米国における会計基準や監査に関する監督当局は、SEC である。また、企業向けの会計基準の設定は FASB、政府機関向けの会計基準の設定は政府会計基準審議会 (Governmental Accounting Standards Board) (以下、「GASB」とする) が担っている。このため、IFRS 導入の検討にあたっては SEC が中心となって、FASB の役割を含めた検討が進められた。

FASB には、60 名以上の会計・監査の専門家が在籍しており、そのうち、企業や関係諸機関から完全に独立した審議委員 (常勤) は 7 名である。審議委員は、米国財務会計財団 (Financial Accounting Foundation) から任命を受ける形となっており、財務諸表利用者、財務諸表作成者、学者、公的組織、規制当局、監査事務所等、多様な背景を有する利害関係者から構成されている。同審議委員の任期は最短 5 年間とされ、最大 2 期 10 年まで委員を務めることが出来る。

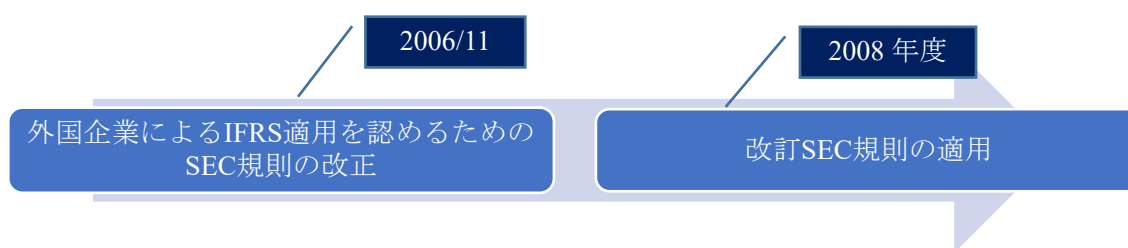
この他、FASBには、財務会計基準諮問会議（Financial Accounting Standards Advisory Council）、投資家助言委員会（Investor Advisory Committee）、非営利事業体諮問委員会（Not-for-Profit Advisory Committee）、中小企業諮問委員会（Small Business Advisory Committee）がアドバイザーグループとして活動している。また、その他、非公開企業審議会（Private Company Council）や緊急問題専門委員会（Emergency Issues Task Force）等が設置されている。

（2）IFRSの導入検討プロセス

2006年に外国民間証券発行者に対して2018年度からIFRSに基づく財務諸表の作成を認めて以降、米国ではSECが中心となってIFRSを導入すべきかどうか、導入する場合どのような方式で導入すべきかについて検討を重ねてきた。

検討に際しては、SECに登録している米国国内企業に対して任意適用を認めることとするのか、もしくは強制適用を求めることとするのかについて、US-GAAPとIFRS間の収斂を加速化することを目的としたコンドースメント方式の可能性を探ることについて、SEC登録企業が作成する財務報告に関してUS-GAAP以外の方法としてIFRSに基づいた情報の開示を明示的に認めることについて、詳細な分析、検討が行われた。その結果、2012年に、SECはIFRS導入に関する具体的な行動計画は直ちに実行しないことを決定している。

図表3 - 15 米国におけるIFRSの導入プロセス（外国企業）



以下、IFRS適用の検討に関する、米国における主な事象を時系列で示す。

図表3 - 16 米国におけるIFRS導入の検討年表

年月	主な事象
2002年10月	FASBとIASBが、IFRSとUS-GAAPの中長期的な収斂に向けて合意（「ノーワーク合意」）
2006年2月	2006年から2008年までのFASBとIASBの両会計基準の収斂に向け

年月	主な事象
	たロードマップを作成（以下、「2006年覚書」とする） 2008年までを目標に「主要共同プロジェクト」と「短期収斂プロジェクト」を特定
2007年11月	SECが外国企業に対してUS-GAAPへ調整を要求しないことを公表
2008年	SECが米国の国内上場企業に対してIFRSを義務付けるか、或いは、許容するかについて公開協議を開始
2008年	FASB/IASBが「2006年覚書」の更新 完了年を2008年から2011年
2010年6月	FASB/IASBが「2006年覚書」の更新 「主要共同プロジェクト」に優先順位をつけ、新たに「優先的に実施する主要共同プロジェクト」を識別
2011年5月	SECが「米国企業のIFRS適用に関する作業計画案（SECスタッフペーパー）」を公表 IFRSの導入方法（コンドースメント方式 ¹⁰ を含む。）について検討
2011年11月	SECが「米国企業のIFRS適用に関する作業計画案（SECスタッフペーパー）」を公表 US-GAAPとIFRSを比較分析
2011年11月	SECが「米国企業のIFRS適用に関する作業計画案（SECスタッフペーパー）」を公表 IFRSの実情について分析
2012年4月	FASB/IASBが「2006年覚書」の更新 FASB/IASBが「優先的に実施する主要共同プロジェクト」のうち残されたテーマの完了時期を2013年中旬に延期
2012年7月	SECが「米国企業のIFRS適用に関する作業計画案に関する最終報告書」を公表
2016年	2016年のリース会計基準の公表をもって、「2006年覚書」の終結

(3) 実務上の課題

上記のように、米国ではIFRSの導入について検討はされたが、米国では、SEC規則において、国内上場企業に対してIFRSに基づく財務諸表の作成は認められていない。このため、

¹⁰ コンドースメント方式（Condorsement）とは、US-GAAPをそのままIFRSに置き換えず、個々の会計基準毎に、承認を行いながら収斂を徐々に進めていくアプローチである。2011年のSECスタッフレポートで提案され、収斂（Convergence）と承認（Endorsement）を合わせた造語である。

IFRS の適用について、実務上、重要な課題は生じていないと考えられる。

(4) IFRS の翻訳

IASB によって公表された IFRS は英語であり、従って、米国では IFRS の翻訳は行われていない。

(5) 移行方式

米国では、国内企業に対して IFRS に基づく財務諸表の作成は認められていない。但し、外国企業に対しては、ビックバン方式により IFRS の適用が許容されている。

(6) 法制度との関係

米国では、国内企業に対して IFRS の適用は認められていない。このため、法制度との調整作業は発生していない。

(7) IFRS 導入により想定された社会経済的な影響

米国では IFRS の導入の検討について、例えば、以下のベネフィットとコストが存在すると考えられた。

《ベネフィット》

- 財務情報について企業間の比較可能性が高まること
- 複数の資本市場における上場コストが低減すること
- 証券取引所の競争力の向上に寄与すること
- グローバルでのリソース配分と資本形成が容易になること
- 企業の資金調達費用の低減につながり得ること
- 経済成長率の向上につながり得ること

《コスト》

- IFRS に準拠して作成された財務諸表の情報の多寡、品質によっては、情報の不確実性が高まること
- 上述したベネフィットを打ち消し得る多くの課題があること
- 将来 IFRS が改定される度に、システム改修等の費用が発生するリスクがあること

3.3.5 日本

(1) IFRS 導入に関する主な機関

日本における会計・監査に関する監督当局は金融庁である。日本では、多様な利害関係者が構成員となっている金融庁の企業会計審議会（以下、「BAC」とする）において、日本の財務報告制度に IFRS を導入すべきか等について様々な協議が行われてきた。BAC の委員は、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人、学者等の代表者から構成される。BAC の部会には、会計部会（旧企画調整部会）、監査部会があり、年間 2～6 回程度の頻度で会議が開催されている。各部会の開催にあたっては、部会長を含めた 10 名程の委員と臨時委員が審議に参加しており、金融庁が事務局を務めている。

日本では、金融商品取引法において、金融庁が定める財務諸表等規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計基準等に従って財務諸表を作成するとされている。企業会計基準の開発においては、FASF に設置された ASBJ が主体的な役割を担っている。なお、民間組織の FASF が 2001 年に設立されて以降、上述した BAC では個別の会計基準の設定は行われていない。

ASBJ は、2018 年 10 月時点において、財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人、学者等、異なる背景を有する 4 名の常勤委員と 10 名の非常勤委員から構成されており、20 名強の研究員がその活動を支えている。ASBJ には、2018 年 10 月現在、実務対応、金融商品、リース会計、企業結合、退職給付、連結・特別目的会社、収益認識、会計基準アドバイザリーフォーラム対応、保険契約、税効果会計、IFRS 適用課題対応、ディスクロージャーといったテーマについて専門委員会が設置されている。また、これとは別に IFRS のエンドースメントに関する作業部会が設置されている。

(2) IFRS の導入プロセス

2007 年以降、BAC において、日本における IFRS 導入の可能性や手法等について検討が続けられていた。これは、IFRS の使用が財務諸表の比較可能性の向上に資するといった見解のほか、グローバルに活動する企業にとっても IFRS の使用によってグループベースでの経営管理や資金調達業活動が容易になる等の見解が示されたことを踏まえたものである。

日本において適用対象とすべき IFRS の範囲・程度、任意適用とするか強制適用とするか、その適用時期や適用対象企業の範囲、個別財務諸表の取扱い等が重要な論点とされた。これらの検討にあたっては、財務諸表作成者の立場（企業等）、財務諸表利用者（投資家等）の立場から様々な見解が示された。検討にあたって論点とされた項目のうち、特に重要と考えられる項目及びそれらへの対応は、主に以下の通りである。

- 任意適用：指定国際会計基準及び JMIS は、企業が選択できる選択肢の一つとして日本の財務報告制度に導入された。これにより、企業経営者は、IFRS 導入による便益がコ

ストより大きいと考えた場合、IFRS を適用するという選択肢をとることが出来る。これにより、企業が会計基準の変更に伴って負担する費用を軽減することが可能となったという見解が示されている。

- 適用対象財務諸表の限定：日本では、IFRS の適用は連結財務諸表に限定され、個別財務諸表には適用しないとされた。個別財務諸表は、課税所得の計算や株主への配当可能利益の算定などの用途で使用されるため、これによって法制度との調整の必要性が軽減された。
- 並行開示による透明性の確保：IFRS を任意適用した企業は、従来の J-GAAP に基づいて作成された連結財務諸表と比較してどのような影響があったのかを財務諸表利用者が十分に理解できるよう、並行開示が要求されている。なお、IFRS と J-GAAP との重要な差異に関する記載が開示要求に加えられている。

これら一連の検討を踏まえ、当面、国内上場企業に対する IFRS の強制適用について特段の措置を講じないとしつつも、IFRS の任意適用を促進するための取組みを続けることとされた。

図表 3 - 17 日本の IFRS 導入検討プロセス



以下、IFRS 適用の検討に関する日本における主な事象を時系列で示す。

図表 3 - 18 日本の IFRS 導入検討年表

年月	主な事象
2001年7月	FASF/ASBJ が設置
2005年	EU 諸国等で IFRS の適用が開始 ¹¹

¹¹ EU では 2005 年から EU 域内で資金調達を行う EU 域外企業に対して IFRS 又は同等な基準の適用を義務付けられ、欧州証券規制当局委員会（以下、「CESR」とする）によって、日本基準は全体として IFRS と同等されるが、26 項目について会計処理の修正や追加開示等の補足措置が必要であることが指摘された。これを受け、ASBJ は「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて－CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏

年月	主な事象
2007年8月	ASBJとIASBとの間で「東京合意」が締結
2007年12月	SECが外国企業に対してIFRSの適用を容認 ¹²
2008年12月	欧州委員会がJ-GAAPの同等性評価を決定
2009年6月	BACが「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表し、金融庁に対して任意適用の容認について提言
2012年7月	BACが「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表
2013年6月	BACが「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表 金融庁が国内企業に対するIFRSの適用を要求するか否かの決定を延期
2015年4月	金融庁が「IFRS適用レポート」を公表
2015年6月	ASBJがJMISを公表

(3) 実務上の課題

日本では、IFR導入の検討にあたって、主に以下の点が実務上の課題として識別された。

- IFRSの品質：日本の利害関係者の考え方や意見をIFRSにどのように反映させるか
- IFRSの翻訳：IFRSの翻訳の正確性をどのように担保していくか
- IFRSのデュー・プロセスの強化：国際会計基準委員会財団（以下、「IASCF」とする）のデュー・プロセスの強化に向けてどのように働きかけを行うか
- IFRSの教育：IFRSの教育をどのように実施していくか
- IASBの基準設定への参画：IFRSの基準設定プロセスにおける日本のプレゼンスを確保するため、IASBによる基準設定プロセスにどのように関与していくか
- XBRLへの対応：IFRSに対応するタクソノミーの維持・開発をどのように実施すべきか

(4) IFRSの翻訳

日本では、FASBが、IFRSの翻訳に関する契約をIFRS財団と締結している（契約の詳細な内容は非公表）。

翻訳作業は、主としてASBJの委員や研究員によって行われている。IFRSの翻訳文書は、

「まえて」を公表し、日本基準に関するその後の取組み方針を示すなど、EUにおけるIFRS適用は日本におけるIFRS適用に関する検討にも一定の影響を与えた。このため、EUにおけるIFRSの適用開始について本図表に記載している。

¹²SECによる外国企業に対するIFRSの適用の容認は、日本におけるIFRSの任意適用に向けた議論に大きな影響を与えた。このため、SECによる外国企業に対するIFRSの適用の容認について、本図表に記載している。

ASBJ の委員やスタッフならびに外部の専門家から構成されるレビュー委員会 (Review Committee) において審査がされている。

(5) 移行方式

日本では、国内企業に対して指定国際会計基準（現時点において、IFRS と同一）の任意適用が認められた。このため、移行方法について特別な検討はされなかった。

(6) 法制度との関係

日本における指定国際会計基準や JMIS の適用による法制度への影響は限定的であった。これは、日本では、これらの基準は連結財務諸表における適用が認められたが、会社法や税法における定めは、引き続き、J-GAAP に準拠して作成される個別財務諸表における財務情報を基礎とするものであったためである。

(7) IFRS の導入による影響

日本では、金融庁が、IFRS の任意適用企業の実態を把握するため、2015 年 2 月末時点で IFRS を任意適用していた企業（40 社）及び適用を予定している旨を公表していた企業（29 社）の計 69 社を対象に、IFRS への移行に際しての課題や便益に関する調査を実施した。調査にあたっては、調査対象として 69 社のうち 65 社より回答が得られており、この結果が「IFRS 適用レポート」として公表されている。

「IFRS 適用レポート」では、多くの企業が IFRS 移行前に想定していた便益を IFRS 移行後に得られたと回答していた旨が報告されている。図表 3-19 は、IFRS 導入の便益についてまとめたものであるが、下表の「移行前回答数」とは、IFRS の任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主な便益として 1 位に順位付けられた項目別回答数であり、「移行後回答数」は、移行後に実際に得られた便益として 1 位に順位付けられた項目別の回答数である。

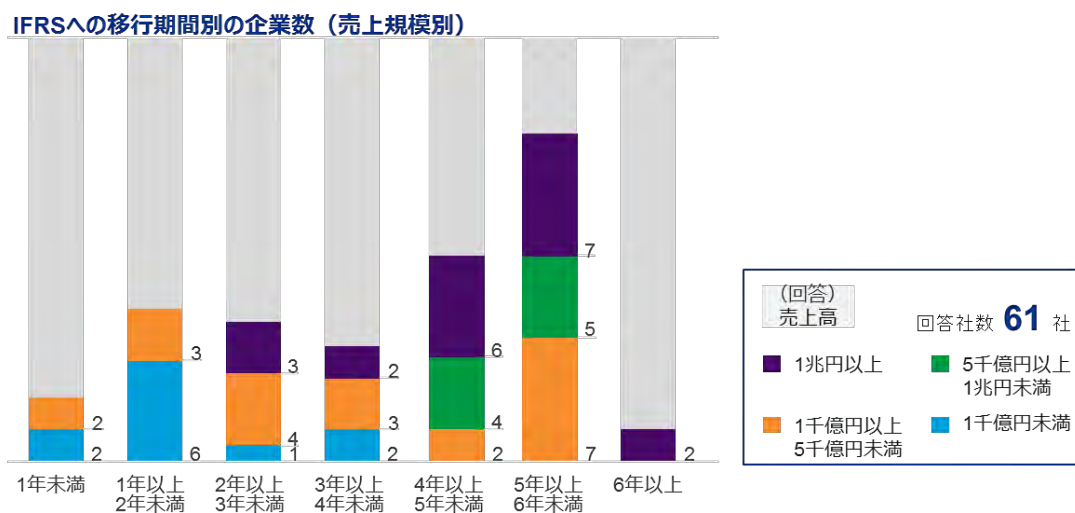
図表 3 - 19 IFRS 移行前に想定していた便益と実際に得られた便益

項目	移行前 回答数	移行後 回答数
① 経営管理への寄与	29社	27社
② 比較可能性の向上	15社	12社
③ 海外投資家への説明の容易さ	6社	7社
④ 業績の適切な反映	6社	9社
⑤ 資金調達円滑化	5社	2社
⑥ その他	4社	3社

(金融庁「IFRS 適用レポート」をもとにあずさ監査法人が作成)

同報告書によると、IFRS への移行に費やした平均年数は、3年8カ月であった。また、規模が相対的に小さく、かつ単一事業である会社は、比較的短期間でIFRSに移行している一方、幅広い事業を展開し、会計処理の変更項目が多い会社や、その対応としてシステムの改修が必要となった会社は、比較的長い期間を要した旨が報告されている。

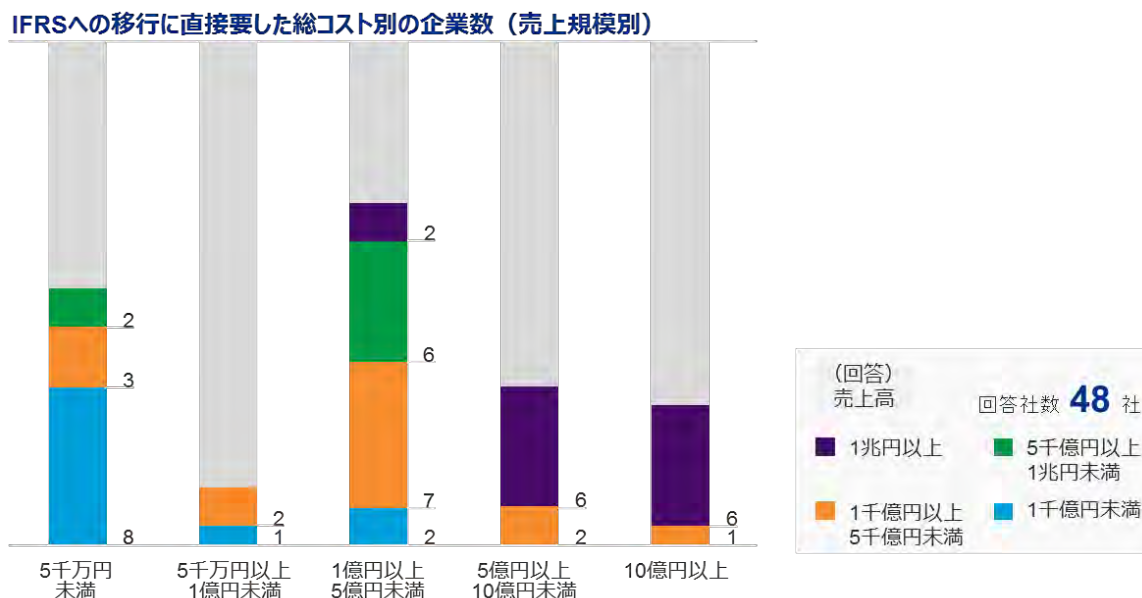
図表 3 - 20 IFRS への移行期間別の企業数 (売上規模別)



(金融庁「IFRS 適用レポート」をもとにあずさ監査法人が作成)

また、IFRS への移行コストは、企業規模やシステム構築方針、IFRS 導入目的などによって様々であり、事業展開を多角化し、海外子会社等を多く保有する企業では、総コストが多額となる傾向があった。

図表 3 - 21 IFRS への移行に直接要した総コスト別の企業数（売上規模別）



（金融庁「IFRS 適用レポート」をもとにあずさ監査法人が作成）

3.4 IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入にあたっての検討（項目別分析）

本節では、本調査対象国となった5か国で類似の課題があり、これについて類似の対処策が採られた論点について記載する。

3.4.1 IFRS 適用による影響

以下において、主に公表されている情報を基礎として、IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用によるマクロ経済的影響と企業レベルの影響について記載する。

(1) IFRS または IFRS と同等の会計基準を使用することのマクロ経済的影響

IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用がマクロ経済へどのような影響を及ぼすかに関する統計的なデータは、調査対象としたいずれの国においても存在しなかった。これは、主に経済に影響を及ぼす様々な要因の中から IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用による影響のみを識別することは非常に困難（または不可能）と考えられるためである。

ただし、IFRS または IFRS と同等の会計基準の実施によって、以下のようなネガティブな影響が生じたという見解が示されている。

《マクロな影響》

- 国内法規則と不整合になる点が生じたこと

- IFRS への移行期間中において財務諸表の比較可能性が低下したこと
 - IFRS に準拠した財務諸表の情報の多寡、品質によって逆に情報の不確実性が低下する恐れがあること
 - IFRS の翻訳に際して多くの費用と労力が生じたこと
- 《ミクロ（企業等）な影響》
- 企業においてシステムの改修等の費用負担が生じたこと
 - 公正価値測定や広範な開示への費用負担が生じたこと
 - IFRS に対する教育に関して費用負担が生じたこと

また、金融庁「IFRS 適用レポート」によると、経営管理への寄与、比較可能性の向上、海外投資家への説明が容易になったこと、業績の表示がより適切となったこと、資金調達が円滑になったこと等が便益として挙げられている。

(2) ネガティブな影響を最小限にとどめるための対応

IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用によるネガティブな影響を最小限に抑えるための対応の効果を特定することは困難である。但し、各国において、主に以下のような対応が講じられた。

詳細については、3.3 の国別分析を参照されたい。

- 中国：CASC 内に移行のための作業部会を設置し、各種利害関係者との調整と協力関係の構築、課題に対する調査が行われた。また、企業に対しては、新企業会計準則の研修や解釈指針が発行された。
- 韓国：質疑応答制度、事前研究、継続的な教育による専門性の向上、IFRS 財団に対する影響力拡大のための活動等が行われた。K-IFRS への翻訳に際しては、影響を抑えるために翻訳に際しての原則が定められた。また、財務諸表作成者向けのガイドラインの作成・公表、IFRS 教育の拡充、税法の修正といった対処策が講じられた。
- マレーシア：M-FRS 導入によって大きな影響のある産業に属する企業に考慮し、移行企業と呼ばれる区分を設け、M-FRS 適用に時間的な猶予を与えて影響の軽減が図られた。翻訳に際して基本言語は英語としたものの、専門用語についてはマレー語への翻訳が行われた。また、金融機関向けの所得税処理に関するガイドラインが発行された。
- 日本：強制適用ではなく任意適用を採用し、また対象財務諸表を連結財務諸表に限定することで影響の低減が図られた。また、経団連においてタスクフォースが組成され、各利害関係者の経験の共有がされたほか、金融庁から、誤解が生じやすい分野について FAQ が公表されたほか、開示例が公表された。

3.4.2 国内会計基準設定主体の役割

以下において、IFRS または IFRS と同等な会計基準を国内の財務報告制度に組み込んだ後の国内における会計基準設定主体の役割について共通的に示された見解を記載する。

(1) 国内会計基準設定主体の責任

IFRS または IFRS と同等の会計基準が国の財務報告システムに組み込まれた後でも、多くの国において、国内会計基準設定主体は一般的に以下を含む多くの責務を担っている。

- 国内の会計基準の開発と改正
- IFRS 適用支援
- 会計基準に関する研究
- 会計教育の実施や支援
- IFRS 財団及び IASB の会議体に参加する国の代表者に対する支援

(2) 各国の会計基準設定主体の在り方

会計基準設定主体は、多くの国において、委員会（ボード）による決議によって設定されている。但し、スタッフの規模は国によって大きく異なっている。

(3) 各国の会計基準設定主体の資金調達メカニズム

会計基準設定主体の資金調達の方法は、各国で異なっている。例えば、中国では、活動資金が国家予算によって賄われているが、韓国、マレーシア、米国、日本は、全額又は一部の資金が民間企業からの拠出金や出版物からの収入によって賄われている。

3.4.3 IASB とのコミュニケーション

本節では、IFRS が国内財務報告システムに組み込まれた後における当該国と IASB との間のコミュニケーションの在り方について要約する。

(1) IASB との効果的なコミュニケーションの確保

IASB との効果的なコミュニケーションを確保するための措置は各国で異なるものの、多くの国において、以下のような措置が取られている。

- コメントレターの発出
- IASB との定期的な会合の開催
- IASB の基準設定プロセスへの直接の参画（会計基準アドバイザー・フォーラム（以下、「ASAF」とする）¹³への参加を含む）

¹³ASAF は、2012 年 11 月、基準設定活動における主要な技術的論点に関する助言及び見解

- AOSSG への参加
- IFRS 財団又は IASB に対するスタッフの出向

(2) IFRS 財団への資金拠出

IFRS を国内財務報告制度に組み入れた国は、多くの場合、IFRS 財団に対して資金を拠出している。

例えば、韓国の資金拠出委員会 (Financial Supporting Committee) は、会員企業等、関係する国内利害関係者に資金拠出を促すことにより、IFRS 財団に財政的な貢献をしている。さらに日本の FASF は、多数の上場企業及び個人から広範に拠出を募り、IFRS 財団に対して資金拠出をしている。

これらの資金拠出は、IFRS の基準設定プロセスにおける各国の影響力を強化することを意図して行われることもある。

(3) IFRS 財団アジア・オセアニア事務所との関係

アジア・オセアニア地域の国内会計基準設定主体は、IFRS 財団アジア・オセアニア事務所や AOSSG と関係を有している。なお、AOSSG の議長は、四半期ごとに開催される ASAF 会議に出席することになっている。

3.4.4 IFRS または IFRS と同等の会計基準の教育及び研修

以下において、IFRS または IFRS と同等の会計基準の教育及び訓練に関する経験をまとめている。

(1) IFRS 教育を担当する組織

各国において、IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入に先立ち、利害関係者の教育及び訓練のために、以下のような対応がなされていた。

- 会計士協会による会計専門家向けの研修の実施
- 会計事務所による企業の経営者及び経理担当者向けのセミナーの開催
- 大学による IFRS に関する講義の実施

を IASB に提供するほか、各国・地域の論点に関するインプットを IASB に提供することを目的に、IFRS 財団によって設置された協議体である。ASAF は、主要国の会計基準設定主体等によって構成されており、年に 4 回程度の会議が開催されている。

(2) 公認会計士試験と IFRS に関する資格認定

IFRS または IFRS と同等の会計基準が国内の財務報告制度に組み入れられる前後で、IFRS の内容が当該国の公認会計士試験に組み込まれている。

IFRS に関する資格認定については、国レベルで制度化されているケースは多くないが、韓国では、同国 CFO 協会が、IFRS の理解度に関する IFRS 認定制度を設けている。

3.4.5 監査人の課題

IFRS または IFRS と同等の会計基準を国内の財務報告制度に組み込んだ結果、監査人は、以下のような課題に直面し、これらについて対応が講じられた。

(1) 直面した課題

IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入した結果、監査人が直面した主な課題は以下の通りである。

- 当初、IFRS に精通した監査人が限定的であったこと
- 当初、被監査企業が作成した財務諸表の質が必ずしも高くなかったこと
- 金融商品に関する公正価値測定 of 専門家や年金数理人の確保が困難であったこと
- 監査に要する時間が増加した一方で、監査報酬は大きく増額されなかったため、時間単価が低下したこと
- 経営者と監査人との間の意見の相違が増加したこと
- 監査人を選任する際に、大規模な会計事務所が一層好まれるようになったこと

(2) 課題への対応

これらの課題に対して、規制当局及び会計基準設定主体により採られた措置には、主に以下のようなものがあつた。

- 会計基準を最終化する前に会計基準と監査基準との整合性を確認したこと
- 監査人に対する研修プログラムを提供したこと
- 規制当局・会計基準設定主体と会計事務所間のコミュニケーションを促進したこと
- 予防的なモニタリング活動とテーマ別のモニタリング活動を開始したこと
- 原則主義の IFRS に対する疑問に応えるワークショップを開催したこと（例：韓国では、韓国金融委員会と KASB が、外部の専門家を招き、共同で「IFRS-Q&A 合同会議」を開催した。）

3.5 ベトナムへの示唆

本節では、諸外国における経験のうち、IFRS をベトナムの財務報告制度に組み込むか否

かについて決定するにあたって有用な示唆を含むと考えられる事項を記載する。

3.5.1 IFRS 導入の在り方

(1) IFRS 導入の方式

今回調査対象とした5カ国のうち、中国と日本が国内の会計基準をIFRSと収斂させようとする方式（以下、「収斂方式」とする）を採用したが、韓国とマレーシアはIFRSを国内の会計基準として実質的にそのまま採用する方式（以下、「採用方式」とする）を採用していた。また、日本においては、指定国際会計基準とJMISについて、採用方式が採用されていた。

「収斂方式」は、会計基準設定主体の権限を放棄しないという利点がある。他方、「採用方式」は、一般的には、基準設定活動のための時間と労力を節約することができるため、より効率的という指摘がある。また、一般的に、資本市場の規模が大きい国は「収斂方式」を採用する傾向があり、資本市場の規模が小さい国では「採用方式」を採用する傾向がある。

ベトナムがいずれのアプローチを選択するかは、同国における財務報告制度の在り方に大きな相違をもたらすため、極めて重要な検討事項である。

(2) IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用範囲

今回調査対象とした国では、IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用範囲（対象企業）が大きく異なっていた。IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用が義務づけられる場合、上場企業にこれを義務付けることは一般的である。他方で、特に、非上場の金融機関（銀行、保険会社、証券会社など）、大規模な国営企業を含む非上場の大企業を含めるか否かは、国によって異なっていた。

ベトナムにおいてIFRS または IFRS と同等の会計基準の適用範囲を決定する際は、これらの企業を適用範囲に含めることによるコストとベネフィットについて慎重に検討する必要がある。

(3) 特定の企業向けのガイダンス

調査対象国のうち、特定の企業（例：金融機関）に対してガイダンスを発行した国（中国、韓国）と発行しなかった国（日本、マレーシア）があった。また、銀行業界にIFRSまたはIFRSと同等の会計基準を適用するにあたっては、自己資本比率規制に関する監督への影響を考慮する必要がある旨が認識されていた。

上記を踏まえると、仮にベトナムにおいてIFRSまたはIFRSと同等の会計基準の適用をすべての銀行や保険会社を対象とせず、その一部に限定する場合、銀行や保険会社の監督に

において必要な財務情報として IFRS に準拠して作成された財務情報を認めるかについて、監督における比較可能性の確保と 2 種類の会計基準に準拠して財務情報を作成する場合に必要な追加コストとを比較した上で、慎重に検討する必要があると考えられた。

(4) 外国企業の会計基準

今回調査対象とした国では、外国企業については、費用削減の観点から、国内企業に求められる会計基準以外の会計基準を適用することが認められているケースがあった。

しかし、外国企業が適用可能な会計基準について、特に US-GAAP とその他の主要な会計基準（例：英国会計基準や J-GAAP）を許容するかどうかについては、国によって異なるアプローチが採られていた。

外国企業が適用可能な会計基準の定め方は、国内の証券市場を利用する投資家保護をどう図るかとともにクロスボーダーでの資本形成をどのように促進するかという、半ば相反する目的を達成するために重要であり、適用し得る会計基準を限定的にすることによる便益とコストの比較衡量について慎重な検討が必要と考えられる。

3.5.2 IFRS への修正

「採用方式」が採用された国であった場合でも、IFRS を多少修正しているケースがあった。

ここで、修正が、①書式の修正、②IFRS で認められている代替案の削除、または③IFRS で要求されていない開示要求に一定の開示要求を追加すること、のいずれかに限られている場合、IFRS への準拠という観点からは特段の支障は生じない。

他方、IFRS の基準が修正（カーブアウトまたはカーブイン¹⁴）された場合、場合によっては、IFRS 財団との著作権等の契約に違反する可能性がある。

このため、ベトナムにおいて IFRS を一部修正・削除した会計基準（以下、「VFRS」とする）を開発する場合、どのような修正が正当な理由によるものと判断されるか、また特定の会計基準を修正することが当該国の費用対効果に照らして望ましいかについて、慎重に検討する必要がある。

¹⁴ IFRS を自国会計基準として導入するにあたって、IFRS を一部削除・修正・加筆した上で導入することがある。カーブアウトとは、一部の会計基準を削除した上で IFRS を採用すること指し、カーブインとは IFRS を一部修正・加筆した上で自国会計基準として導入する形態を指す。

3.5.3 IFRS の翻訳

(1) IFRS 財団との契約の締結

IFRS の翻訳が必要な国は、翻訳に先立ち、IFRS 財団と翻訳に関する契約を締結する必要がある。翻訳プロセスには多くの時間を要するため、ベトナムにおいて IFRS の翻訳を進めていく場合、契約条件について、出来るだけ早い段階で IFRS 財団と協議することが望まれる。

(2) 翻訳についてのガイダンス

IFRS の翻訳が必要な国では、翻訳作業は多大な時間と労力を要した。また、適切な翻訳になることを担保するために、韓国など一部の国では翻訳についての原則を定めていた。

さらに、適切な翻訳の持続可能性を確保するためには、レビュー委員会の設立を含め、十分な人的・資金的資源を備えた適切な翻訳体制を構築することが必要である。その際、特に、可能性の程度を示唆する用語を含め、企業に重要な判断を行使することを要求する領域については、読者に誤解を与えないよう、適切な用語を選択する必要がある。

ベトナムにおいて IFRS の翻訳を進めていくにあたっては、予め翻訳の方針についてガイダンスを定めること等を通じて、明示することが望まれる。

3.5.4 国内の会計基準

IFRS または IFRS と同等の会計基準を国内の財務報告制度に導入した後でも、特にこれらの基準の適用による費用対効果の低い小規模企業については、これらの企業の特質に見合った国内の会計基準が必要である。

国内の財務報告制度の在り方を決定するにあたっては、以下を考慮する必要がある。

- IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用範囲
- 小規模企業向けのガイダンスの必要性
- 財務諸表作成に係る法規制等様々な要因を考慮し、如何なる会計基準が必要となるか
- どの企業がどの会計基準に準拠して財務諸表を作成すべきか
- 誰が会計基準の維持・管理に責任を有するか
- 各基準はそれぞれどの程度近似しているべきか
- 各基準はどの程度の頻度で更新されるべきか

ベトナムにおいて IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入を進める場合でも、これらの点について十分に考慮して国内の会計基準の在り方を検討することが望まれる。

3.5.5 XBRL の導入

XBRL は、利用者がテクノロジーを活用して財務情報を分析するにあたって有用なツールである。ただし、IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入することによって、必ずしも XBRL の導入が必要となる訳ではない。

このため、ベトナムにおいて IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入するにあたっては、財務諸表利用者のニーズを含む様々な要因を考慮したうえで、XBRL を導入するか否か、導入する場合にはどのように導入するかを決定する前に十分に費用便益の分析を実施することが重要である。また、XBRL の導入が検討されている場合、XBRL タクソノミーを維持・管理する主体を特定しておく必要がある。

3.5.6 IFRS または IFRS と同等の会計基準への移行の在り方

(1) 移行方式

今回調査対象とした国では、各国が置かれている状況に応じて、IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用に関して、「ビッグバン方式」と「段階方式」のいずれかが採用されていた。ビッグバン方式が採られた場合でも、一部の企業に対して早期適用が許容されることがあった。

また、一部の国では、IFRS または IFRS と同等の会計基準の発効前に IFRS または IFRS と同等の会計基準の初度適用による影響に関する開示要求が定められており、財務諸表利用者は初度適用による予期される影響について、より適切に理解することができるようになっていた。

上記のような経験を踏まえると、仮に IFRS または IFRS と同等の会計基準をベトナムに導入する場合、「ビッグバン方式」と「段階方式」のいずれを採用するのが利害関係者のコストを削減しつつ、便益を最大化するうえで総体としてより適切かについて十分な検討することが必要と考えられる。また、仮に「ビッグバン方式」を採用する場合でも、一部の企業に早期適用を許容することによって得られる経験が他の企業への適用にどのように活用できるかについて、予め検討を行うことが有益と考えられる。さらに、IFRS または IFRS と同等の会計基準の導入前に、パイロットテストを実施して、当局が新基準適用による潜在的な影響をより理解できるようにすることも有益と考えられる。

(2) 移行期間

調査対象国では、IFRS や IFRS と同等の会計基準の適用の決定から適用までの期間は様々であった。これは、それぞれの国の社会・政治体制、IFRS と国内会計基準との近似度、影響を受ける企業の範囲など、様々な要因に起因するものと考えられる。

しかし、国内企業に対して IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用を義務付けるにあたっては、仮に国内会計基準が IFRS と大きく異なる場合、IFRS の初度適用に関する表示や開示要求を考慮すると、一般的に、3~4 年程度は必要であると考えられている。

ベトナムにおいて IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入する場合、必要な移行期間は強制適用と任意適用のいずれの方法を選択するかやこれらの会計基準の適用範囲によって異なる。しかし、仮に同基準について強制適用を行う場合、一般的には、移行期間を 3 年程度確保することが必要になると考えられる。

3.5.7 法制度の関係

会計基準と法制度との間には、配当可能限度額や法人税上の課税所得を算定する際などで相互に影響する関係が存在する。

IFRS または IFRS と同等の会計基準を連結財務諸表のみに適用する場合、配当可能限度額や法人税法等の法制度は個別財務諸表を基礎としていることが多いため、法令との関係で重要な問題が生じないことが多い。ただし、IFRS または IFRS と同等の会計基準を個別財務諸表にも適用する場合、法制度との関係を十分に検討する必要がある。

ベトナムにおいて IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入する場合、特に同基準について強制適用を行うとすれば、商法/会社法や法人税法との調整を十分に図ることが必要になると考えられる。

3.5.8 国内の会計基準設定主体の役割

IFRS が適用された後も、国内の会計基準設定主体には多くの役割が存在する。このため、ベトナムに IFRS または IFRS と同等の会計基準を導入する場合においても、基準設定主体の役割を果たすために、同会計基準の導入後にどのような活動が見込まれるか、そのために必要なリソースや資金調達方法について識別する必要がある。

3.5.9 IASB とのコミュニケーション

IFRS または IFRS と同等の会計基準を適用した後、IFRS 財団（IASB を含む）との効果的なコミュニケーションを確保することが重要である。

ベトナム関係者が IFRS 財団（IASB を含む）と効果的なコミュニケーションを行っていくためには、以下の事項を考慮することが望ましいと考えられる。

- IFRS 財団アジア・オセアニア事務所と効果的なコミュニケーションを確立する方法

- (AOSSG の活動への参加を含む) 他の会計基準設定主体との効果的なコミュニケーションを確保する方法
- IFRS 財団への財政拠出の有無とその方法

3.5.10 IFRS の教育及び研修

多くの国において、IFRS または IFRS と同等の会計基準の教育及び研修は、主に大学、公認会計士協会、及び大手監査事務所で実施されている。さらに、IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用の前後に、これらは各国の公認会計士試験の科目に組み込まれていた。さらに、IFRS の資格認定制度を設けている国もあった。

こうした経験を踏まえると、IFRS または IFRS と同等の基準をベトナムに導入する場合、導入方法によって、IFRS の教育及び研修について適切な方法は異なると考えられた。具体的には、IFRS または IFRS と同等の会計基準の適用を任意に認める場合、教育及び研修は主に大手監査事務所に委ねることで概ね支障ないと考えられる一方、当該基準の適用を比較的広範な企業に対して要求する場合、より公的な性質を有する機関がこれに関与するほか、公認会計士試験の試験科目についても追加的な手当を行う必要があると考えられる。

3.5.11 監査人の課題

IFRS または IFRS と同等の会計基準を適用する際、監査人は企業（財務諸表作成者）と、概ね同様な課題に直面していた。しかし、監査人固有の課題も、少なからず存在していた。

ベトナムにおいても、当該経験を踏まえ、セミナーの開催や Q&A の発行など、主に企業を対象として講じられる措置に加えて、規制当局、会計基準設定主体、監査人間のコミュニケーションを促進することは有用と考えられる。

第4章 本邦招聘

4.1 本邦招聘のスケジュール

2018年6月24日（日）から7月4日（水）の日程でベトナム財政省を中心とした関係者を日本に招聘し、IFRS適用方針及び適用プロセスについて紹介する研修を実施した。ベトナム関係者一行は、以下14機関を訪問した。

- 金融庁（会計監査の監督官庁）
- FASF/ASBJ（会計基準設定主体）
- 日本公認会計士協会、日本経団連、日本証券アナリスト協会（民間団体）
- IFRS財団アジア・オセアニアオフィス
- 会計教育研修機構、早稲田大学大学院（教育機関）
- 日本電信電話、三井住友銀行、日本たばこ産業、住友商事（財務諸表作成者）
- 東京証券取引所（証券取引所）
- あずさ監査法人（監査法人）

本邦招聘の全体工程は以下の通りである。

図表4-1 本邦招聘全体日程

日付	午前	午後
6月24日（日）	ハノイ発（VN384）	羽田着
6月25日（月）	JICA本部（9:30～10:30） あずさ監査法人 概要紹介セッション（11:30～12:30）	日本公認会計士協会（13:00～15:00）
6月26日（火）	会計教育研修機構（9:00～10:30） あずさ監査法人 アドバイザリー業務チーム（10:30～11:30）	金融庁（13:00～15:30） 日本証券アナリスト協会（16:00～17:30）
6月27日（水）	日本経済団体連合会（10:00～12:00）	日本電信電話（15:30～17:00）
6月28日（木）	FASF/ASBJ（9:30～11:30）	東京証券取引所（13:30～15:30）
6月29日（金）	三井住友銀行（10:00～12:00） あずさ監査法人 振り返りセッション（12:30～13:30）	早稲田大学大学院（14:00～15:30） IFRS財団アジア・オセアニアオフィス（16:00～17:00）
7月2日（月）	日本たばこ産業（10:00～11:30）	住友商事（13:30～15:00） 経営財務による取材（16:30～17:30）

日付	午前	午後
7月3日(火)	あずさ監査法人 総括セッション (9:00~12:00)	
7月4日(水)		羽田発、ハノイ着 (VN385)

4.2 訪問先ごとの目的と主なヒアリング内容

各訪問先の役割と主なヒアリング内容を以下に述べる。各機関での議事録は別紙6、訪問先の配布資料については別紙7に添付する。

図表4-2 訪問先一覧 (訪問順)

機関名	役割	主なヒアリング内容
日本公認会計士協会	公認会計士の業界団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本公認会計士協会のIFRSに関する取組の方針 ➤ IFRSに関する人材育成・教育研修 ➤ IFRS監査への対応 ➤ IFRSに係る広報活動
会計教育研修機構	会計に関する教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組織の設立経緯、組織概要 ➤ 各事業のIFRS教育研修の取組み
金融庁	証券業、金融業、保険業の監督官庁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本の会計・監査制度の枠組み ➤ IFRS導入の経緯 ➤ IFRS適用上の課題への対応 ➤ 会計基準の品質向上に向けた取組み ➤ 銀行・保険監督上の対応
あずさ監査法人 アドバイザリー業務チーム	監査法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IFRS導入プロジェクトの進め方 ➤ IFRS導入プロジェクトの成功のポイント
日本証券アナリスト協会	証券アナリストの業界団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財務諸表利用者(証券アナリスト、信用格付機関)のメリットと課題 ➤ IFRSの会計処理 ➤ IFRSの理解促進に向けた取組み
日本経団連	産業界の業界団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IFRS導入に対する政府及び経済界の意見の変遷 ➤ IFRS任意適用拡大に向けた経団連の取組み
日本電信電話	財務報告書作成者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ NTTグループの概要紹介 ➤ IFRS適用開始までのスケジュール等
FASF/ASBJ	会計基準設定団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本で用いられている会計基準 ➤ ASBJの概要 ➤ FASFの概要
東京証券取引所	証券取引所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ JPXの取組み ➤ 東証市場とIFRS
三井住友銀行	財務報告書作成者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国用IFRS連結財務諸表の作成背景

機関名	役割	主なヒアリング内容
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国用 IFRS 連結財務諸表準備/作成方法 ➤ 対応に時間を要した基準間差異 ➤ 米国用 IFRS 連結財務諸表準備に多くの時間を要した背景 ➤ 銀行業の連結財務諸表に表れる日本基準と IFRS の差異 ➤ 最近の銀行業の IFRS 適用上の論点 (IFRS 第9号：金融商品等)
早稲田大学大学院	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IFRS 適用を踏まえて生じた教育現場の状況 ➤ IFRS 適用に関する教育現場における課題
IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス	IFRS 財団地域支部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの役割 ➤ IFRS カーブイン、カーブアウトのメリット・デメリット
日本たばこ産業	財務報告書作成者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社概要 ➤ IFRS 適用に向けた活動 ➤ IFRS 適用による財務影響 ➤ IFRS 適用後のアクション
住友商事	財務報告書作成者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IFRS 導入の目的 ➤ IFRS 導入の社内プロジェクト、体制 ➤ IFRS 導入に係る便益・費用に関する見解 ➤ IFRS 導入に関する実務上の課題

4.3 本邦招聘の参加者

財政省 会計・監査監督局 Vu Duc Chinh 局長を団長に 15 名が日本での研修に参加した。参加者の氏名、所属、役職は以下の通りである。

図表 4 - 3 ベトナムからの参加者一覧

氏名	所属	役職
Mr. Vu Duc Chinh (ヴ・ドゥック・チン)	財政省 会計・監査監督局	局長
Mr. Trinh Duc Vinh (チン・ドゥック・ビン)	財政省 会計・監査監督局	次長
Mr. Nghiem Manh Hung (ギェム・マイン・フン)	財政省 会計・監査監督局 会計・監査管理課	課長
Ms. Tran Thi Anh Tuyet (チャン・ティ・アイン・トゥエット)	財政省 会計・監査監督局 会計・監査管理課	課長補佐

氏名	所属	役職
Ms. Nguyen Thi Thu Ha (グエン・ティ・トゥ・ハ)	財政省 会計・監査監督局 官房室	課長補佐
Ms. Nguyen Thi Van (グエン・ティ・ヴァン)	財政省 会計・監査監督局 銀行・金融部門課	課長補佐
Mr. Nguyen Hoang Long (グエン・ホアン・ロン)	財政省 会計・監査監督局 銀行・金融部門課	職員
Ms. Truong Thi Mai Phuong (チュオン・ティ・マイ・フオン)	財政省 会計・監査監督局 企業部門課	課長補佐
Ms. Pham Thi Thanh (ファム・ティ・タイン)	財政省 会計・監査監督局 企業部門課	職員
Ms. Mai Thu Trang (マイ・トゥ・チャン)	財政省 会計・監査監督局 企業部門課	職員
Mr. Nguyen Ngoc Anh (グエン・ゴック・アイン)	財政省 法制局	職員
Ms. Duong Thi Minh (ズオン・ティ・ミン)	財政省 企業金融局 第二課	課長補佐
Mr. Nguyen Quy Trung (グエン・クイ・チュン)	財政省 税務総局 税制局	次長
Ms. Le Thi Kim Hoai (レ・ティ・キム・ホアイ)	財政省 国家証券委員会 公開企業監視局	職員
Ms. Tran Thi Thuy Linh (チャン・ティ・トゥイ・リン)	ホーチミン証券取引所 上場管理・審査局	次長

第5章 ベトナム国利害関係者へのインタビュー

5.1 調査方法

KPMG ベトナムは、あずさの再委託先として、ベトナムの利害関係者に対して IFRS 導入についての調査票を送付し、その後、インタビュー調査を実施した。調査対象となる利害関係者が多様であったため、以下の通り複数の調査票を用意した。

- 企業に対する調査票（企業を一般企業、銀行、証券会社に分類した。また其々において IFRS を既に導入しているか導入を検討している企業、IFRS に関する基本的な理解のある企業、IFRS に関する知識のほとんどない企業に分類し、調査票を用意した。）
- 監査事務所に対する調査票
- 教育機関に対する調査票
- 財政省の関連機関、税務総局、SBV に対する調査票
- 証券取引所に対する調査票
- その他の規制当局及び非政府組織に対する調査票

また、調査対象とした項目は以下の6点であった。

- 現在のベトナム会計基準及びベトナム会計制度に対する満足度合
- ベトナムにおける IFRS 導入の必要性
- ベトナムにおける IFRS 導入のメリット
- ベトナムにおける IFRS 導入の課題
- ベトナムにおける IFRS の導入方法及び適用範囲
- （IFRS 導入経験のある調査対象企業からは）IFRS 導入の経験

5.2 調査対象機関

インタビューの実施に当たっては、主な対象を財務諸表作成者とし、異なる事業活動、企業規模、産業の企業を選定した。なお、上場企業と PIE は規制当局の監督下であり、また、世界の多くの国で IFRS に基づく財務諸表の作成を義務付けられているか、許可されていることから、本インタビュー調査では特に上場企業と PIEs に焦点を当てている。

調査対象企業の内訳は以下の通りである。

図表 5 - 1 調査対象企業の内訳

企業の種類	社数	企業セクター	社数
上場企業(資本金額)		消費財	5社
20兆VND未満	9社	銀行	4社
20兆VND ~100兆VND	10社	保険	3社
100兆VND 超	4社	不動産・建設	3社
外国資本企業	3社	産業製品	2社
非上場公開企業	1社	素材	2社
	27社	証券	1社
		IT	1社
		石油	1社
		ユーティリティー	1社
		航空	1社
		エネルギー	1社
		農業	1社
		交通	1社
			27社

企業の種類	社数
国が株式の50%超を保有する企業	7社
国が株式の50%未満を保有する企業	6社
私企業	14社
	27社

上記 27 企業以外では、資本金額 20 兆 VND 未満の上場企業 5 社と資本金額 100 兆 VND 超の企業 2 社に対して調査を依頼したものの、対象企業から調査の辞退の申し入れがあったため、本インタビュー調査の調査対象外とした。

また、企業に加えて、会計事務所 5 社と VACPA を調査対象とし、会計事務所 1 社と VACPA には対面でインタビューを行い、他会計事務所 4 社から調査票を回収した。

さらに、規制当局、証券取引所、学術機関、非政府組織等、企業の財務情報に対して関心を有し、利用している 13 の機関についても調査対象に含めた。13 機関の概要は以下の通りである。

図表 5 - 2 13 機関のリストと概要

番号	組織名	主要な機能と役割
1	財政省関連部局	

番号	組織名	主要な機能と役割
1.1	企業金融局	企業財務について財政大臣に対して助言と支援を提供。企業の国有資本の監督者としての権利義務を行使
1.2	銀行・金融機関局	金融市場及び金融サービスに対して財政大臣に対して助言と支援を提供。SBV、信用機関、金融機関等の財務管理を監督
1.3	保険監督庁	保険監督当局
1.4	税制局	税制に関する当局。税務総局と連携。
1.5	国家証券委員会	証券監督当局
1.6	財政学院	会計人材の育成のための教育機関
1.7	税務総局	税務行政の執行機関
2	ベトナム国家銀行	銀行監督当、国有商業銀行の国家持分の代表者
3	ベトナム商工会議所	ベトナムの企業・経済団体
4	外国投資庁（計画投資省）	海外直接投資に関する規制・政策フレームワークの政府当局
5	ホーチミン証券取引所	主に大規模な上場企業と社債の取引を扱う市場運営者
6	ハノイ証券取引所	主に中規模上場企業と UPCOM（非上場公開株式市場）の取引を扱う市場運営者
7	世界銀行 ¹⁵	開発援助機関

5.3 調査結果の概要

本インタビュー調査によって、現在のベトナム会計制度は現在の経済実態に適した改正がなされていないなど十分でない旨が明らかとなった。このため、ベトナムの IFRS 導入は自然な流れであるとも考えられる。他方で、IFRS に基づく財務諸表作成のニーズは、外国から資金調達する企業で、その投資家、株主および資金の出し手が IFRS による財務報告を要求している企業に限定されている。そのため、それ以外の非上場企業やグローバルに事業を展開していない企業等にとっては、現時点において IFRS に対する理解は限定的であることが分かった。

IFRS 導入の必要性については、全ての調査対象企業がベトナムにおける IFRS 導入は中長

¹⁵ 本インタビュー調査では世界銀行から返答を得ることができなかった。世界銀行のベトナムの IFRS 導入における見解は、世界銀行の報告書「Report on the Observance of Standards and Codes」で確認することができる。

期的に当該企業およびベトナム経済に資するとの見解を示した。その一方で、短期的には IFRS 導入のための資金や人的リソースが多額であり、企業の負荷は大きいことから、外国から資金調達をする必要のない企業は、これらの資金や人的リソースを IFRS 導入以外のより優先順位の高い分野に配分することを望んでいた。

本インタビュー調査の結果を踏まえ、財政省がより適切なロードマップを作成し、ベトナムにおいて IFRS を導入していく際に考慮すべきと考えられた重要な論点・意見は、以下の点である。

5.3.1 VAS のニーズへの適合性

多くの企業及び監督官庁は、現在の VAS はそのニーズを比較的満たすものであると考えている。VAS に準拠して作成された財務諸表は、その財務諸表利用者の基本的な要求事項に適合していると企業の多くが考えており、当該意見は監督官庁へのインタビューを通じても確認がなされた。

他方、企業、会計事務所、他の利害関係機関は、質的にも量的にも財務諸表利用者のニーズを概ね満たしているものの、VAS と IFRS との間で差異が生じている部分については、十分に財務諸表利用者のニーズを満たしきれていないと考えている。これら両者の差異は、多かれ少なかれ企業活動の特徴によって程度が異なるが、共通する論点として挙げられた差異は、公正価値測定と固定資産の減損会計の領域である。加えて、インタビューを行った 81% の企業は、現在の規定は重複や不整合な部分があり、企業は苦慮していると回答した。

財政省税制局は、適正な徴税という税務の目的と適正な財務報告という会計の目的の違いから、会計基準と税務上の規定との間に差異が生じることは当然のことであるとの見解であった。また、税制局は、IFRS 導入によって現行の税制を変更することは意図していないという見解であったが、企業の負担を軽減するため、現行の税法に沿うようガイダンスを企業向けに提供することも検討する、と意見があった。

なお、税務総局は、この問題について慎重な態度を示しており、税務と会計との差異の解消を行なう場合は、その影響について慎重に検討を行う必要があるとの見解を示し、また、差異の解消は、(政令、通達、決定といった法文書を通じてではなく) 法体系上位である法律(税法)の改正により行うことが望ましいとの見解を示していた。

5.3.2 ベトナムにおいて IFRS を適用する意義

多くの企業は、IFRS を適用するか否かに関わらず、ベトナムにおける IFRS の適用は、様々な利点を企業にもたらすと考えている。企業は、IFRS 適用の最大の利点は、投資家、出資者、外国提携企業といった外部の利害関係者からの要求事項に応えることができると

いう点を指摘していた。しかし、IFRS の適用に伴い、それに対応するコーポレートガバナンスを構築することは実際上困難であると回答が示された。

また、経営管理のツールとして IFRS に基づく財務諸表を利用するかについて質問を行ったところ、企業統治を目的として IFRS に基づく財務情報を利用すると回答した企業は 22% に過ぎなかった。加えて、多くの企業はまだ IFRS についての理解が十分ではなかった。

IFRS の導入がベトナムに対してプラスの影響を与えるかという問いに対して、プラスの影響を及ぼすと回答を行った企業や機関は 75%を超え、会計事務所の 100%がこの意見に同意していた。IFRS 導入はベトナムに対してプラスの影響を及ぼさないと回答した企業は、経済・財政状況が十分に発展していない現状のベトナムにおいては、必ずしも IFRS の導入は優先すべき課題ではなく、個々人の IFRS に対する理解は十分に備わっているとは言えないことから IFRS に準拠した財務諸表の質を確保することが困難なのではないかとの懸念を示していた。

5.3.3 ベトナムにおける IFRS 導入に際しての課題

IFRS 導入に伴う利点はあるものの、企業や、監査人、監督官庁それぞれの者において導入上の課題が生じることとなる。企業は、主に以下のような課題を挙げていた。

- 人的リソース
- IT システム
- IFRS において要求される市場情報の利用可能性
- その他の事項

監査人からは、中小の会計事務所においては IFRS に関する知見を備なえた十分な人員を確保することが困難ではないかと回答が示された。

財政省、国家証券委員会、ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所、税務当局、統計局といった、企業の財務諸表を行政監督目的等で用いる政府機関は、IFRS に基づく財務諸表を受領することについて、以下のような懸念を示していた。

- IFRS を理解することは困難であり、IFRS に準拠した財務情報を精査することは困難である。
- IFRS を理解するために時間と労力、資金を要する。
- (会計基準の変更について) 変更には抵抗する者が出てくる。

5.3.4 IFRS の任意適用

適用形態については、調査対象企業の大多数が、IFRS を必要とし、かつそのための経営資源が社内にある企業に対して、短期的に IFRS の任意適用を認めるべきと考えていた。ま

た、企業の IFRS 導入費用及び人的リソースを最小限に抑えるため、VAS と IFRS の各々に基づいた 2 組の財務諸表を作成するのではなく、IFRS に準拠した財務諸表 1 組のみをもって法律を満たすように法改正が行われるべきだと考える企業が多いことが判明した。

ベトナムでは、IFRS に近づける形で税法を改正する可能性は低いと考えられることから、短期的には企業は税務申告のため VAS に基づく財務諸表を IFRS に基づく財務諸表と並行して作成する必要があると考えられる。また、国営企業は、財政省企業金融局や銀行・金融機関局といった財政省管轄規制当局から VAS に基づく個別財務諸表及び連結財務諸表の作成・提出が要求されており、国営企業が IFRS を任意適用したとしても、VAS に基づく財務諸表を作成する必要があると考えられる。さらに、本インタビュー調査において、多くの企業において IFRS 導入は投資家のニーズを満たすことが主たる目的であると考えられていることが判明した。現状において、会計上の取扱いと税務及びその他行政監督目的の取扱いの間で整合性が担保されていないものの、企業に対し任意で連結レベルにおいて IFRS に準拠した財務諸表を作成することを認めることは、財務諸表作成者および規制当局双方の要求を満たす適切なアプローチであると考えられる。

適用方法については、多数の企業が多額の費用発生の懸念から段階方式を望んでいたが、仮にベトナムが IFRS の任意適用を認めた場合、全企業において費用負担が生じるという問題は回避できると考えられる。他方、ビッグバン方式であれば、IFRS に完全に準拠した財務諸表が作成されるため、投資家から高く評価され、IFRS 適用の主な目的である財務諸表の比較可能性の向上とグローバルレベルの業務の効率化に寄与すると考えられる。なお、IFRS に一定の修正を加える場合、その修正のために多くの時間と費用が発生することから、ベトナムにおける IFRS 適用プロセスは遅延することが予想されるというコメントが示された。

IFRS 移行への必要な期間について質問を行ったところ、多くの企業から、IFRS 適用までに最低 3 年間は必要であるとの回答が示された。しかし、銀行業界からは、IFRS の要求事項に十分応えるためのシステム改修には 3 年から 5 年の時間と労力を要するとの回答がなされた。

(一定期間の任意適用後の強制適用を念頭とした場合) 任意適用の実施期間 (移行期間) について質問を行なったところ、多くの企業は、財政省は IFRS を任意適用した企業及び IFRS の適用を準備している企業を対象に定期的にその影響を評価し、適切な移行期間を検討すべきと回答した。但し、任意適用による場合、実際に IFRS に基づく財務諸表を任意で作成しようとする企業は多くないと考えられ、この点が任意適用の方法による場合の課題である。

5.3.5 現行の VAS、フィナンシャルレジームおよび税制の改正

調査対象企業の大部分が、財政省は IFRS に近づける方向で現行の VAS を改訂し、より経

済活動の実態に即した実用的で新しい基準を作成することを検討すべきであると述べた。基準改訂のプロセスにあたっては、新たに委員会を立ち上げ、専門性を有する委員によって調査、検討が行われるべきであるとされたほか、このプロセスを経ることで、企業は IFRS の理解を深めるための時間が確保できるとのコメントが示された。また、このプロセスそのものが、IFRS の全面適用に向けた移行準備期間となり得ると考えられる。

VAS とフィナンシャルレジームの差異については、多くの調査対象企業が適切な会計処理のために必要な会計基準や通達を基礎とする会計規則と、国による管理目的として発出されているフィナンシャルレジームの役割を明確に区分することを期待し、財政省に対して、そのように適切な修正をすべきであると提案していた。

会計規則との不必要な差異を減らすための税制の適切な修正に関して、財政省は IFRS を既に導入している世界各国の経験を活用することが出来ると考えられる。また、他国事例を活用することで、ベトナムで想定される課題を和らげ、企業が IFRS を導入するための準備が進むと考えられる。

5.3.6 任意適用の対象企業

IFRS 導入による企業の財務諸表における影響と企業の準備状況に基づき、財政省は特定の事業形態の企業に対して強制適用をするかについて検討することが望ましいと利害関係者は考えていることが明らかとなった。以下は、強制適用の対象として考えられる企業をその優先順位順で示したものである。

- 上場企業および非上場大規模公開企業
- 金融業に属する企業
- 親会社が IFRS に基づいて 財務諸表を作成する外資系企業
- 国営企業

5.3.7 中小企業向け IFRS

中小企業向けの会計基準が複雑になるのではないかとの懸念がインタビューを通じて示された。ベトナムの中小企業向けの会計基準について、中小企業向けの IFRS (IFRS-SMEs) に近づける形で修正が検討されるべきと利害関係者の見解が確認された。この点、調査対象企業は、財政省は中小企業を対象とした調査を実施したうえで適切な IFRS 導入ロードマップの作成と、現行制度の適切な変更を行なうべきと提案していた。

5.3.8 IFRS の導入・実施

IFRS 導入時の懸念について、調査調査企業・機関から寄せられた意見は下記の通りである。

(1) IFRS の導入・実施に向けた準備について

- 財政省は、IFRS の導入による企業の財務諸表への影響について政府がより具体的に理解できるよう、IFRS を導入済みの企業の財務諸表の数値をもとに IFRS と VAS の比較について調査、報告すべきである。

(2) IFRS 及びその他関連規則の公布について

- IFRS の導入プロセスを担当する専任機関を設置し、IFRS の継続的な導入体制を確立し、VAS と会計制度を更新していくことが重要である。
- 完全で実践的な規制とガイダンスとともに、IFRS をベトナム語に翻訳し、公表することが重要である。財政省は、特に公正価値の判断についての枠組みを公表すべきである。
- 企業および関連機関が IFRS の導入に準備するために、IFRS のベトナム語翻訳およびガイダンスが公表されてから少なくとも3年間が必要と考えられる。
- 規制当局は、IFRS 導入のために整合的な法規則を確立すべきであり、導入に向けた法令とガイダンスとの間の矛盾は避けるべきである。
- IFRS の導入において、規制当局がガイダンスを提供するほか、違反が発生した場合に制裁がなされるよう、法令化されるべきである。
- 上場企業の資産および負債の評価に対する透明性と客観性を確保することを促す措置が講じられるべきである。
- 銀行業は特有の業界であるため、ベトナムにおける IFRS の導入（開発）において財政省およびSBV が公表したそれぞれのガイダンスに矛盾がないよう、財政省はSBV を IFRS に関する委員会に参画させるべきである。
- 特に、企業経営者が IFRS の重要性とメリットを理解できるように、企業とのコミュニケーションを強化することが重要である。

(3) IFRS に関する研修について

- 企業における IFRS の教育関連費用の負担を最小限に抑えるため、大学などの高等教育機関は IFRS をカリキュラムに組み込む必要がある。調査対象機関からは、現在の大学での会計に関する教育内容は理論的なものが中心で、卒業生の IFRS の習熟レベルは実務で適用できるレベルに至っていないことが指摘されていた。加えて、企業の経理・財務担当社員、会計士の外国語レベルは限定的であり、英語で書かれている IFRS の原本を読み、調べる能力はない。このため、関係機関、VACPA、財政省は、教育機関が教育の質を高めるためのカリキュラムの作成、教材開発ができるように支援するべきである。

- 財政省は、教育機関、VACPA と協力して、経理職員、会計監査に従事する人材の IFRS に関する研修やワークショップを開催する必要がある。
- 税務および金融に従事する職員に対して、IFRS に基づいた財務諸表を精査し、理解し、また他の財務諸表と比較するための IFRS に関する研修が提供されるべきである。

第6章 ロードマップ案を踏まえた IFRS 適用のための論点整理

6.1 ロードマップ案を踏まえた論点整理

本調査の実施にあたって、ベトナム財政省よりロードマップ案の提供を受け、レビューを実施したほか、ロードマップ案について財政省と議論を実施した。その結果、ロードマップ案を最終化するにあたって、以下の点が財政省による検討にとって重要な論点となると考えられた。

6.1.1 適用する会計基準に関する企業のグルーピング

(1) 背景

ロードマップ案及びそれを踏まえた財政省との議論では、企業をグルーピングした上で、それぞれのグループに対して以下のように異なる会計基準を適用する方針（案）が示されていた。

図表 6 - 1 適用する会計基準(グループ別)

グループ	適用する会計基準
グループ 1	IFRS に限定的な修正を加えて開発されたベトナム版 IFRS (VFRS)を適用する。
グループ 2	IFRS/IAS を踏まえて開発された VAS を適用する。
グループ 3	比較的簡略な会計基準を適用する。

また、上記グルーピングが、以下の対象企業に適用される方針（案）が示されていた。

図表 6 - 2 対象企業のグルーピング

グループ	対象企業
グループ 1	<ul style="list-style-type: none">• VFRS の強制適用の対象とする上場会社及び PIEs に該当する非上場会社(銀行、保険会社、証券会社、その他金融機関)• 経営管理の観点から必要と判断される場合(例えば、親会社が IFRS に準拠して連結財務諸表を作成する場合におけるベトナムに所在する子会社の外資企業がこれに該当する)や国際的な資本市場で資金調達を実施する場合、VFRS を強制適用しないが、任意適用を実施することは認める。この場合、当該企業はグループ 1 の対象となる。 (注)VFRS の適用は、個別財務諸表だけでなく、連結財務諸表も対象とする。

グループ	対象企業
グループ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営企業、公開会社、グループ 1 に含まれない中規模及び大規模会社 (注)グループ 2 の対象企業の殆どは PIEs やグループ 3 の対象範囲に該当しない非上場会社であることが想定される。
グループ 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模・零細企業

(2) 検討すべき論点

グルーピング及びそれを踏まえた対象企業について、以下の点について整理する必要があると考えられた。

- 国営企業をグループ 1 とグループ 2 のいずれに該当するものとして整理すべきか
- グループ 1 は主に上場会社を念頭に置いたものとするべきか、又は、上場会社以外の PIEs も含めた会社群を念頭に置いたものとするべきか
- グループ 1 が PIEs を念頭に定義される場合、以下の論点についてどのように考えるか
 - 非上場の事業体について、どのような規準で PIEs に該当する事業体を識別すべきか（例えば、総資産、収益合計、従業員数が想定し得る規準として挙げられる）。
 - 非上場の事業体のうち、商業銀行、証券会社、保険会社、ファンド等は、例外なく、グループ 1 に分類すべきか
- グループ 2 について、以下の論点についてどう考えるか
 - すべての株式会社をグループ 2 に分類すべきか
 - グループ 2 に分類される「グループ 1 に属さない中小企業」とグループ 3 に分類される「小規模・零細企業」について、どのような規準で分類すべきか
- グループ 3 について、以下の論点についてどのように考えるか
 - 小規模企業と零細企業とで、財務諸表利用者の情報ニーズは大きく異なると考えられることを踏まえ、グルーピングの在り方について両者を区分しない 3 区分から、両者を区分する 4 区分に変更すべきか

※ EU では、小規模企業と零細企業とで開示の程度について差異を設けているほか、日本でも「中小企業の会計に関する指針」と「中小会計要領」という 2 つのガイダンスが公表されている。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、財務諸表作成者は企業にグルーピングを設けて段階的に IFRS を適用するアプローチ（段階方式）を支持していた割合がやや多かったが、監査人については、企業にグルーピングを設けずに IFRS を一時に適用するアプローチ（ビッグバン方式）と段階方式とで見解に大きな差異はなかった。

また、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、グルーピング 1 の適用範囲に関連して、以下のような見解が示された。

- 上場企業及びその他の PIEs は、原則として IFRS を適用すべきである。すなわち、上場企業や PIEs に含まれる国営企業は原則として IFRS を適用すべきである。但し、人的資源の制約を踏まえると、規模の大きな企業に限定すべきかもしれない。
- 金融機関は、IFRS に準拠して財務諸表を作成することへのニーズが高いと考えられるほか、人的リソースも比較的豊富であるため、IFRS を適用すべき企業とすべきかもしれない。
- 外国企業については、親会社の連結財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合を除いて、IFRS を適用すべき企業として考えられるかもしれない。
- 国営企業には、直ちに IFRS を適用することはせず、段階的に適用範囲を拡大していく過程で適用範囲に含める方が良いかもしれない。

6.1.2 VFRS の適用対象財務諸表の範囲

(1) 背景

ロードマップ案では、VFRS の適用を連結財務諸表と個別財務諸表の双方とすることが想定されていた。

(2) 検討すべき論点

VFRS を連結財務諸表と個別財務諸表の双方に適用するか、又は、連結財務諸表のみに適用するかによって、以下の点を含め、影響が大きく異なり得る。

- 法人税法の定めを修正する必要があるか
- 株主に対する配当可能利益の算定方法を修正する必要があるか

また、諸外国の調査においても、この点について異なる方針が採用されている旨が指摘されている。このため、VFRS の適用対象財務諸表の範囲については、慎重に検討する必要があると考えられた。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、IFRS の適用を踏まえて法人税法の定めを修正する必要があるかについて、以下のような見解が示された。

- 企業：税務上の取扱いと会計上の取扱いの間に不要な差異を設けるべきでなく、税務総局がこれを解消するように作業を進めるべきである。
- 財政省 税制局：法人税法と会計基準の目的が相違することを踏まえると、税務上の取扱いと会計上の取扱いの間に差異が生じるのは当然であり、現行の税務上の取扱いを変更することは考えていない。
- 財政省 税務総局：税務上の取扱いへの適切な遵守が図られるよう、ガイダンスを公表することを検討したい。

6.1.3 修正なしで IFRS を適用する選択肢

(1) 背景

ロードマップ案及びそれを踏まえた財政省との議論では、IFRS に限定的な修正を加えて開発されたベトナム版 IFRS (VFRS) の適用をグループ 1 に属する企業に対して適用する方針 (案) が示されていた。

上記について、2018 年 5 月に開催されたワークショップにおいて、グループ 1 に属する企業においても、投資家や親会社の情報ニーズを踏まえ、IFRS を「修正なし」で (任意に) 適用する選択肢を設けるべきとの意見が示された。

(2) 検討すべき論点

VFRS の開発にあたって IFRS からどのような修正を行うかによるが、VFRS に準拠して作成された財務諸表が IFRS に準拠して作成されたとは考えられないケースも想定し得る。このため、VFRS に準拠して作成された財務諸表によって、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができないケースも考えられ得る。

仮に、「修正なし」で IFRS を適用する選択肢を企業に認める場合、これによって当該企業と外国企業の財務諸表との比較可能性が高まることも考えられるが、他方で、ベトナム企業間の財務諸表の比較可能性は低下する可能性がある。

このため、「修正なし」で IFRS を適用する選択肢を企業に認めるべきか否かは、上記トレード・オフ関係も考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えられる。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、殆ど全ての関係者が修正なしの IFRS の任意適用を認めることを支持していた。

6.1.4 VFRS の開発において IFRS から修正すべき内容

(1) 背景

ロードマップ案では、VFRS の開発にあたって、IFRS の要求事項やガイダンスのどの部分をどのように修正するかについて、具体的な内容は示されていなかった。他方、VFRS の開発にあたっては、この点が極めて重要になると考えられる。

2018 年 5 月に開催されたワークショップでは、財政省の担当官から、日本の修正国際基準における「のれんの償却」に関する IFRS の修正について、ベトナムの参考になる旨の意見が寄せられた。

(2) 検討すべき論点

VFRS の開発にあたって IFRS から修正を行うか否かのほか、修正を行う場合にどのように修正すべきかについて、以下の点も含めて検討すべきと考えられる。

- どのような領域について修正を検討するか
- 修正事項は一定期間における経過的な取扱いとするか
- 以下に該当する事項以外についても修正するか
 - IFRS で認められている選択肢を削除すること
 - IFRS で要求されている以上に開示要求を追加すること
- 基準の名称を「VFRS」以外のものとする余地はあるか
- IFRS 財団との協議を踏まえ、VFRS の著作権の帰属や対価の支払いについて、どのような取決めを行うことが可能か

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、財務諸表作成者からは IFRS の一部を修正したうえでベトナムに適用すべきという見解が少数ではあるもののあったが、殆どの企業から IFRS を修正すべきでないという見解が示された。これは、IFRS が厳正なデュー・プロセスを経て開発されていること等を理由とするものである。また、監査人からは IFRS を修正したうえで適用すべきという見解は聞かれなかった。

6.1.5 ガイダンスの発行

(1) 背景

ロードマップ案では、財政省が VFRS の適用を支援するためのガイダンスを開発する方針（案）が示されていた。これは、従来、ベトナムでは会計基準について財政省が多くのガイダンスを発行していたこと等を踏まえたものである。

しかし、一般的に、IFRS の適用に当たっては、「国毎の IFRS」が乱立することを避ける観点から、IFRS に関するガイドラインや解釈指針を発行することは奨励されておらず、この旨について「IASB と他の会計基準設定主体との憲章 (Charter)」(2014 年 4 月)において、概ね以下の旨が確認されている。

- 各国において、対応を要する論点が発生した場合、当該国の会計基準設定主体は、まず、他の国で同様の事象が生じていないか等について聴取する（例えば、IFASS 会議を利用して聴取することが考えられる。）
- IASB や IFRS 解釈指針委員会に対して、論点の解決を図ることができるかについて照会する。
- 上記を踏まえ、当該論点が各国固有のものであるという判断がなされ、かつ、当面の取扱いを明らかにする必要がある場合に限り、各国においてガイダンスを発行する。

- 発行しようとするガイダンスが IFRS と整合的である旨等を確認するため、他の会計基準設定主体に対してガイダンス（案）を共有する。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、仮にベトナムで IFRS を適用しようとする場合、適切な翻訳とともに、網羅的で実務的なガイダンスが発行されることが重要という見解が聞かれた。特に、公正価値測定の内訳についてガイダンスが発行されるべきという見解が聞かれた。

(2) 検討すべき論点

VFRS に関するガイダンスの発行に関して、以下について検討すべきと考えられる。

- ガイダンスを発行する方針（ガイダンスを発行するか否か、カバーすべき論点の概数等）
- 実務上の課題に照らしてガイダンスを網羅的なものとするための取組み
- いつガイダンスを発行するか（VFRS 公表前に発行するか）
- ガイダンスをより実務的なものとするための工夫
- ガイダンスを発行する際に遵守すべき手続

6.1.6 VAS の開発

(1) 背景

ロードマップ案では、VAS をグループ 2 の事業体に適用する方針が示されている。ロードマップ案では、VAS は IFRS を参照しつつ現行の VAS を改訂して開発することが想定されているほか、VAS は VFRS ほど複雑なものが想定されていない旨が記載されているが、VAS の在り方は十分に明らかにされていない。

(2) 検討すべき論点

VAS の改訂について詳細な検討を実施する前に、以下について検討すべきと考えられる。

- VAS に準拠して作成された財務諸表の主たる利用目的は何か
- VAS の改訂において、以下いずれの方法を採用するか
 - VFRS を出発点としつつ、必要な部分について簡素化を行う。
 - 現行の VAS を出発点として、必要と考えられる要求事項を追加する。
 - 中小企業向け IFRS（IFRS-SMEs）を出発点として、新たに会計基準の開発を行う。
 - その他

6.1.7 移行期間

(1) 背景

ロードマップ案では、VFRS への移行について、以下のような移行期間が想定されていた。

図表 6 - 3 移行期間（グループ別）

区 分	移行期間
グループ 1	(2020 年度～2025 年度) グループ 1 に属する一部の企業に対して、VFRS の適用を要求するとともに、その他の企業にも VFRS の任意適用を認める。 (2026 年以降) 2020 年～2025 年における適用経験を踏まえて適宜措置を講じた上で、グループ 1 に属するすべての企業に対して、VFRS の適用を要求する。
グループ 2	(2026 年度以降) グループ 2 に属する企業に対して、改訂後の VAS の適用を要求する。
グループ 3	財政省が簡素な会計処理の取扱いに関する通達を公表する。 グループ 3 に属する企業に対して、同通達に準拠することを要求する。

各国の経験を調査した限り、IFRS またはそれと同等の会計基準の導入決定後、適用日までに確保した期間は、以下のように国毎に異なっていた。

図表 6 - 4 諸外国における決定以降、適用日までの期間

区 分	決定以降、適用日までの期間
中国	新企業会計準則の適用開始まで:1 年弱
韓国	早期適用の開始まで:最短、1 年強 強制適用の開始まで:5 年強
マレーシア	MFRS の適用開始まで:4 年強
米国	外国企業に対する任意適用開始まで:1 年弱 また、国内企業に対する IFRS の強制適用の検討時において、3～4 年程度の移行期間を置くことが検討された。
日本	指定国際会計基準の任意適用開始まで:1 年弱

(2) 検討すべき論点

ベトナムにおいては、現行の VAS と IFRS との差異は比較的大きい。このため、適用対象

企業に関するグルーピングの検討と併せて、IFRS またはそれと同等の会計基準の導入決定後、適用日までにどの程度の期間が必要かについて慎重に検討する必要がある。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューの結果、多くの関係者から、適用までに必要な期間は3年程度と考えられるとの見解が聞かれた。

6.2 IFRS の適用方法（任意適用か強制適用）についての検討

ロードマップ案を諸外国の経験と照らして検討している中で、ベトナム国に IFRS のような公正価値会計を導入するにあたって、任意適用と強制適用のいずれの方法を採用するかの点が特に重要と考えられた。また、任意適用と強制適用のいずれの方法を採用するかに対する影響や見解は、利害関係者によって大きく異なり得ると考えられた。このため、ロードマップ案での想定を踏まえて、以下2つの選択肢について、各利害関係者への影響について考察を行った。

- 選択肢1：IFRS を一部修正した VFRS を、連結財務諸表作成に当たって基礎とする会計基準として強制適用する方法
- 選択肢2：IFRS を修正なしで、連結財務諸表作成に当たって基礎とする会計基準として任意適用を認める方法

以下において、上記に関する考察を記載する。なお、ベトナム関係者に対してインタビューを実施した結果、殆ど全ての関係者が IFRS の任意適用を認めることを支持していた。ベトナム関係者に対するインタビューで内容についても、適宜、以下に「※」を付して記載する。

図表 6 - 5 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響

利害関係者	影響
財務諸表作成者	<p><u>選択肢1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの企業が、VFRS に関する知識の不足やそれに対応するためのリソース不足といった課題に直面することが想定される。 ・ IFRS を修正なしで適用しようとする企業にとっては、VFRS と IFRS という2つの会計基準に準拠して財務諸表を作成することが必要となる。 ・ 上場企業の子会社や関連会社にとっては、VAS と VFRS という2つの会計基準に準拠して財務諸表を作成することが必要となる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p><u>選択肢2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS に関する知識の不足や対応するためのリソース不足といった課

利害関係者	影響
	<p>題は、以下の理由から、選択肢 1 と比較して小さいと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適用対象企業数が限定的であること ▶ 企業は、自社が有する知識やリソースを踏まえて IFRS の適用を判断することから、適用を決定する企業は IFRS に関する知識やリソースを十分有していることが想定されること <p>・ 他方、以下の理由から IFRS を任意適用する財務諸表作成者側の負担は小さくないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS を適用する場合でも、引き続き、VAS に準拠して個別財務諸表を作成することが必要となること ▶ 任意適用企業の子会社や関連会社は、VAF と VFRS という 2 つの会計基準に準拠して財務諸表を作成することが必要となること <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナム企業(財務諸表作成者)へのインタビューを行った結果、IFRS の適用に向けた課題として、主に以下の点が識別されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人員の確保 ・ IT への投資 ・ 公正価値測定
財務諸表利用者	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS に対する修正が IFRS で既に要求又は許容されている会計処理に加える形で適用し得る会計処理方法を追加するものでない限り、ベトナム市場に上場している企業に限っていえば、財務諸表の比較可能性は選択肢 2 と比較して高いと考えられる。 <p>(暫定的な評価) どの市場参加者を念頭に考えるかで、選択肢 1・2 の相対的な便益や課題の大きさは異なると考えられる。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム市場に上場している企業に限定せず、ベトナム市場以外に上場している外国企業等との比較可能性も含めて考えれば、財務諸表の比較可能性は選択肢 1 と比較して高いと考えられる。 <p>(暫定的な評価) どの市場参加者を念頭に考えるかで、選択肢 1・2 の相対的な便益や課題の大きさは異なると考えられる。</p>

利害関係者	影響
	<p>※ ベトナムの利害関係者にインタビューを行った結果、IFRS を適用する便益として以下のような見解が述べられていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務情報の透明性や比較可能性が高まること ・ 外国企業がベトナムの証券市場に参入することの一助となること ・ ベトナム企業が国際的に財務・営業活動を行うことの一助となること
監査人	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くのベトナム企業が VFRS に準拠して財務諸表を作成することが必要となるため、監査事務所は多くのリソースを監査やアドバイザリー業務に投入する必要性が生じると想定され、これに対応するリソースの確保が課題となる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも、任意適用の初期段階においては、IFRS の任意適用を自発的に選択する企業はそれ程多くないと想定されるため、監査人側のリソース確保に関する課題は相対的に大きくないことが想定される。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナムの監査人にインタビューを行った結果、IFRS の適用に向けた課題として、主に以下の点が識別された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人員の確保 ・ 研修に関するコスト ・ 判断の困難性

図表 6 - 6 当局への影響

利害関係者	影響
財政省 会計・監査監督局	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS について、個別に、どの基準をどのように修正すべきかについて、評価して決定することが必要となる。 ・ 広範な利害関係者(財政省の他の部局を含む。)の利害調整を図る必要が生じうる。

利害関係者	影響
	<p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS について、個別に、どの基準をどのように修正すべきかについて評価する必要が生じない。 IFRS を修正なしで任意適用する企業数を増やすための措置を検討する必要が生じうる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナムの財政省(会計・監査監督局)にインタビューを行った結果、現時点では IFRS の理解が十分でない旨やトレーニングコストが主な課題として識別された。</p>
<p>財政省税制局、税務総局</p>	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> VFRS を適用する前に、法人税法等を改正すべきかや、仮に改正する場合にどのように改正すべきかについて検討することが必要となる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、(課税所得計算の基礎となる個別財務諸表に適用される) VAS をどの程度修正するかによって異なるものの、法人税法等の改正について検討する必要性は相対的に高くないと考えられる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナムの財政省(税制局、税務総局)にインタビューを行った結果、会計基準が変更された場合でも法人税法の取扱いを変更せず、代わりに法人税法に準拠するうえでの障害に対処するためのガイダンスを提供することを考慮することになるだろうとの見解が述べられていた。</p>
<p>財政省 企業金融局</p>	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計基準とフィナンシャルレジーム¹⁶とが不整合になっている箇所について、どのように解決すべきか十分な検討を行うことが必要となる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p>

¹⁶ フィナンシャルレジームについて、詳しくは 2.1.4 を参照。

利害関係者	影響
	<p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計基準とフィナンシャルレジームとが不整合になっている箇所について、どのように解決すべきかについて検討を行うことが必要と考えられるが、検討の深度は選択肢 1 で必要とされる程のものではないと考えられる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ 企業金融局が所管する国営企業に対しては、個別財務諸表と連結財務諸表の双方について、VAS に準拠して会計処理を適用することが要求されている。このため、ベトナム関係者に対するインタビューを行った結果、IFRS に準拠して連結財務諸表を作成する旨を要求する場合、個別財務諸表の作成に当たっても IFRS の適用を許容することが適切でないかという見解が示されていた。</p>
<p>財政省 保険監督庁(保険監督当局)</p> <p>国家銀行 (銀行監督当局)</p>	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> VFRS に準拠して作成された財務諸表を監督目的(自己資本比率の算定目的を含む。)の財務情報として認めるか、又は一定の調整を加えることを要求するか等について検討する必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記と同様の検討を行う必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>※ ベトナムの利害関係者にインタビューを行った結果、銀行・金融機関局、保険監督庁や国家銀行の機能に関して、現時点では IFRS の理解が十分でない旨、トレーニングに当たってコストが掛かる点、法令の整合性を確保する点等が主な課題として識別された。また、強制適用を行う場合、統合的な適用を図るため、金融機関向けにガイダンスを発行する旨の検討が必要となるという見解や、公正価値測定を行うに当たっての体制整備が必要となるといった見解も示されていた。</p>
<p>財政省 国家証券委員会</p>	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> VFRS に習熟した検査・審査官を確保するために、外部から知見を有

利害関係者	影響
(証券監督当局)	<p>する者を採用したり、内部者に対して研修を実施したりする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則主義で作成された財務情報について、検査・審査上、どのような判断を行使すべきかについて十分な検討を行う必要がある。 ・ 財務諸表・年次報告書等の提出期限を延期することが必要かについて検討する必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、上記と同様の検討を行う必要がある。但し、採用や研修に掛ける必要のある労力の程度は相対的に小さい可能性がある。また、任意適用企業には十分なリソースがあることが想定されるため、財務諸表・年次報告書等の提出期限の延期は検討する必要がないと考えられる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナムの利害関係者にインタビューを行った結果、国家証券委員会の機能に関して、現時点では IFRS の理解が十分でない旨、トレーニングに当たってコストが掛かる点、法令の整合性を確保する点等が主な課題として識別された。</p>
証券取引所	<p>選択肢 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券規制当局に関する記述と同様 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p>選択肢 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家証券委員会に関する記述と同様 ・ 任意適用の場合、証券取引所に上場する多くの企業で国際的な会計基準とは異なるベトナム国内の会計基準が引き続き使用されるため、証券市場の国際化という目標を十分に達成できない可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p>※ ベトナムの証券取引所にインタビューを行った結果、現時点では IFRS の理解が十分でないため、IFRS に基づき作成された財務諸表の審</p>

利害関係者	影響
	査が困難なことや、IFRS に習熟するためのトレーニングコストが主な課題として識別された。

図表 6 - 7 想定されるその他の当事者の見解

利害関係者	見解
IASB	<p><u>選択肢 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VFRS の開発にあたって、IFRS に一定の修正が施され、修正によって VFRS への準拠が IFRS への準拠とならない場合、IASB から懸念が表明される可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p> <p><u>選択肢 2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正なしで IFRS を適用することについて、当該取組みについて IASB から賛意が示される可能性がある。
国際機関(世界銀行等)	<p><u>選択肢 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような反応が示されるか定かではない(IFRS に近い会計基準の適用について支持が示される可能性はある一方、修正を行うことについて懸念が示される可能性がある。) <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p><u>選択肢 2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような反応が示されるか定かではない(IFRS を修正なしで適用することについて支持が示される可能性はある一方、強制適用を行う場合と比較してIFRSの適用会社数が少ないことについて懸念が示される可能性がある。)
教育機関	<p><u>選択肢 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VFRS の研修の在り方や、VFRS を踏まえて公認会計士試験の試験科目について大きな変更を行うべきかについて検討する必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p> <p><u>選択肢 2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用会社は自発的な決定によるほか、適用会社数が限定的であることを踏まえると、研修は、主に大手会計事務所に委ねる方法も考えられる。

利害関係者	見解
	・ 公認会計士試験の試験科目に対する影響は限定的と考えられる。

6.3 IFRS の適用対象とすべき財務諸表（連結財務諸表/個別財務諸表）についての検討

上記に加え、ベトナム国に IFRS のような公正価値会計を導入する場合に、連結財務諸表のみを対象とする場合と連結財務諸表と個別財務諸表の双方を対象とする場合とで利害関係者に対する影響が異なることが想定される。特に、法人税法における課税所得は個別財務諸表の当期純利益を基礎として算定されることから、仮に個別財務諸表を (VAS でなく) VFRS や IFRS に準拠して作成する場合、課税所得と当期純利益の相違は大きいと考えられる。

このため、以下において、IFRS を任意適用することを前提としつつ、仮に IFRS を連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表にも適用する場合に、各利害関係者に対してどのような影響があり得るかについての考察を記載する。

なお、ベトナム関係者に対するインタビューを実施した結果、多くの関係者から、IFRS と平仄が合うように法人税法を改訂することは困難であり、IFRS の適用は連結財務諸表に限定し、個別財務諸表については引き続き VAS に準拠して作成することを要求することになるのではないかとの見解が示された。

図表 6 - 8 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響

利害関係者	影響
財務諸表作成者	<p>IFRS 適用会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (IFRS と VAS に基づく) 2 セットの財務諸表を作成する必要が生じないことから、財務諸表作成のために必要なコストは減ると想定される。 ・ 法人税法への対応如何によっては、課税所得の金額に影響が生じる可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 財務諸表作成に伴うコストは減ることが想定される一方、直面する課題は、税務当局の対応に左右される。</p> <p>IFRS 非適用会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な影響を受けることは想定されない。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p>
財務諸表利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの財務諸表利用者は、個別財務諸表に着目しておらず、連結財務諸表を重視している。このため、格付会社等を除けば、影響は限定的と考えられる。

利害関係者	影響
	(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。
監査人	<ul style="list-style-type: none"> 異なる会計基準に準拠して作成された財務諸表を監査対象とする必要がないため、監査時間は相対的に少なくなることが想定される。但し、これによる影響はそれ程大きなものではないことが想定される。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p>

図表 6 - 9 当局への影響

利害関係者	影響
財政省 会計・監査監督局	<ul style="list-style-type: none"> 個別財務諸表を用いて課税所得の算定を行う税務上の取扱いやファイナンシャルレジームの位置づけ、特定の業種等(銀行業、保険業、国営企業)の監督目的で個別財務諸表提出を求める監督方針等に影響が生じ得るため、財政省内(税制局・税務総局、企業金融局、保険監督庁、銀行・金融機関局等)や国家銀行との調整の必要性が高まると考えられる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p>
財政省 税制局、税務総局	<ul style="list-style-type: none"> IFRS と現行の会計基準(VAS)との差異は大きいと考えられるため、IFRS に準拠して作成された個別財務諸表を基礎としてどのように課税所得を算定すべきかについてガイダンスを発行する必要があるかについて検討を行う必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p>
財政省 企業金融局(国営企業の財務監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 会計基準に関連するファイナンシャルレジームを廃止すべきか等について検討を行う必要がある。 国営企業において VAS に準拠して個別財務諸表と連結財務諸表の双方を作成することを求めるとする要求を撤廃すべきかについて検討を行う必要がある。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は大きい可能性がある。</p>
財政省 保険監督庁(保険監督当局) 国家銀行(銀行監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行・保険監督は、連結財務諸表の財務数値を基礎として実施されるため、直接的な影響は限定的と考えられる。 <p>(暫定的な評価) 直面する課題は相対的には限定的と考えられる。</p>

利害関係者	影響
財政省 国家証券委員会 (証券監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 検査・監督上の指針が個別財務諸表を基礎としてされる部分については影響を受ける。但し、証券市場監督が主に連結財務諸表の財務数値を基礎として実施される場合、影響は限定的と考えられる。 (暫定的な評価)直面する課題は相対的には限定的と考えられる。
証券取引所	<ul style="list-style-type: none"> 検査・審査上の指針が個別財務諸表を基礎としてされる部分については影響を受ける。但し、証券取引所による監視が主に連結財務諸表の財務数値を基礎として実施される場合、影響は限定的と考えられる。 (暫定的な評価)直面する課題は相対的には限定的と考えられる。

図表 6 - 10 想定されるその他の当事者の見解

利害関係者	影響
IASB	<ul style="list-style-type: none"> IASB は個別財務諸表に関心を寄せていないため、特段の影響はないと考えられる。
国際機関(世界銀行等)	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関は市場の透明性確保という目的から連結財務諸表に主に関心を寄せているため、影響は限定的と考えられる。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> 個別財務諸表への適用によって、作業的に異なる点は多くないと考えられる。

6.4 将来における強制適用のコミットメントについての検討

仮に IFRS のような公正価値会計を任意適用の方法で導入する場合でも、将来の一時点において強制適用を行うことを予めコミットすることも考えられる。この場合、以下のようなコミットメントの方法が考えられるほか、結果として、これによって以下のような帰結が生じうると考えられた。

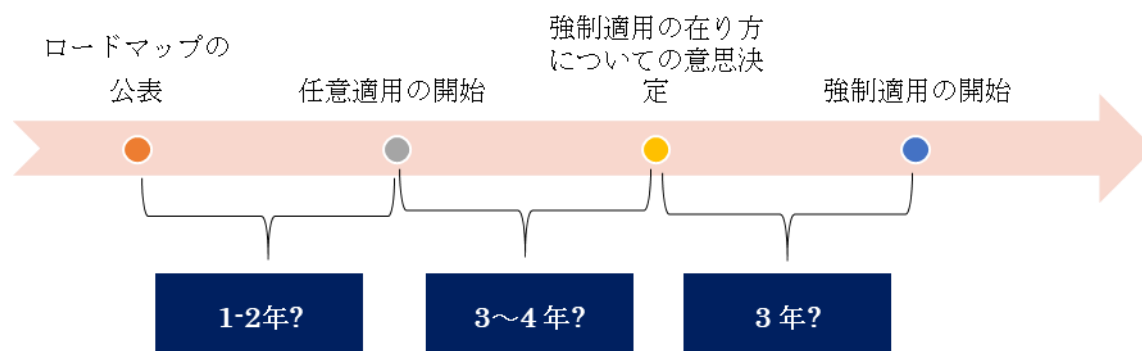
6.4.1 将来における強制適用についてのコミットメントの方法

将来における強制適用についてコミットメントを行う方法については、様々なアプローチが考えられるが、本調査における検討にあたっては、以下を前提とした。

(前提)

- ロードマップの公表後、1～2年後に任意適用を開始する。
- 任意適用の開始から4年経過後に強制適用の在り方について意思決定し、公表する。
- 強制適用の在り方を公表後、3年後に強制適用を開始する。
- 強制適用は、連結財務諸表に限って実施する。

図表 6 - 11 将来における強制適用に必要な期間



6.4.2 上記のコミットメントの方法を前提とした理由

上記のコミットメントの方法は、主に以下の要因を考慮したことによる。

- IFRS のような公正価値会計を企業に強制適用する場合、対象とする企業の多くにとって会計システムの大幅な見直しにつながる可能性があること
- 諸外国の調査においては、強制適用の在り方の詳細（適用対象企業、適用対象とする財務諸表の種類等）が決定されてから適用に至るまでに最低 3 年間を経過期間として設けているケースが多かったこと
- 強制適用の在り方の詳細を決定するにあたっては、任意適用の過程で得られた経験を十分に踏まえるべきとする場合、任意適用が開始されてから 3~4 年経過後に強制適用の在り方を決定することが合理的と考えられたこと
- 任意適用の開始にあたっては、制度当局としてはそれ程多くの準備は必要ないと考えられるが、それでも 1~2 年間の期間は必要と考えられた。

上記を前提として、当面、IFRS の任意での適用を認めつつも、将来において強制適用のコミットメントをした場合に、それぞれの利害関係者がどのような影響を受け、どのような見解を表明する可能性があるかについて考察を行った。以下において、実施した考察を記載する。

図表 6 - 12 財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人への影響

利害関係者	影響
財務諸表作成者	<p>IFRS 適用会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に IFRS を適用していることから、特に直接の影響を受けない。 ・ 但し、将来におけるコミットメントが示される場合、将来の一定時点に

利害関係者	影響
	<p>において、政府が関連する法令を IFRS により適合的になるように改正する可能性が高まることから、将来の強制適用のコミットメントを歓迎すると考えられる。</p> <p>(暫定的な評価) 一定のポジティブな評価がされると考えられる。</p> <p>IFRS 非適用会社</p> <ul style="list-style-type: none"> • どの企業に対して IFRS の強制適用をコミットするかによっては、IFRS の適用準備に向けた負担が生じることから、これを踏まえ、懸念を示す企業があると考えられる。 • 但し、ビッグバン方式によって、一時点で IFRS を強制適用する場合と比較すると、後発の企業が任意適用した先行企業の経験を利用することができるため、その旨については一定の評価がされると考えられる。 <p>(暫定的な評価) 一定のポジティブな評価がされる一方、コミットメントの内容に応じて、適用対象に含まれ得る企業から懸念が示される可能性があると考えられる。</p>
財務諸表利用者	<ul style="list-style-type: none"> • 将来における IFRS の強制適用についてコミットメントが示される場合、中長期的に財務諸表の比較可能性が高まることが想定される。このため、一般的に、歓迎の意が示されると考えられる。 <p>(暫定的な評価) 全体として、ポジティブな評価がされると考えられる。</p>
監査人	<ul style="list-style-type: none"> • 強制適用対象企業の範囲をどのようにするかによってリソースの観点から懸念が示される可能性があるが、将来の一定時点におけるコミットメントが示される場合、将来の状況に関する予見可能性が高まる。このため、将来の計画(採用計画や研修計画)の立案を容易にすることから歓迎の意が示されると考えられる。 <p>(暫定的な評価) コミットメントの内容について懸念が示される可能性もあるが、全体として、ポジティブな評価がされると考えられる。</p>

図表 6 - 13 当局への影響

利害関係者	影響
財政省 会計・監査監督局	<ul style="list-style-type: none"> • 将来の一定時点における強制適用のコミットメントを示す場合、財政省の他の部局(税務当局、企業金融局等)と、将来講じるべき措置について調整を図る必要が生じると考えられる。

利害関係者	影響
	<ul style="list-style-type: none"> 強制適用をすることは、結果的に、会計基準の適用に関する主権をIASBに委譲することになる。このため、ベトナムにおける経済状態やベトナム特有の取引実態に即した会計基準の開発や見直しができなくなる。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用をする場合、関連法令の改正に向けた協議を関係部局と行っていく必要が生じる。</p>
財政省 税制局、税務総局	<ul style="list-style-type: none"> 仮に強制適用がされた場合、IFRSに準拠した会計上の処理と法人税法に準拠した税務上の処理が異なることにより実務上の困難を経験する企業が多くなるため、法人税法等をどのように改正すべきかについて検討を行う必要が生じ得る。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用がされる場合、法人税法等の改正をより詳細に検討する必要が生じる。</p>
財政省 企業金融局(国営企業の財務監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 仮に強制適用がされた場合、IFRSの要求事項とファイナンシャルレジームの要求事項が異なることにより実務上の困難を経験する企業が多くなるため、会計基準に関連するファイナンシャルレジームを廃止すべきかについて検討を行う必要がある。加えて、企業金融局が実施している国営企業の財務監督方針や、監督に用いる対象財務諸表について変更が必要か検討を行なう必要が生じる。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用をする場合、会計基準に関連するファイナンシャルレジームの廃止についてより詳細に検討する必要が生じる。</p>
財政省 保険監督庁(保険監督当局) 国家銀行(銀行監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 仮に将来のコミットメントが全ての銀行や保険会社に対してIFRSの適用を要求するものでない場合でも、IFRSに準拠して作成される財務諸表に基づく財務情報や指標が銀行・保険監督に当たってのベンチマークとして使用し得るかや使用する場合の方法について、より詳細な検討を行う必要が生じる。 IFRSを適切に理解するために必要な人材を確保する必要が生じる。 強制適用によって、ベトナムの銀行・保険監督の在り方を国際的な規範により整合的なものとする機会がもたらされる可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用をする場合、IFRSに準拠して作成される財務情報をベースとし</p>

利害関係者	影響
	た銀行保険監督の在り方をより詳細に検討する必要が生じ得る。
財政省 国家証券委員会 (証券監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS に準拠して作成される財務諸表の特質を踏まえ、証券市場における開示規制を改正する必要が生じる。 IFRS を適切に理解するために必要な人材を確保する必要が生じる。 強制適用は、ベトナムの証券市場規制の在り方を国際的な規範により整合的なものとする機会を提供する可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用をする場合、IFRS に準拠して作成される財務情報の特質を踏まえ、証券市場の開示規制の在り方をより詳細に検討する必要が生じる。</p>
証券取引所	<ul style="list-style-type: none"> IFRS に準拠して作成される財務諸表の特質を踏まえ、証券取引所による開示規制を改正する必要が生じる。 IFRS を適切に理解するために必要な人材を確保する必要が生じる。 強制適用は、ベトナムの証券取引所が定める取引所規則等、その運営の在り方を国際的な規範により整合的なものとする機会がもたらされる可能性がある。 <p>(暫定的な評価) 直ちに強制適用をするよりも準備期間をより十分に確保できるが、強制適用をする場合、IFRS に準拠して作成される財務情報の特質を踏まえ、証券取引所による開示規制の在り方をより詳細に検討する必要が生じる。</p>

図表 6 - 14 想定されるその他の当事者の見解

利害関係者	見解
IASB	<ul style="list-style-type: none"> IFRS の強制適用は高く評価されると考えられる。
国際機関(世界銀行等)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS の強制適用は高く評価されると考えられる。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> リソースの限界を踏まえつつ、各利害関係者向けの教育・研修の在り方をより詳細に検討する必要が生じる。 強制適用は、国際的な教育・研修機関の教材を有効活用していく機会を提供する可能性がある。

本報告書の内容は、貴機構と有限責任 あずさ監査法人との間で合意されたものであり、有限責任 あずさ監査法人は調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書が開示された、あるいは複製を入手した第三者に対して有限責任 あずさ監査法人は責任を負うものではありません。

別添資料

別添1：企業財務諸表におけるベトナム会計基準とフィナンシャルレジームの差異分析（ワークショップ資料）（2/67）

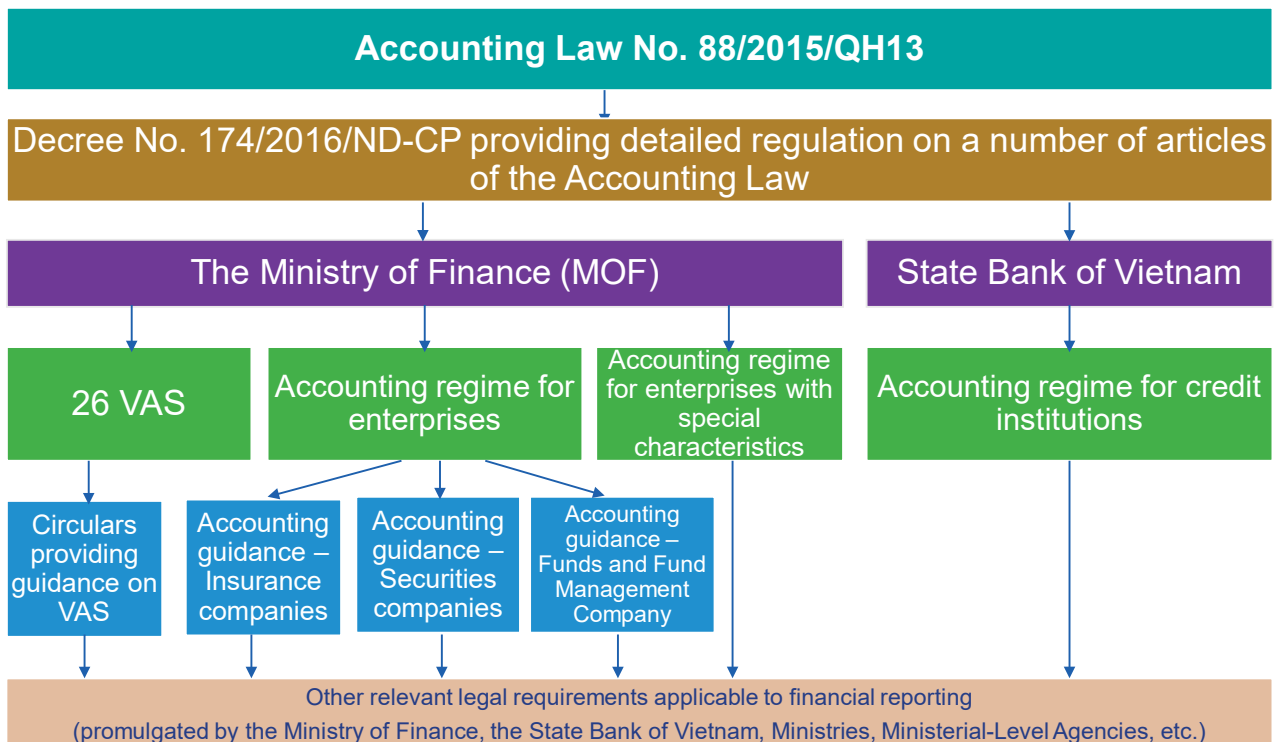
別添2：IFRS 導入に関する他国事例調査（中国、韓国、マレーシア、米国、日本）（ワークショップ資料）（31/67）

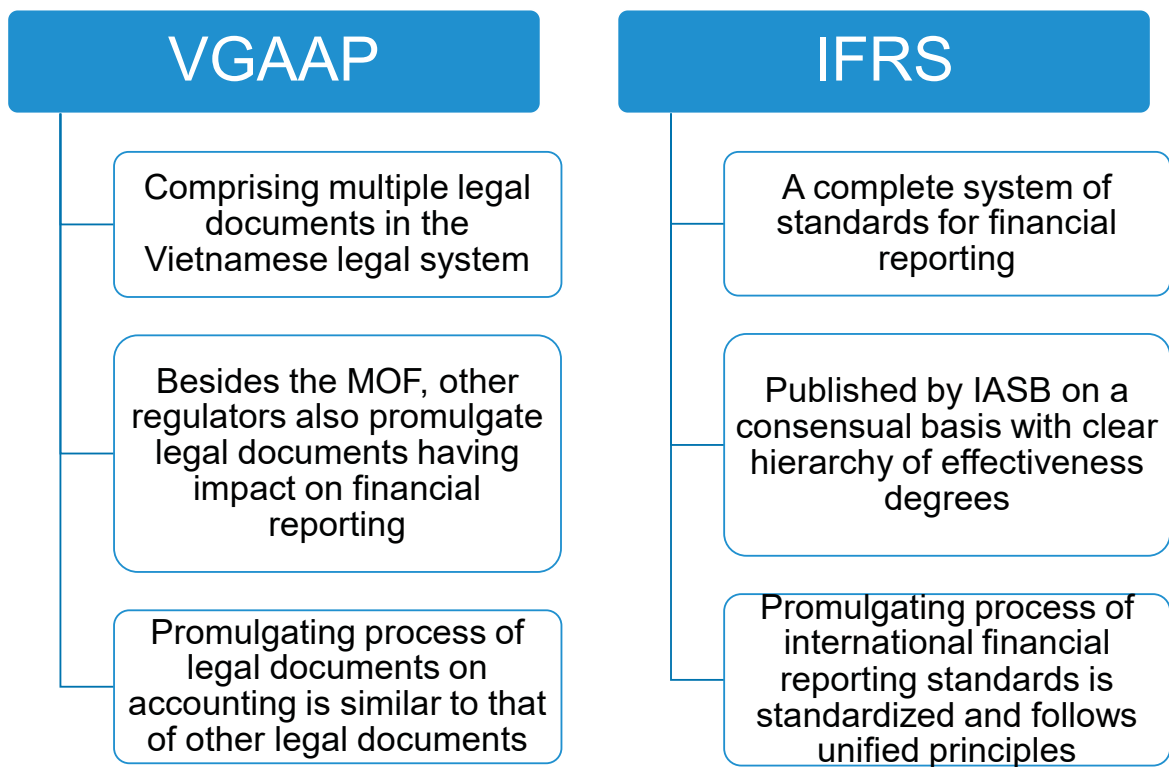
別添 1: 企業財務諸表における会計基準とフィナンシャルレ ジームの差異分析(ワークショップ資料)

Effects of differences between accounting standards and the financial regime in Vietnam on enterprises' financial statements

KPMG Limited
28 / 30 May 2018

System of relevant legal requirements applicable to financial reporting in Vietnam





© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Significant contents of IFRS not incorporated into VGAAP

Impairment of non-financial assets	<ul style="list-style-type: none"> • Applicable to long-term non-financial assets stated at cost • Recoverable value may be lower than cost less depreciation • Identify asset impairment indicators • Conduct impairment tests and <u>recognize loss, if any</u> 	36
Fair value measurement	<ul style="list-style-type: none"> • Used in various standards and in different circumstances (financial instruments, investment properties, business combinations, non-cash transactions, etc.) • Enhance the relevance of financial information • Increase <u>fluctuations in operating results of an entity</u> 	18



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Significant contents of IFRS not incorporated into VGAAP

Recognition, classification and measurement of financial instruments

- Initially recognized at fair value
- Subsequently measured at fair value or amortised cost less impairment of assets
- Systematic requirements on determining impairment losses on financial assets taking into account qualitative information and statistical data.
- Recognize derivative financial instruments on the balance sheet
- Hedge accounting → decreasing timing differences

49

IFRS 15 revenue recognition model

- Generally applicable to sale of goods, provision of services, construction contracts, etc.
- Concept of a performance obligation
- Significant financing components (time value of money)
- Transfer of control Vs Transfer of risks and rewards

38



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5

Significant contents of IFRS not incorporated into VGAAP

Accounting for share-based payments

- Recognize expense over the service period of employees as required for their entitlement
- Measured at fair value → better reflect expenses of entities related to issuance of shares to employees or suppliers

43

New accounting standard for leases in accordance with IFRS 16

- Contracts that contain leases but have a different legal form → recognize in accordance with economic substance
- The lessee shall recognize the rights to use leased asset on the balance sheet at present value → change the size of the balance sheet and financial ratios on short-/long-term liquidity

44



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6

Significant contents of IFRS not incorporated into VGAAP

Components of financial statements	<ul style="list-style-type: none"> • Statement of other comprehensive income → reflect <u>unrealized gain or loss</u> • Statement of changes in equity • True and fair override 	16
Biological assets	<ul style="list-style-type: none"> • Recognize as assets separately from inventories or fixed assets • Measured at fair value less costs to sell → <u>increase the relevance of financial information</u> 	35
Employee benefits	<ul style="list-style-type: none"> • Short-term benefits (e.g. amortization of salaries for paid leave) • Long-term benefits including defined contribution plans and defined benefit plans • <u>Fully recognize obligations; matching of expenses to the service period</u> 	41

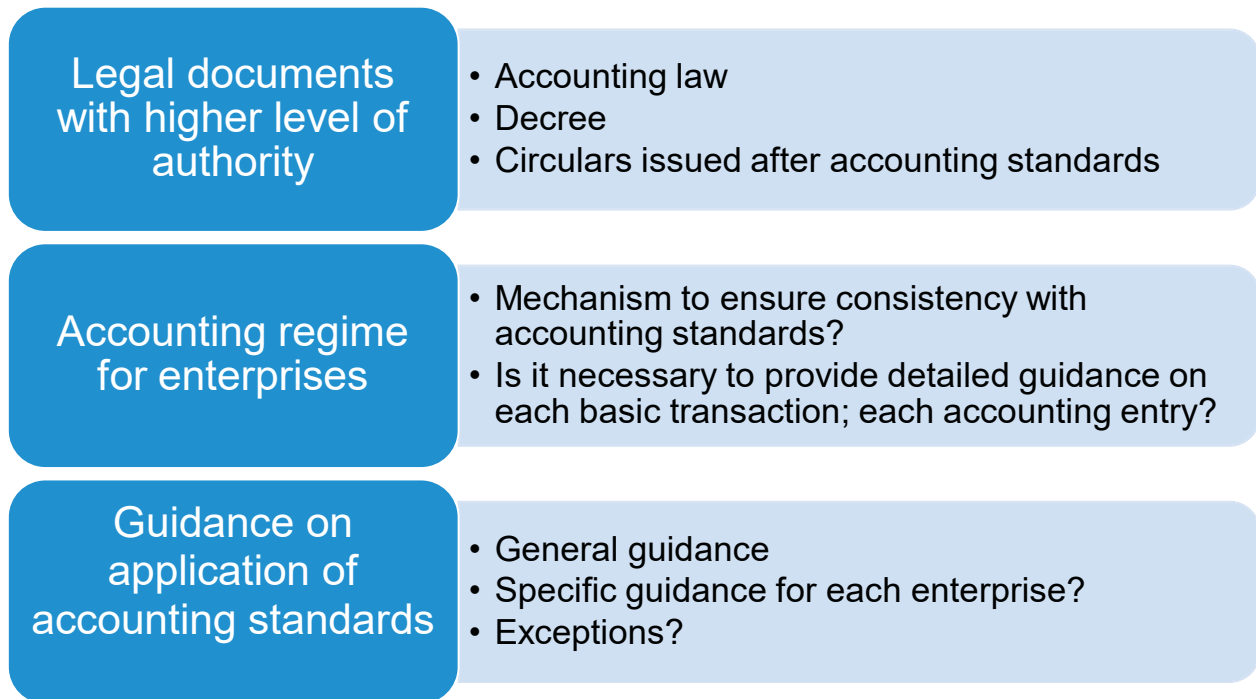


Intentional modifications

Intangible fixed assets being land use rights	28	Amortisation of goodwill	22	Amortisation of pre-operation expenses	28
No revaluation of fixed assets and investment properties	26, 30	Minimum cost to recognize fixed assets	26	Functional currency and foreign exchange differences	24
Provision for foreseeable loss on construction contracts		Prospective application of changes in accounting policies resulting from initial application of law and regulation	51		



Other statutory requirements on accounting



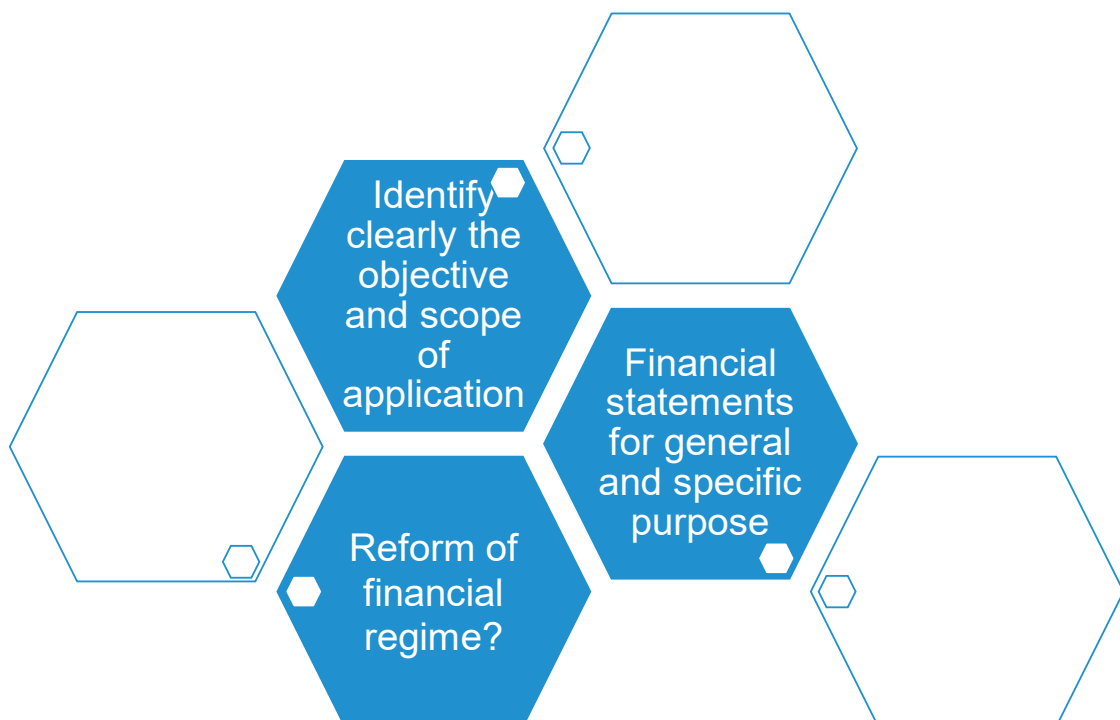
Differences due to financial regime

	Financial regime	Accounting standards
Objectives	<ul style="list-style-type: none"> • Maintain financial control of an enterprise's operations • Supplement tax regulations? 	<ul style="list-style-type: none"> • Give a true and fair view of the financial position of and the results of operations
Contents	<ul style="list-style-type: none"> • Control of revenue, expenses, ensuring capital (assets) • → resulting in inflexible requirements in areas that require accounting estimates (depreciation, provisions, foreign exchange differences) 	<ul style="list-style-type: none"> • Method of recognition, classification, measurement and reporting of transactions
Subject of application	<ul style="list-style-type: none"> • State-owned enterprises? • Enterprises in specific industries (banking, insurance, securities)? 	<ul style="list-style-type: none"> • Enterprises in general

Differences due to financial regime - Examples

	Financial regime	Accounting standards
Depreciation of fixed assets	<ul style="list-style-type: none"> • Pursuant to Corporate Income Tax Law • Time frame for depreciation 	<ul style="list-style-type: none"> • An asset is depreciated on a systematic basis over its useful life that reflects the pattern in which the benefits associated with the asset are consumed.
Allowance for doubtful debts	<ul style="list-style-type: none"> • Pursuant to Corporate Income Tax Law • Conditions, basis for making allowance • Allowance is provided for based on overdue period of the debt 	<ul style="list-style-type: none"> • Circular 200: Allowance for doubtful debts is provided in accordance with prevailing regulations • IFRS 9: Impairment losses is provided based on expected credit losses. Enterprise shall assess qualitative and quantitative information for making allowance for impairment losses including unreported losses

Financial regime - Direction when applying IFRS



Other legal documents having impacts on financial reporting

Industry-specific laws and regulations

- Regulations of the State Bank of Vietnam on classification of loans and allowance for credit risk
- Regulations of the Ministry of Finance on technical reserves in insurance industry

Reporting for specific purposes?

Other requirements

- Regulations on financial and accounting treatment in equitization of state-owned enterprises
- Regulations on budgeting and finalization of capital expenditures and investments

Substance over form?



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13



Appendix - Details of differences between IFRS, VGAAP and the financial regime applicable to enterprises

General matters

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> Accounting Law 2015 and guiding documents Accounting standards Accounting regime for enterprises Other legal documents Other legal documents whose effectiveness may be higher than that of accounting standards 	<ul style="list-style-type: none"> System of international financial reporting standards, interpretations and application guidance IFRS is a complete system of standards on financial reporting
<ul style="list-style-type: none"> VAS 01 – General standard No regime to ensure that development of accounting standards and guidance is in accordance with VAS 01 	<ul style="list-style-type: none"> The Conceptual Framework for Financial Reporting The Conceptual Framework is the basis for development of accounting standards and guidance



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

15

Form and components of financial statements

GAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 21 – Presentation of financial statements VAS 24 – Statement of cash flows Circular 200 and accounting guidance for specific enterprises 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 01 – Presentation of financial statements IAS 07 – Cash flow statement
<ul style="list-style-type: none"> Components of financial statements comprise: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Balance sheet; ✓ Statement of income; ✓ Statement of cash flows; ✓ Notes to financial statements 	<ul style="list-style-type: none"> Components of financial statements comprise: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Statement of financial position ; ✓ Statement of comprehensive income; ✓ Statement of changes in equity; ✓ Statement of cash flows; ✓ Notes to financial statements;
<ul style="list-style-type: none"> No regulation equivalent to IFRS 	<ul style="list-style-type: none"> Departure from requirements of IFRS in certain special and rare circumstances for the purpose of giving “a true and fair view”



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

16

Form and components of financial statements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> Regulations on unified forms and chart of accounts 	<ul style="list-style-type: none"> Requirement only on a minimum line items to be included financial statements
<ul style="list-style-type: none"> Expenses are presented based on their function for normal enterprises and based on their nature for some specific entities such as credit institutions 	<ul style="list-style-type: none"> It is permitted to elect to present expenses based on their function or nature relevant to an entity's activities



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17

Fair value measurement

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 13 – Fair Value Measurement
<ul style="list-style-type: none"> Certain assets and liabilities should be measured at fair value <u>subsequent to initial recognition</u> (Accounting Law 2015) 	<ul style="list-style-type: none"> Financial instruments and some other items should be <u>initially recognized</u> at fair value
<ul style="list-style-type: none"> The Ministry of Finance promulgated Vietnamese valuation standards but there is no specific guidance on using valuation techniques included in these standards in accounting and financial reporting 	<ul style="list-style-type: none"> Use valuation techniques that are appropriate to measure fair value when market prices are not available
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent regulation 	<ul style="list-style-type: none"> Establish a fair value hierarchy that categorises into three levels of the inputs used to measure fair value.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

18

Consolidated financial statements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 25 – Consolidated financial statements and accounting for investments in subsidiaries • Circular 202/2014/TT-BTC 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 10 – Consolidated financial statements • IAS 27 – Separate financial statements
<ul style="list-style-type: none"> • Subsidiaries are not consolidated when control over such subsidiaries is temporary or when their operation is subject to a restriction period of more than 12 months 	<ul style="list-style-type: none"> • No equivalent exception
<ul style="list-style-type: none"> • No equivalent regulation 	<ul style="list-style-type: none"> • A parent that is an investment entity shall not present consolidated financial statements if it measures its subsidiaries at fair value.
<ul style="list-style-type: none"> • Control model is similar to that required in the former IAS 25 superseded by IFRS 10 	<ul style="list-style-type: none"> • Control model is completely changed from the former model of IAS 25

Consolidated financial statements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • No equivalent requirement 	<ul style="list-style-type: none"> • Control model is applied to special purpose entities
<ul style="list-style-type: none"> • Non-controlling interests (“NCI”) are measured at their proportionate share of the acquiree’s identifiable net assets which are recognised at fair value 	<ul style="list-style-type: none"> • It is permitted to also elect to measure NCI at fair value at the date of acquisition
<ul style="list-style-type: none"> • Preparation of consolidated financial statements is not required for the year in which the parent divests in its sole subsidiary 	<ul style="list-style-type: none"> • Consolidation is required until the date of loss of control

Consolidated financial statements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> An enterprise is required to prepare the separate financial statements not comprising dependent entities and the combined financial statements comprising dependent entities 	<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirement
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> According to regulations on equitization of state-owned enterprises, investments in subsidiaries shall be recognized at the revaluated amount for the equitization purpose. However, in consolidation of the financial statements, assets and liabilities of subsidiaries are still recognized at cost. 	



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

21

Business combination

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 11 – Business combination Circular 202/2014/TT-BTC 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 3 – Business combination
<ul style="list-style-type: none"> Cost of a business combination includes any costs directly attributable to the business combination such as consulting fee, audit fee, valuation fee 	<ul style="list-style-type: none"> These costs are recognized as expenses for the period (profit and loss account)
<ul style="list-style-type: none"> Goodwill/gain from bargain purchase does not include the portion attributable to NCI 	<ul style="list-style-type: none"> If NCI is recognized at fair value at the date of acquisition, goodwill/gain from bargain purchase includes the portion attributable to NCI



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

22

Business combination

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • Goodwill is amortised over a period of no more than 10 years. • Requirement on recognition of impairment of goodwill when there are indicators of impairment. 	<ul style="list-style-type: none"> • Goodwill is not amortised but is subject to periodic impairment in accordance with provisions of IAS 36 – Impairment of non-financial assets
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> • Decree No.128/2014/ND-CP on sales, grant or transfer of 100% state-owned enterprises: increase and decrease of capital is recognized corresponding to the book value of the transferred enterprise. Accordingly, the accounting method under VAS 11 is not applicable. • For a combination in terms of legal form (which does not constitute a parent-subsidiary relationship), in several circumstances, the regulator approves the combination without consideration of provisions of VAS 11. 	



Effects of changes in exchange rates

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 10 – Effects of Changes in Exchange Rates • Other regulations 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 21 - Effects of Changes in Exchange Rates
<ul style="list-style-type: none"> • IFRS's requirements on functional currency not fully applied 	<ul style="list-style-type: none"> • Requirements on functional currency
<ul style="list-style-type: none"> • Allows recognition in owners' equity and amortization of foreign exchange differences during the pre-operating period of state-owned enterprises implementing national key projects which are tasked with macroeconomic stabilization and national security/defence. 	<ul style="list-style-type: none"> • All foreign exchange differences are recognized in profit or loss.



Financial Reporting in Hyperinflationary Economies

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 29 - Financial Reporting in Hyperinflationary Economies
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> Financial statements prepared on the historical cost model and using the currency of a country that has a hyperinflationary economy should be restated into the measuring unit current at the end of the reporting period by applying a general price index.
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> Prior period's comparative information should also restated into the measuring unit current at the end of the reporting period.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

25

Tangible fixed assets

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 03 – Tangible Fixed Assets ("TFA") 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 16 – Property, Plant and Equipment
<ul style="list-style-type: none"> The minimum cost of an asset that is qualified for recognition as a TFA is VND30 million. 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS has no requirements on minimum cost
<ul style="list-style-type: none"> With only requirements on historical cost model 	<ul style="list-style-type: none"> With requirements on historical cost model and revaluation model
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> TFAs should be assessed whether they are impaired in accordance with IAS 36 – Impairment of Assets



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

26

Tangible fixed assets

Financial regime

- Circular 45/2013/TT-BTC providing guidance on management and depreciation of fixed assets; Circular 28/2017/TT-BTC and Circular 147/2016/TT-BTC amending a number of articles of Circular 45:
 - ✓ Legal bases for issuing the circulars refer to CIT regulations.
 - ✓ Entities tend to use in their preparation of financial statements related to TFAs.
-
- Circular 09/2016/TT-BTC providing regulations on finalization of completed projects using state capital. This Circular provides detailed regulations on conditions for investment expenditures to be finalized and approved, and may differ from general accounting principles of the accounting standards on recognition of cost of fixed assets.



Intangible fixed assets

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 04 – Intangible Fixed Assets (“IFA”) 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 38 – Intangible Assets
<ul style="list-style-type: none"> • The differences are similar to TFAs with respect to minimum cost of assets; historical cost/revaluation model, impairment. 	
<ul style="list-style-type: none"> • Allows recognition as prepaid expenses and amortization of certain expenses (establishment, training, advertising expenses during the entity’s pre-operating period...) over a period of no more than 3 years. 	<ul style="list-style-type: none"> • Recognised as an expense incurred during the period
<ul style="list-style-type: none"> • Land use rights are recognized as IFA or long-term prepaid expenses 	<ul style="list-style-type: none"> • Land use rights are recognized in accordance with IFRS 17 - Leases



Intangible fixed assets

Financial regime

- Circular 45: similar to the case of TFAs. Besides, Circular 45 provides detailed regulations on cases where land use rights may be recognized as IFAs.
- Circular 138/2012/TT-BTC allows recognition of business advantage arising from equitization of state-owned enterprises and amortization over a maximum period of 10 years.



Investment property

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 05 – Investment Property 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 40 – Investment Property
<ul style="list-style-type: none"> • Only provides requirements on historical cost model after initial recognition 	<ul style="list-style-type: none"> • Provides the historical cost and revaluation models
<ul style="list-style-type: none"> • No requirements on impairment assessment, except where the market value of investment property held for capital appreciation is determined to be lower than carrying value. 	<ul style="list-style-type: none"> • Requirements on impairment assessment in accordance with IAS 36 – Impairment of Assets



Investment property

Financial regime

- Circular No. 09/2016/TT-BTC providing regulations on finalization of completed projects funded with State capital. This Circular provides detailed regulations on conditions for investment expenditures to be finalized and approved, and may differ from general accounting principles of the accounting standards on recognition of cost of investment property.
- Circular 16/2018/TT-BTC provides that: For properties held for sales or transfer for the purpose of recovering capital within 3 years, credit institutions shall not record the increase in assets and depreciation



Accounting for Investments in Associates

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 07 – Investments in Associates 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 28 – Investments in Associates and Joint Ventures
<ul style="list-style-type: none"> • Where an investment is expected to be disposed or operation of the associate is restricted → apply the historical cost model 	<ul style="list-style-type: none"> • Where an investment is held for sale → apply IFRS 5 • Investments of an investment entity/venture capital organization → apply IFRS 9
<ul style="list-style-type: none"> • Recognised in separate financial statements on the historical cost basis 	<ul style="list-style-type: none"> • Recognised in separate financial statements: <ul style="list-style-type: none"> ✓ on the historical cost basis; ✓ according to IFRS 9 ✓ on the equity basis



Accounting for Investments in Associates

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> No specific guidance on impairment in consolidated financial statements. Provision method for impairment in separate financial statements is not compatible with IFRS 	<ul style="list-style-type: none"> Apply IFRS 9 for determination of impairment indicators and recognition of impairment of investment according to IAS 36
<ul style="list-style-type: none"> No guidance for cases where the investment entity has no subsidiary but has only associates → generally apply the historical cost method 	<ul style="list-style-type: none"> Use of the equity method is required.
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> In accordance with relevant regulations on equitization of state-owned enterprises, investments in associates are recognized at revalued amount for equitization purposes. Circular 228/2009/TT-BTC and 89/2013/TT-BTC providing guidance on provision for long-term investments is not compatible with impairment accounting requirements of IFRSs. 	



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

33

Joint Arrangements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 08 – Financial Reporting of Interest in Joint Ventures 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 11 – Joint Arrangements
<ul style="list-style-type: none"> Types of joint arrangements: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Jointly controlled operations ✓ Jointly controlled assets ✓ Jointly controlled entities 	<ul style="list-style-type: none"> Types of joint arrangements: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Joint operation ✓ Joint venture
<ul style="list-style-type: none"> Jointly controlled entities: <ul style="list-style-type: none"> ✓ In separate FSs → historical cost method ✓ In consolidated FSs → equity method 	<ul style="list-style-type: none"> Joint venture: <ul style="list-style-type: none"> ✓ In separate FSs → (1) historical cost method/ (2) fair value/ (3) equity method ✓ In consolidated FSs → equity method
<ul style="list-style-type: none"> Where venturers do not have any subsidiary, nor do they prepare consolidated FSs → Recognize at cost 	<ul style="list-style-type: none"> Use of equity method is required.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

34

Biological Assets

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 41 – Agriculture
<ul style="list-style-type: none"> Biological assets may be classified as inventories (short-term plants or breeding animals) or fixed assets (bearing plants) 	<ul style="list-style-type: none"> Defines biological assets/ agriculture produce
<ul style="list-style-type: none"> Recognition, measurement and disclosure according to VAS 02 – Inventory, and VAS 03 – Tangible Fixed Assets 	<ul style="list-style-type: none"> Separate regulations on conditions for recognition, measurement and disclosure of biological assets/ agriculture produce in IAS 41
<ul style="list-style-type: none"> Biological assets are recognised at cost 	<ul style="list-style-type: none"> Biological assets are recognised at fair value



Impairment of Assets

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 36 – Impairment of Assets
<ul style="list-style-type: none"> Assets are generally recognized at cost less depreciation and amortization (if any). There's no requirement on impairment of assets 	<ul style="list-style-type: none"> Assessment of impairment indicators should be performed for each reporting period. If there is evidence on impairment of an asset, the recoverable value of the asset should be determined. Impairment loss is recognized as an expense during the period.



Provision, contingent assets and liabilities

VAS	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 18 – Provision, contingent assets and liabilities 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 37 – Provision, contingent assets and liabilities
<ul style="list-style-type: none"> Allows establishment of science and technology development fund 	<ul style="list-style-type: none"> Establishment of similar fund is not allowed
<ul style="list-style-type: none"> Allows establishment of provision for major repair 	<ul style="list-style-type: none"> There's no similar requirement
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> Circular 228/2009/TT-BTC provides regulations on establishment of provision for warranty which should not exceed 5% of total revenue or total construction contract value. Actual obligations may be lower or higher than this level. 	



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

37

Revenue and other income

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 14 – Revenue and other Income VAS 15 – Construction Contracts VAS 14 and VAS 15 are similar to IAS 18 and IAS 11, replaced by IFRS 15 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 15 – Revenue from Contracts with Customers
<ul style="list-style-type: none"> Revenue from sales of goods is recognized based on assessment of the risks and rewards associated with the products, goods or services provided to customers. 	<ul style="list-style-type: none"> Revenue is recognized: <ul style="list-style-type: none"> ✓ upon transfer of control over the products, goods or services provided to customers ✓ at the consideration to which the entity expects to be entitled



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

38

Revenue and other income (continued)

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 15 provides two methods of revenue recognition for construction contracts depending on the payment mode specified in the contract: <ul style="list-style-type: none"> ✓ (i) payments made according to the set schedule: recognize revenue by reference to the stage of completion determined by the contractor; ✓ (ii) payments made according to the value of stage of completion: recognise revenue by reference to the stage of completion certified by the customers 	<ul style="list-style-type: none"> This method of revenue recognition (ii) of VAS 15 may cause differences from IFRS 15.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

39

Government Grant and Assistance

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS Circular 200 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 20 – Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance
<ul style="list-style-type: none"> Received gifts, presents, financial support are recognized as an increase in equity if required by a competent authority; or as other income if there's no request to increase equity. Value of TFAs received as gifts, presents shall be evaluated by a Delivery/Takeover Council or a appraisal organization Capital expenditure funds/non-business expenditure funds provided by the State are recognized in equity. Non-business expenditures are recognized as assets; upon finalization, they are offset against non-business expenditure funds. 	<ul style="list-style-type: none"> A government grant is not recognised until there is reasonable assurance that: <ul style="list-style-type: none"> ✓ the entity will comply with the conditions attaching to it; ✓ and that the grant will be received. Government grants shall be recognised in profit or loss of each period, based on related costs in the period. Non-monetary government grants are recognized at fair value.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

40

Employee benefits

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 19 – Employee benefits
<ul style="list-style-type: none"> Bonus and welfare fund is appropriated from profit after tax for payment of short-term employee benefits 	<ul style="list-style-type: none"> All short-term employee benefits are recognized as expenses.
<ul style="list-style-type: none"> Social insurance, health insurance → similar to DCP Severance allowance → similar to DBP in some respects Some various viewpoints in recognition of severance allowance 	<ul style="list-style-type: none"> 2 popular post-employment benefit plans: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Defined contribution plan (DCP) ✓ Defined benefit plan (DBP)



Employee benefits (continued)

Financial regime
<ul style="list-style-type: none"> Circular 96/2015/TT-BTC providing guidance on corporate income tax allows establishment of provision for salary fund which should not exceed 17% of the released salary fund for CIT purposes. State-owned enterprises have separate salary regulations.
<ul style="list-style-type: none"> Circular 180/2012/TT-BTC requires entities to reverse their previously established provision for severance allowance.



Share based payments

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 2 – Share based payments
<ul style="list-style-type: none"> ✓ No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> • There are two types of share-based payments, either allowing the counter-party to receive: <ul style="list-style-type: none"> ✓ Cash or other assets of the entity; or ✓ Equity instruments
<ul style="list-style-type: none"> • In practice, share-based payments are generally recognised: <ul style="list-style-type: none"> ✓ at nominal value; ✓ at the payment date. 	<ul style="list-style-type: none"> • Share-based payments are recognized: <ul style="list-style-type: none"> ✓ at fair value at the payment date; ✓ in profit or loss over the vesting period



Leases

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 06 – Leases, similar to IAS 17 (to be replaced with IFRS 16 effective 1/1/2019) 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 17 – Leases; • IFRIC 4 – Determining whether an arrangement contains a lease; • IFRS 16 – Leases (supersedes IAS 17, IFRIC 4 effective 1/1/2019)
<ul style="list-style-type: none"> • Operating leases are not recognized in balance sheet 	<ul style="list-style-type: none"> • Under IFRS 16, leases including operating leases shall be recognized as assets and liabilities in the balance sheet of the lessee
<ul style="list-style-type: none"> • No specified guidance for cases where an entity who does not have a financial lease function enters into a lease which is by nature a financial lease 	<ul style="list-style-type: none"> • No similar issue



Leases (continued)

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> No guidance similar to IFRIC 4 – Determining whether an arrangement contains a lease 	<ul style="list-style-type: none"> IFRIC 4 and IFRS 16 have guidance on determining whether an arrangement contains a lease;
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> Circular 45/2013/TT-BTC: The rights to use leased land obtained before the effective date of Land Law (2003) for which payments have been made in advance for more than 5 years and supported by land use right certificate issued by competent authority are recognized as an intangible fixed asset. Under the Law on Credit Institutions and Circular 39/2014/ND-CP, only finance lease companies and some types of finance companies are allowed to provide finance lease services. 	



Non-current assets held for sales and discontinued operations

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 5 – 2.21 Non-current assets held for sales and discontinued operations
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<p>Disposal/held for sale assets groups are:</p> <ul style="list-style-type: none"> separately classified in FSs recognised at the lower of its carrying amount and fair value (less costs to sell) not depreciated



Extractive Activities

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 6 – Exploration for and Evaluation of Mineral Resources IFRIC 20 – Stripping Costs in the Production Phase of a Surface Mine
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> Exploration and evaluation assets are initially recognized at cost After initial recognition, apply either the cost model or the revaluation model
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> Stripping costs incurred in the production phase of surface mining activities are recognized as assets if they improve access to ore to be mined.



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

47

Service Concession Arrangements

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> There's no equivalent VAS 	<ul style="list-style-type: none"> IFRIC 12 – Service Concession Arrangements
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirements 	<ul style="list-style-type: none"> Applies to public-to-private service concession arrangements granted by the Government or other relevant bodies
<ul style="list-style-type: none"> As there are no other requirements, infrastructure is generally recognized as TFAs. 	<ul style="list-style-type: none"> The entity does not recognize infrastructure in the scope of IFRIC 12 as TFAs, but as financial assets or intangible assets



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

48

Financial instruments

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • There's no equivalent VAS • Circular 210 is similar to IAS 32 and IFRS 7 but is not mandatory • Some legal documents applicable to credit institutions, securities companies have requirements on financial instruments 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 9 – Financial Instruments • IAS 32 - Financial Instruments: Presentation • IFRS 7 - Financial Instruments: Disclosures
<ul style="list-style-type: none"> • Financial instruments are measured at cost less allowance for diminution in the value, except securities companies that apply fair value and measurement according to IAS 39 • The effective interest rate concept is not applied consistently. 	<ul style="list-style-type: none"> • Financial instruments are initially recognized at fair value; after initial recognition, they are measured at fair value or amortised cost depending on their classification. • Under the amortised cost method, the applicable interest rate is always the effective interest rate.



Financial instruments (continued)

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • There's no requirement on impairment assessment for financial assets, except some documents specified in the financial regime below. 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 9 introduces a new impairment model based on expected credit losses
<ul style="list-style-type: none"> • There's no requirement on hedge accounting and derivative financial instruments (except Official Letter 7404/NHNN-KTTC applicable to credit institutions, but not based on fair value). 	<ul style="list-style-type: none"> • There's guidance on hedge accounting and derivative financial instruments.
<ul style="list-style-type: none"> • Circular 210 is developed based on IAS 32 and IFRS 7 but is not mandatory. 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 7 requires full disclosure on financial instruments.
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> • Circular 228 prescribes the establishment of provision for receivables and financial investments • For credit institutions: Circular 02/09 prescribes the classification of loans and establishment of provision for loans; Official Letter 7459/NHNN-TCKT provides guidance on establishment of provision for securities investments of credit institutions. 	



Changes In Accounting Policies, Accounting Estimates And Errors

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 29 – Changes In Accounting Policies, Accounting Estimates And Errors 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 8 – Changes In Accounting Policies, Accounting Estimates And Errors
<ul style="list-style-type: none"> • Changes in accounting policies due to adoption of new statutory requirements are often prospectively applied 	<ul style="list-style-type: none"> • Changes in accounting policies due to adoption of new standards, if there is no guidance on transition, should be retrospectively applied
<ul style="list-style-type: none"> • No equivalent requirement 	<ul style="list-style-type: none"> • Requirement on disclosure of the effect of new standards which have been published but not effective yet



Segment reporting

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 28 – Segment reporting similar to IAS 14 superseded by IFRS 8 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 8 – Segment reporting
<ul style="list-style-type: none"> • Requirement on reporting of primary segments and secondary segments 	<ul style="list-style-type: none"> • Requirement on reporting based on internal reports used in allocating resources and assessing performance of a segment
<ul style="list-style-type: none"> • A segment is required to report when a majority of its revenue is generated from sales to external customers 	<ul style="list-style-type: none"> • The segment has revenue primarily generated from sales to other segments is also within the scope of IFRS 8



Income tax

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 17 – Corporate income tax 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 12 – Corporate income tax (“CIT”)
<ul style="list-style-type: none"> No equivalent requirement 	<ul style="list-style-type: none"> Guidance on recognition of deferred tax for: <ul style="list-style-type: none"> ✓ share-based payments ✓ assets recognized at fair value
<ul style="list-style-type: none"> Tax penalties and interest on late payment are recognized in other expenses 	<ul style="list-style-type: none"> Tax penalties and interest on late payment, according to IFRS Interpretations Committee, are recognized: <ul style="list-style-type: none"> ✓ in accordance with IAS 12 if they are themselves income tax in nature ✓ in accordance with IAS 37, if IAS 12 is not applied



Insurance contracts

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> VAS 19 - Insurance Contracts Circular 232/2012/TT-BTC on promulgation of accounting guidance for non-life insurance companies; Circular 199/2014/TT-BTC on promulgation of accounting guidance for life insurance companies. 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 4 - Insurance Contracts IFRS 17 - Insurance Contracts (effective from 1 January 2021 superseding IFRS 4)
<ul style="list-style-type: none"> Applicable to insurance companies Guidance in the accounting regime for enterprises includes some inconsistencies with VAS 19, primarily related to method of appropriating technical reserves 	<p>Applicable to contract that meets definition of insurance contract</p>



Presentation of additional information in financial statements of banks and similar financial institutions

VGAAP	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> • VAS 22 – Disclosures in Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 30 has been superseded by IFRS 7
<ul style="list-style-type: none"> • State Bank of Vietnam issues guidance on presentation using the financial statement template including Decision 16/2007/QD-NHNN, Circular 49/2014/TT-NHNN and Circular 22/2017/TT-NHNN 	<ul style="list-style-type: none"> • No requirement on specific template is provided but the following standards should be followed: IAS 1, IAS 7, IFRS 7
Financial regime	
<ul style="list-style-type: none"> • Circular No. 16/2018/TT-BTC stipulates some specific guidance on recognition of expenses. 	



© 2018 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

55



Thank you

別添 2:IFRS 導入に関する他国事例調査(中国、韓国、マレーシア、米国、日本)(ワークショップ資料)



Survey of Other Countries' Experiences

KPMG AZSA LLC
28 and 30 May 2018

Contents

- Overview
- Japanese experiences
- Other countries' experiences
 - China
 - Korea
 - Malaysia
 - US
 - Others (EU/ Canada/Australia) - Purely for reference purposes
- Wrap up

Overview

Overview

- Objectives:
 - Study lessons learned from other countries' experiences
 - Consider lessons learned in providing relevant information to MoF in formulating policies with regard to IFRS adoption
- Our approach:
 - Analyzed lessons learned from Japanese experiences
 - Selected four countries (Korea, Malaysia, China and US) for in-depth understanding

Comparison of Key Issues: Basic Information

Key Issues	Japan	China	Korea	Malaysia	US
Form of incorporation	Voluntary application	Full convergence	Adoption (translation is required)	Adoption with limited modification	Voluntary application (Foreign issuers)
Timing	2009	2007	2011 (+ early application)	2012	2008
Scope	Primarily listed companies	Listed companies + regulated entities etc.	Listed companies + Financial Institutions	All, other than private entities	Foreign issuers
Number of subject companies	About 200	Data – Not available	About 2,000	Data – Not available	About 500 (foreign issuers)
Modifications to IFRSs	Designated IFRSs – No JMIS – Yes	Yes	No	No (except for transition)	No

The use of US GAAP is required to US domestic companies.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5

Document Classification: KPMG Confidential

Comparison of Key Issues: Difference with IFRSs

Of the countries we studied, three countries have / had differences between their standards and IFRSs.

● Japan

- There is no difference between 'designated IFRSs' and IFRSs
- There are two differences between 'Japan's Modified International Standards (JMIS) and IFRSs
 - Recycling of Accumulated Other Comprehensive Income
 - Amortization of goodwill acquired in business combinations

● China

- Although New PRC GAAP is fully converged with IFRSs, there are some differences between the standards, including:
 - Reversal of impairment losses of assets (New PRC GAAP prohibits the reversal.)
 - Delay of application of newly published standards (e.g., IFRS 15)

● Malaysia (currently, no difference between MFRSs and IFRSs)

- Curve out of IAS 41 and IFRIC 15 for 'Transitioning Entities'



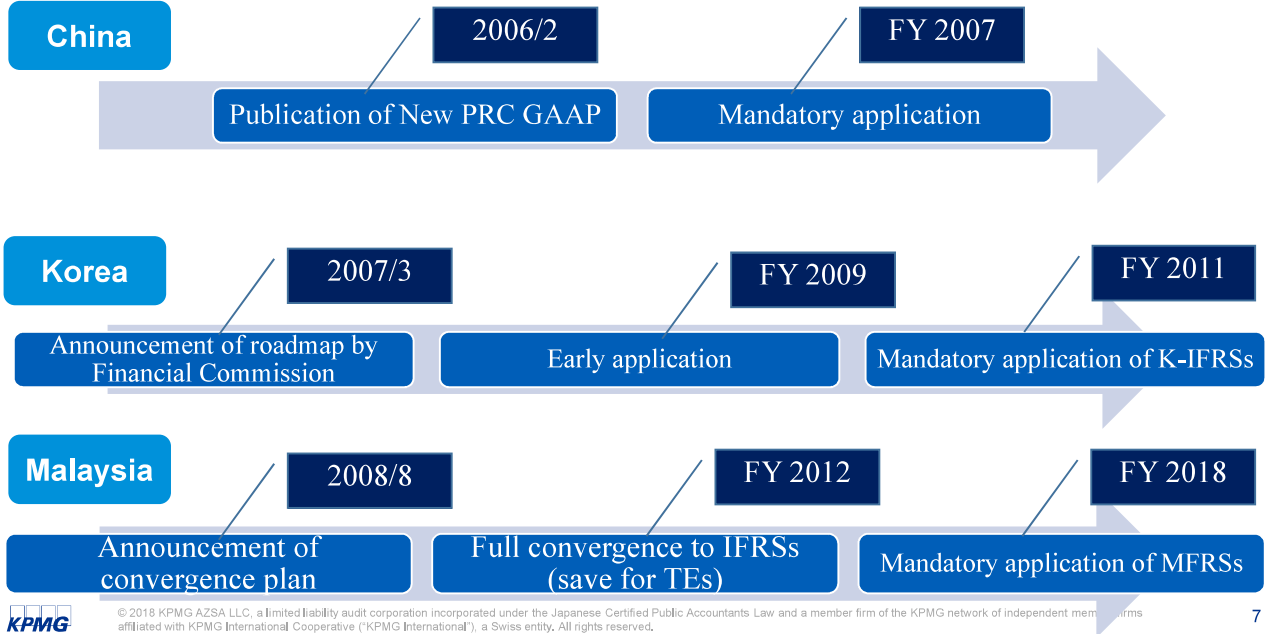
© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6

Document Classification: KPMG Confidential

Journey to Application of IFRSs

A journey to application of IFRSs (or its equivalent Standards) differs significantly, reflecting situations of a country, and careful planning is warranted.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7

Document Classification: KPMG Confidential



Japanese Experiences

Japanese Situations: Current Status

a. Legislative framework regarding financial reporting system

- Financial Instruments Exchange Acts (FIEA): **For public companies**
 - Providing relevant information with investors for their decision making
- Companies Acts: **For all companies**
 - Providing relevant information with owners to fulfil management's accountability
 - Providing relevant information with creditors for assessment of the viability of contractual relationship (including an entity's credit standing)

b. Japanese companies

- Total: About 4 thousands

c. Securities markets

- JPX (including Tokyo Stock Exchanges)
- Number of listed companies: 3,603 (As of 02/Mar/2018. Source: JPX)
 - Foreign listed companies: 6 (As of 02/Mar/2018. Source: JPX))



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9

Document Classification: KPMG Confidential

Japanese Situations: Accounting Standards

[Japanese domestic companies]

Companies by category	Consolidated FS	Non-consolidated FS
Listed companies	Japanese GAAP Default Voluntary IFRSs JMIS No one applies Limited scope US GAAP	Japanese GAAP SME accounting guidance SME accounting guideline
Other companies subject to FIEA		
Companies subject to external audit requirements		
Others		

[Foreign companies listed in Japanese securities markets]

Companies by category	Consolidated FS	Non-consolidated FS
Listed companies	IFRSs or National GAAP (as far as permitted)	
Other companies subject to FIEA		



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

10

Document Classification: KPMG Confidential

Chronology: Major Events

Year	Major events
7/2001	FASF/ASBJ: Established
2005	EU and other countries: Application of IFRSs started
8/2007	ASBJ: Concluded Tokyo Agreement with IASB
12/2007	US SEC: Decided to permit the use of IFRSs for foreign issuers
12/2008	EU: Decided equivalence assessment of third country accounting standards
6/2009	BAC: Published a report recommending FSA to permit voluntary application of IFRSs in Japan. > After that, FSA permitted voluntary application.
7/2012	BAC: Published an interim report analyzing mandatory application of IFRSs.
6/2013	BAC: Published a report regarding mandatory application of IFRSs in Japan. > FSA decided to defer its decision whether to mandate IFRSs for domestic companies.
7/2014	ASBJ: Published an initial Standard of JMIS
4/2015	FSA: Published a report summarizing Japanese experience using IFRSs.

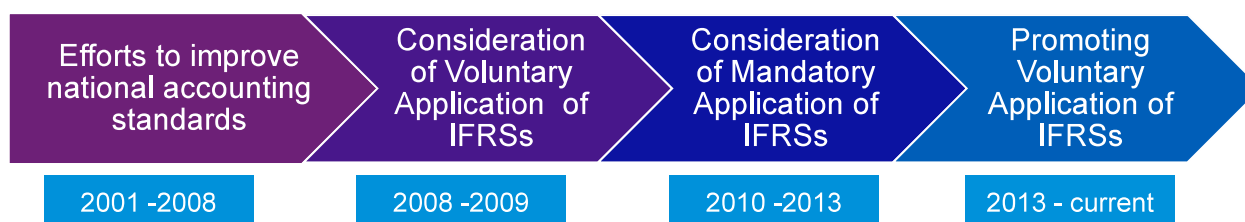


© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

11

Document Classification: KPMG Confidential

Overview



In this slides, recent history around accounting standards is divided into the following four stages:

- **Stage 1 (2001-2008):** Intensifying efforts to improve national accounting standards
- **Stage 2 (2008-2009):** Considering **voluntary** application of IFRSs for Japanese listed companies
- **Stage 3 (2010-2013):** Considering **mandatory** application of IFRSs for Japanese listed companies
- **Stage 4 (2013 – current):** **Encourage** voluntary application of IFRSs for Japanese companies



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

12

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-1 (1/2)



(Establishment of the ASBJ)

In 2001, the ASBJ was established within the FASF as a **private-sector accounting standard-setting body** for enterprises, with the aim of contributing to sound financial reporting systems in Japan and development of the sound securities markets through:

- Researching and developing accounting standards
- Researching on other disclosure systems
- Contributing to the development of development of international accounting standards

Since the establishment, the ASBJ has worked as a vehicle to develop Japanese accounting standards, and to contribute to the development of international accounting standards by launching a joint project with the IASB for promoting international convergence of accounting standards.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-1 (2/2)



(Efforts regarding the EU's equivalence assessment)

Concurrent with the mandatory application of IFRSs in the regulated markets of the EU, the EC launched an equivalence assessment of third country accounting standards within the context of prospectus directive and transparency directive.

ASBJ accelerated its efforts to reduce differences between J-GAAP and IFRSs, focusing on significant differences identified by the CESR by concluding the **"Tokyo Agreement"** with the IASB.

In December 2008, **J-GAAP was assessed equivalent with the IFRS** by the EC. This secured its continued usage as a set of standards in the EU's regulated markets.

(US SEC's move)

After lifting its reconciliation requirements for foreign issuers following IFRSs, in January 2008, the SEC published a draft Roadmap that considers whether and how the use of IFRSs should be permitted or mandated for US domestic issuers.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-2 (1/3)



Against the background, the FSA asked the BAC to consider whether, and if so, how the use of IFRSs should be permitted or mandated for Japanese listed companies.

In December 2012, based on the recommendation from the BAC, the FSA permitted the use of IFRSs for listed companies.

In June 2009, the BAC published a report recommending the following matters:

- Permitting voluntary application of IFRSs for consolidated financial statements of listed companies meeting both of the following conditions:
 - Secured a sufficient system and manuals to report on IFRSs
 - Engaged in international financing or business activities
- Considering mandatory application of IFRSs for consolidated financial statements of listed companies around 2012
- Urging the ASBJ to accelerate its efforts to promote international convergence of accounting standards

* BAC (Business Accounting Council) is an advisory body to the commissioner of the FSA, consisting of high-level stakeholders relating to financial reporting.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

15

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-2 (2/3)



The BAC's paper noted the following as reasons why the roadmap towards the use of IFRSs was considered necessary.

- Improved comparability of financial information in ever integrating capital markets
- Possible reduction of costs of capital for companies
- Usefulness of group management of overseas subsidiaries
- Speaking same languages with those of other countries for auditors



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

16

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-2 (3/3)



At the same time, the BAC's paper noted following challenges for the expanded use of IFRSs.

- Quality of IFRSs
- Need for translation of IFRSs
- Due-process regarding the development of IFRSs
- Preparation efforts, training and education of IFRSs for all stakeholders (investors, preparers, auditors, regulators, educational institutions, stock exchanges) to minimize costs of transition
- More contribution to the IASB's standard-setting
- Adaptability of XBRL

The BAC's paper envisaged the following timeframe.

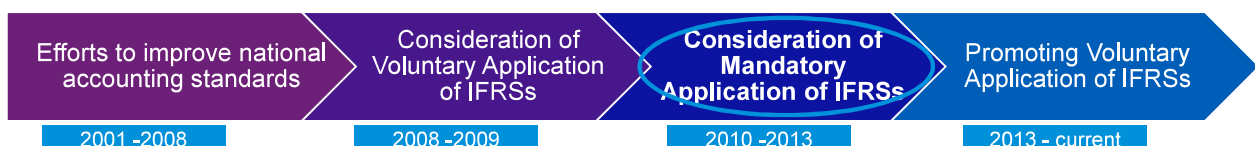


© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-3 (1/2)



After the FSA permitted the use of IFRSs for domestic listed companies, the number of voluntary adopters have increased gradually.

Nonetheless, after going through careful consideration, the US SEC withdrew the draft Roadmap towards application of IFRSs for US companies.

Considering such developments, the BAC held a number of meetings to consider whether, and if so, how to require the use of IFRSs for Japanese listed companies. After careful consideration, **the BAC found it difficult to draw a consensus for mandatory application.** The reasons included the following:

- Opaque benefits from the mandatory use of IFRSs
- Possible negative impact on business transactions
- Quality of IFRSs
- Difficulties of changing related systems (including tax system) to accommodate IFRSs



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

18

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-3 (2/2)



Hence, in June 2013, the BAC recommended the following as next steps:

- Taking measures to promote the voluntary use of IFRSs
 - Relaxing the hurdle to apply IFRSs
 - Enhancing communications between Japanese stakeholders and the IASB
 - Maintaining the requirement regarding the use of J-GAAP for non-consolidated financial statements
 - Ruling out potential effect on SME accounting as a result of changes to IFRSs
- Development of a set of standards that follows more rigor screening process
 - While maintaining the 'pure-IFRSs' for voluntary use, another set of standards (**Japan's Modified International Standards or JMIS**) that follows more rigor domestic screening process should be developed.
- Simplification of non-consolidated financial statements



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

19

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-4 (1/5)



Following the BAC's recommendation, in June 2015, the ASBJ developed an initial set of the JMIS, which had the following features:

- It follows more rigorous national due-process
- It was developed following the policy to minimize differences with IFRSs
- Due to difference of fundamental thinking behind accounting standards between J-GAAP and IFRSs, it was modified from IFRSs in the following respects:
 - Requiring recycling of AOCI
 - Requiring amortization of goodwill
- After the ASBJ developed the JMIS, no company has used the JMIS



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

20

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-4 (2/5)



During the ASBJ's deliberation to develop the JMIS, following were identified as possible items for modification due to different reasons:

(Due to differences in fundamental thinking behind accounting)

- **Scope of FV measurement** (revaluation model under IAS 16 and 38 / FV model under IAS 40 / FV measurement of investments in equity instruments under IFRS 9 / biological and agricultural produce under IAS 41)
- Development costs

(Due to practical challenges)

- Depreciation methods
- FV measurement of investments in equity instruments without quoted prices
- Unification of reporting periods of subsidiaries and associates
- Determination of functional currency
- Disclosure requirements



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

21

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-4 (3/5)



Other initiatives to promote the voluntary use of IFRSs included the following:

- FSA
 - Publication of a report that summarizes lessons learned from practical experiences
 - Publication of illustrative disclosures
- FASF/ASBJ
 - Initiating a study group of younger generation within the FASF
 - Establishment of a network of international accountants
 - Initiating a technical committee to consider IFRIC discussion
- JPX
 - Requiring disclosure of intention of using IFRSs in the near future
 - Incorporating the use of IFRSs into the determination of a composite of companies with better governance structure

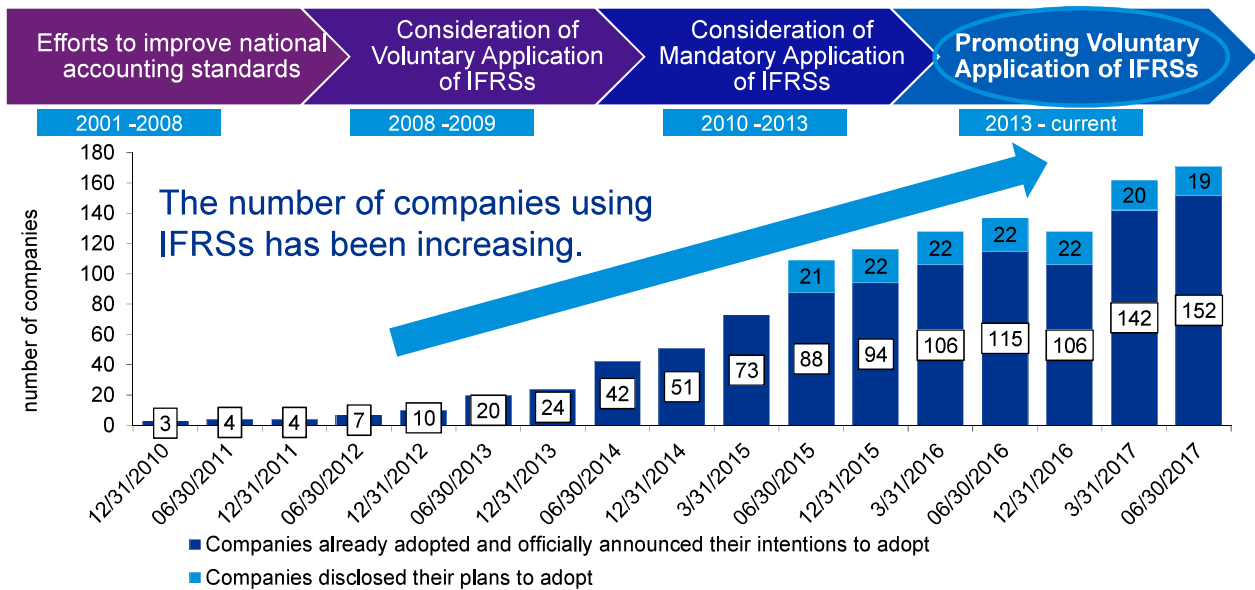


© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

22

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-4 (4/5)



Current status (as of Jan. 2018)	# of companies
# of Listed companies (as of 23/Jan/18)	3602 (2065 at 1 st section)
# of companies applying IFRS	139
# of companies determining to apply IFRS	22
Total	161



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

Stage-4 (5/5)



According to the FSA's report, following were cited as major reasons for decision to voluntary application of IFRSs

- Facilitate more effective group management by measuring performance using the same benchmark
- Better communication with investors by increased comparability of financial information of competitors

In addition, major challenges cited in the report include the following:

- Group-wide efforts (not just accounting division) were necessary
- Considerable amount of transition costs (including IT costs) were necessary, depending on size and nature of a group
- Greater amount of communication with auditors were necessary yet challenging
- Education and training of personnel in an entity were necessary yet challenging



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

A View on the Lessons Learned



- Introduction of IFRSs (speaking the same accounting language) is a global trend, and it can never stop.
- Yet introduction of IFRSs is a significant issue, and different stakeholders have different (and sometimes strong) views. Hence, careful consideration/discussion is necessary.
- It is very difficult to measure 'benefit' (e.g., reduction of costs of capital) of using IFRSs, while identifying the costs is much easier.
- Once IFRSs is introduced it would be very difficult to 'come back' to a national accounting standard especially when parallel disclosure is not required. To some extent, this might mean that introduction of IFRSs would eventually be surrendering accounting sovereignty.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

25

Document Classification: KPMG Confidential



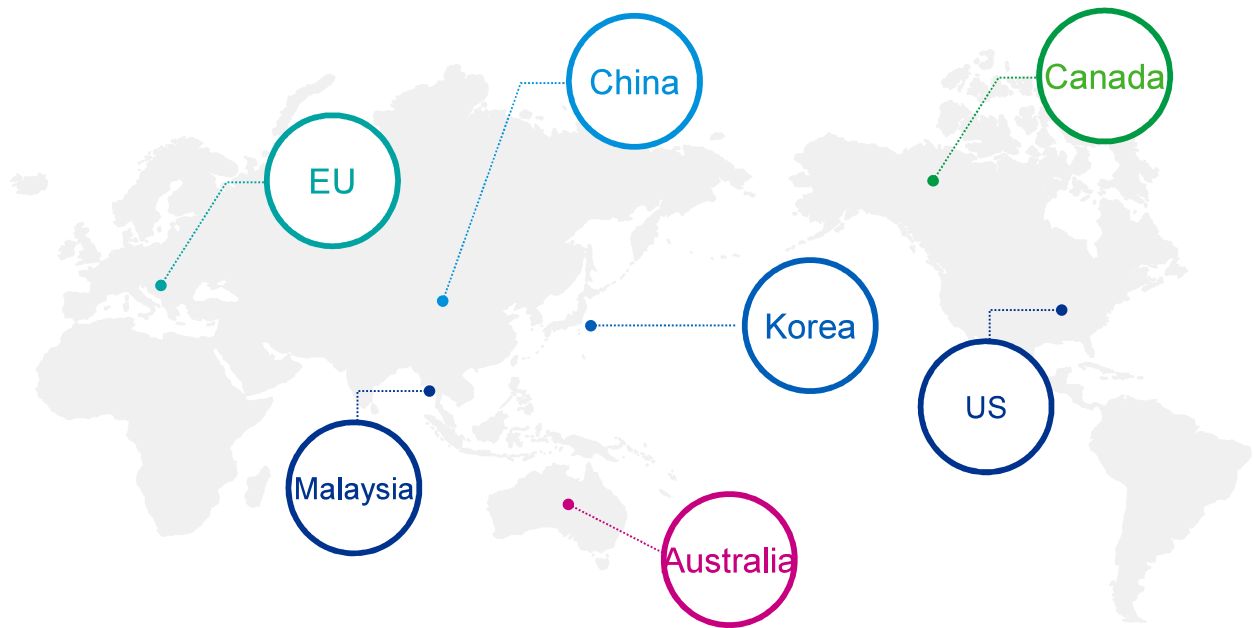
Other Countries' Experiences

Overview

Our Approach

- In-depth research, such as through working with KPMG network firms:
 - Developing a questionnaire in consultation with MoF/JICA
 - Sending a questionnaire to KPMG network firms
 - Discussing responses with respective firms
- Targeted study
 - Undertake targeted study based on publicly available information for the following region / countries:
 - EU
 - Canada
 - Australia

Countries /Region Researched



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

Key Features: Countries for In-depth Research

Areas of focus	China	Korea	Malaysia	US
Form of incorporation	Full convergence	Adoption (translation is required)	Adoption with limited modification	Convergence
Language	Chinese	Korean	Malaysian / English	English
Accounting standard setters	MoF	KASB (administered by the KICPA)	MASB (semi-governmental organization)	FASB (private organization)
Research Motivation	Lessons from convergence processes in a socialist country	Lessons from adoption processes	Lessons from adoption processes in developing country	Lessons from convergence processes between IFRS and US GAAP



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

Survey Themes -1/2

For the said four countries, we surveyed the following themes:

1. Use of IFRSs
2. Consideration when determining the use of IFRSs
3. Macroeconomic impacts from the use of IFRSs
4. Translation of IFRSs
5. Modifications to IFRSs
6. Communicating views with the IASB
7. Addressing practical challenges



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

31

Document Classification: KPMG Confidential

Survey Themes - 2/2

(Continued)

8. Interactions with laws and regulations
9. Education and training of IFRSs
10. Transitional arrangement
11. Use of XBRL
12. National accounting standards
13. Role of national accounting standard setters
14. Challenges for auditors



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

32

Document Classification: KPMG Confidential



Index



1. Country profile
2. Major events
3. Areas of highlight
 - (1) New PRC GAAP
 - (2) Anticipated pros and cons for development of New PRC GAAP
 - (3) Areas of practical challenges
 - (4) Maintenance of national accounting standards

1. Country Profile



- a. China issued Accounting Standards for Business Enterprises, commonly known as **New PRC GAAP** in February 2006
- b. New PRC GAAP is **substantially converged with IFRSs** but **not a direct adoption**. China took 'convergence' approach instead of 'adoption' approach.
- c. China takes into account the **specific economic environment, legal system, culture, supervision and competency of accounting staff and the users of financial statements in China**.
- d. Use of New PRC GAAP is required to the following companies:
 - Listed companies
 - Certain regulated companies (insurance companies, securities companies and fund management companies)
 - **Large-sized state-owned enterprises**
 - **Financial institutions in the banking industry**
 - Other companies as specified by relevant regulatory authorities



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

35

Document Classification: KPMG Confidential

2. Major Events



Year	Main events
2005	The CASC and IASB issued a joint statement affirming achievement of the convergence.
2006	The MOF issued New PRC GAAP, comprising the Basic Standard and 38 specific standards.
2007	New PRC GAAP has been adopted since 1 January 2007, with its application coverage gradually expanding.
2010	The MOF issued the Roadmap of Continuous Convergence between New PRC GAAP and IFRSs, which indicates that <ul style="list-style-type: none"> - China will keep pace with the developments and revisions to IFRS, and that - the timetable of revisions to New PRC GAAP will be kept consistent with that of the IASB
2015	The MOF and IFRS Foundation issued a joint statement reaffirming the goal of full convergence.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

36

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (1) New PRC GAAP

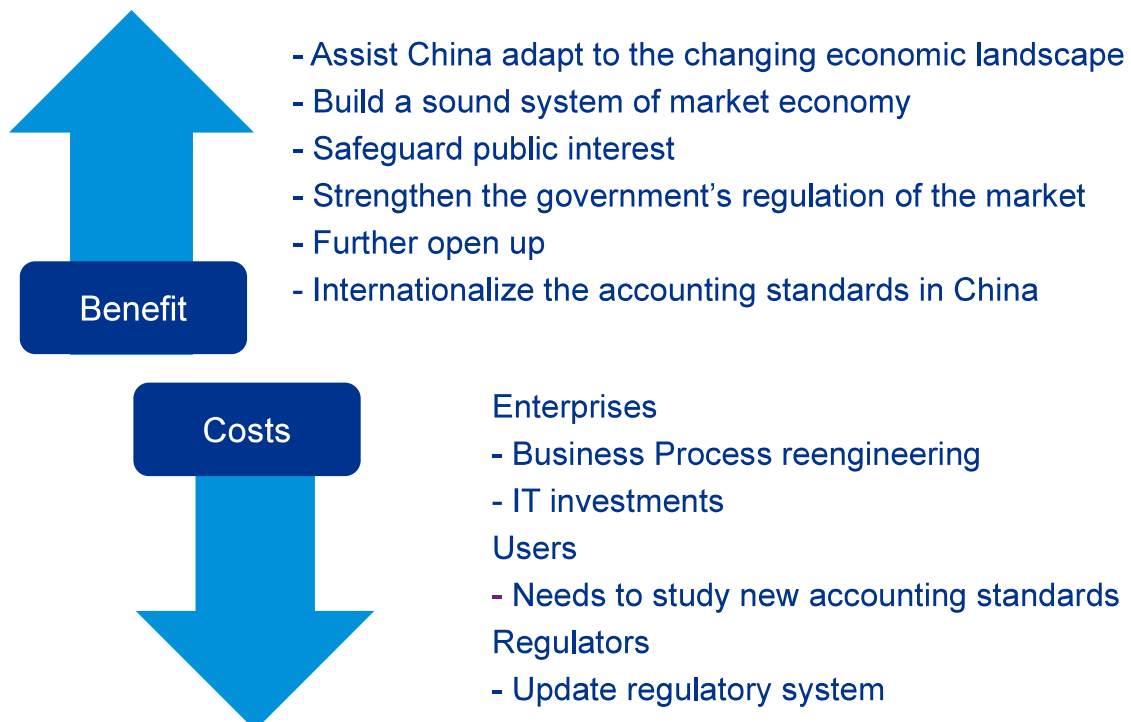


- New PRC GAAP is a set of accounting standards and related guidance that has achieved convergence with IFRS accounting principles.
- New PRC GAAP is not a word-for-word, standard-by-standard adoption of IFRSs.
- New PRC GAAP mainly consists of:
 - A Basic Standards
 - Specific Standards
 - Application Guidance statements
 - A series of Bulletin issued by the MoF
 - MoF interpretations
 - Opinions from Professional Working Group of the CASC on implementation
 - Others

Maintains Chinese own structure



3. Highlight - (2) Pros and Cons for New PRC GAAP



3. Highlight - (3) Addressing Practical Challenges



- Owing to the more **principle-based nature** of New PRC GAAP, China experienced various practical challenges when transitioning to New PRC GAAP.
- China took the following steps to address the practical challenges:
 - **Set up the working group** of the Chinese Accounting Standards Committee to discuss practical issues encountered.
 - Conducted on-site investigation and research on issues identified in the analysis of annual reports of listed companies.
 - Organized trainings on New PRC GAAP to accounting staff.
 - Strengthened the coordination and cooperation between the MOF and other authorities and regulators for securities, banking, insurance, auditing and state-owned assets



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (4) National Accounting Standards



- There are 3 sets of accounting standards (including New PRC GAAP) in China, as shown below.

	New PRC GAAP	Old PRC GAAP	Accounting Standards for Small Enterprises
Who use the set of standards?	See "1. Country Profile" – d.	Companies other than those required to apply New PRC GAAP	Entities qualified as small entities
Responsibility of the standards	MoF	MoF	MoF
Proximity to IFRSs	Fully converged	Difficult to measure	Different from IFRSs
Frequency of changes	Updated as IFRS is issued or updated	Not often	Not often

Major differences

- Reversal of impairment losses on assets
- Related party disclosure etc.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

Korea



Index



1. Country profile
2. Major events
3. Areas of highlight
 - (1) Anticipated pros for adopting IFRSs
 - (2) Anticipated cons for adopting IFRSs
 - (3) Translation of IFRSs
 - (4) Areas of practical challenges
 - (5) Maintenance of national accounting standards

1. Country Profile



- a. Korea has required the use of **K-IFRS** in **2011** for companies ('Big-bang' approach), while allowing early application to some segments.
- b. K-IFRS is **pure translation** of IFRS without any modifications to IFRS requirements.
- c. Use of K-IFRS for domestic companies: **About 2,000 companies**
 - All public companies (listed companies)
 - Unlisted major financial institutions
- d. Form of adoption: '**Big-bang**' approach (early adoption permitted)

	Listed companies etc. (see (c) above)	Other domestic companies	Foreign companies
Accounting standards	K-IFRS	K-GAAP or K-IFRS	K-IFRS, IFRS, or US GAAP



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

43

Document Classification: KPMG Confidential

2. Major Events



Year	Major Events
2007	IFRS Roadmap was announced. K-IFRS was finalized.
2008	Task Forces for K-IFRS was established. Translation of IFRS Interpretations was finalized.
2009	Relevant law and regulations were amended to ensure K-IFRS implementation. First K-IFRS based consolidated financial statements were issued by early adopters. A set of accounting standards for private enterprises was issued.
2010	K-IFRS-based consolidated financial statements were issued by early adopters.
2011	Use of K-IFRS became mandatory for all listed companies. A set of accounting standards for private enterprises became effective.
2012	Relevant regulations were amended based on the experience.
2013	K-IFRS based consolidated interim financial statements were issued.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

44

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (1) Anticipated pros for IFRS adoption



- Respond to the call for aligning accounting standards with the global standards (IFRSs)
- Ultimately reduce the financial reporting costs and costs of capital for Korean firms
- Improve accounting quality and subsequently firm value by implementing principle-based, fair-value accounting standards
- To deter 'Korea Discount' by improving the reliability of accounting information

Research report concluded that **these objectives were generally met**, although further research is required for some areas.

(Source: 'IFRS Adoption in Korea – 5 Years' Experience and Lessons (December 2016), KASB)



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

45

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (2) Anticipated cons for IFRS adoption



- **Costs** of IFRS adoption may outweigh the benefits
- **Comparability** in accounting numbers may be reduced due to increased managerial flexibility and discretion
- Different legal system in Korea may cause differences in the **monitoring and enforcement of accounting**
- Negative impact may arise as a result of **surrendering local standard-setting authority** to an international body
- Costs of **incentivizing interested parties for effective IFRS implementation** may be large.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

46

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (3) Translation of IFRSs



■ Translation principle

- Endeavour to promote understandability in the context of Korean language, while **precisely translating sentences as issued by IASB**.
- **Use plain daily-used Korean words** as much as possible, and avoid foreign words or foreign-oriented words (including Chinese characters).
- **Maximize the use of active sentence**, and minimize the use of passive sentence.
- **Avoid double negative sentences**.
- **Consider separating a sentence into multiple sentences** if considered too long and complicated, while not making changes to its contents.
- If and only if translation of IFRSs does not faithfully communicate intended contents, translate words based on what were intended.



■ Translation Improvement Project



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

47

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (4) Areas of Practical Challenges



(For users)

- Lack of comparability of financial information at transition



KASB developed disclosure guideline.

(For preparers)

- Increased volume of disclosure
- Fair value measurement / Volatility due to foreign currency translation
- Shift from rule-based system to principle-based system



KASB is tasked with answering to questions from practitioners.

(For auditors)

- Sufficient number of auditors familiar with IFRS requirements
- Quality of financial statements initially prepared by audited entities
- Lack of specialists for fair value measurement (financial instruments)



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

48

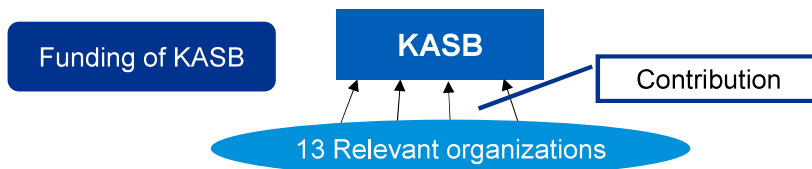
Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (5) National Accounting Standards



■ In addition to K-IFRS, K-GAAP is applicable in Korea, as shown below.

	K-IFRS	K-GAAP
Who use the set of standards?	See “1. Country Profile” – c.	Companies other than those required to apply K-IFRS
Who is responsible for maintenance of the standards?	Translation of IFRSs (as issued by the IASB)	KASB
Proximity to IFRSs	100%	Close to IFRSs (More than 90%?)
Frequency of changes	Updated as IFRSs is issued or updated	Once a year or more

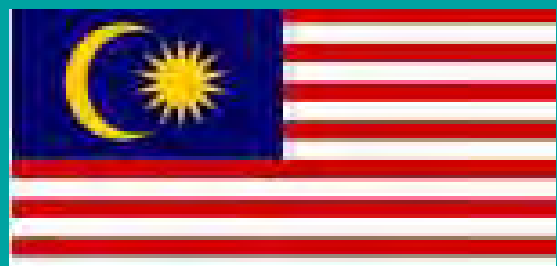


© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential



Malaysia





1. Country profile
2. Major events
3. Areas of highlight
 - (1) Anticipated pros and cons for IFRS adoption
 - (2) Transitional Arrangement
 - (3) Maintenance of national accounting standards



1. Country Profile



- a. The **MFRSs (word-for-word IFRS)**, except for the minor modifications) were issued with an effective date of **2012/1/1**.
- b. All companies are required to apply MFRS, except for entities that falls under the following categories:
 - Transitioning Entities ("TEs") *

MFRSs (in English) is almost identical to IFRSs!

 - * For financial periods beginning on 2018/1/1, the availability of TE status expired.
 - **Private Entities**, entitled to use MPERS (Malaysian Private Entities Reporting Standards, word-for-word the IFRS for SMEs).
- c. Following summarizes the accounting standards applicable to companies under each category.

	All companies (other than private entities)	Private Entities	Foreign companies
Accounting standards	MFRSs	MFRSs or MPERS	IFRSs, US GAAP, UK GAAP, Australian GAAP



2. Major Events



Year	Major events
1997	Parliamentary Act established MASB, conferring MASB Standards a legal standing for all companies. Principles of standards developed were based on IASB standards with additional guidance.
2005& 2007	MASB Standards were renamed to FRS and the standards were revised to be virtually identical with IASB standards.
2008	Announcement of convergence plan with IFRS by 1 Jan 2012.
2009	Convergence Task Force was set up by the MASB.
2010	Application of IAS 39 as FRS 139 MASB issued Guidance on Disclosures of Transition to IFRSs.
2008-2012	MASB issued new standards, amendments and interpretations, making the Malaysian standards in line or closing the gap with IFRS.
2012	Full convergence to IFRS, saved for Transitioning and Private Entities



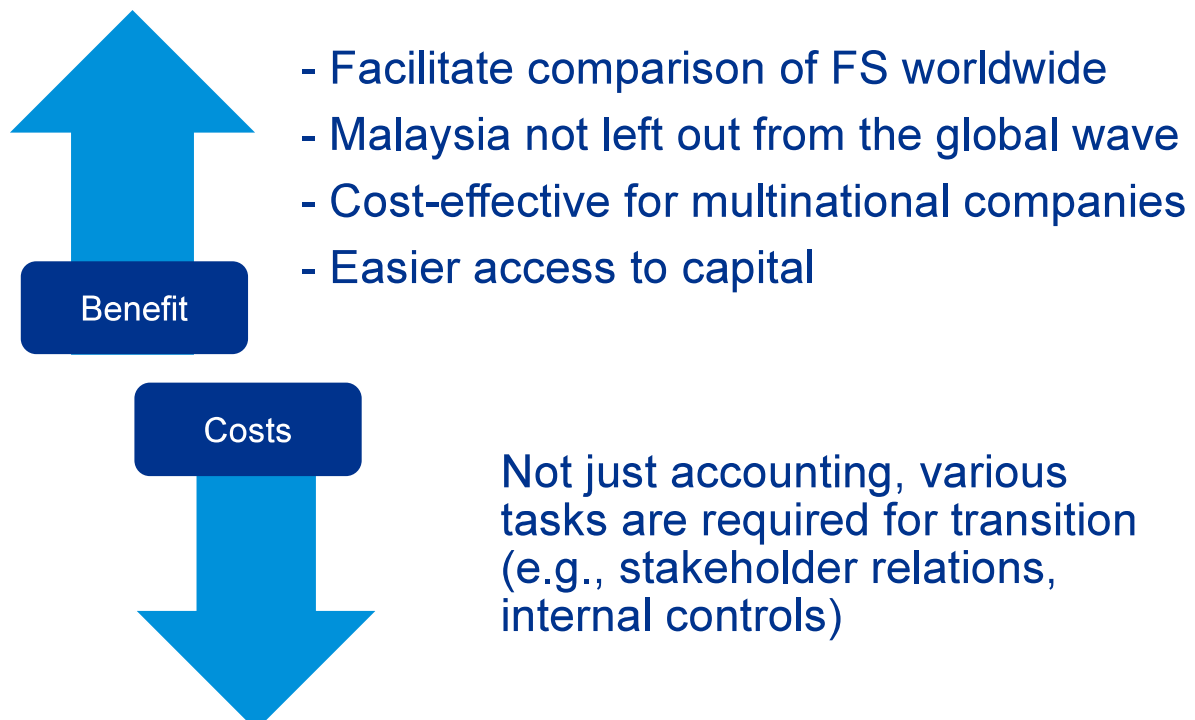
© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

53

Document Classification: KPMG Confidential

3. Area of highlight

3. Highlight - (1) Pros and Cons for New PRC GAAP



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

54

Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (2) Transitional Arrangement



- Due to expected significant challenges, exceptions were granted to the following industries:
 - **Agriculture Industry** – measurement of **bearer biological assets** (IAS 41)
 - **Real Estate Industry** – Recognition of **revenue** (IFRIC 15)
- Entities affected by either/both of IAS 41 and IFRIC 15 are defined as “Transitioning Entities” (TE) by MASB.
- TEs were given an option to not adopt MFRSs on 2012/1/1, before issued are resolved by amendments to IFRSs.
- For financial periods beginning 2018/1/1, TE status expired due to amendment to IAS 41 and issuance of IFRS 15.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

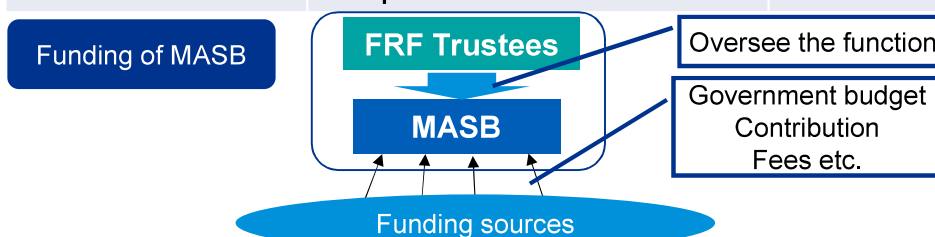
Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (3) National Accounting Standards



- In addition to MFRSs, MPERS is applicable in Malaysia as shown below.

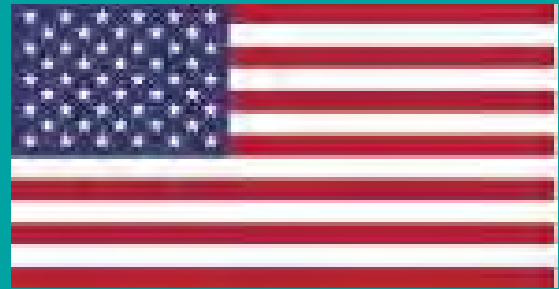
	MFRSs	Accounting Standards for Small Enterprises
Who use the set of standards?	All companies	Private Entities
Responsibility of the standards	Almost identical to IFRSs (as issued by the IASB)	MASB
Proximity to IFRSs	Almost 100%	Close to IFRS SMEs
Frequency of changes	Updated as IFRSs is issued or updated	Once a year or more



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

United States



Index



1. Country profile
2. Major events
3. Areas of highlight
 - (1) Draft IFRS Roadmap issued in 2018
 - (2) Maintenance of national accounting standards

1. Country Profile



- a. IFRSs is not permitted for US domestic issuers.
- b. IFRSs is permitted for foreign private issuers
 - Use of IFRS in US: **About 500 foreign SEC registrants (capitalization of US 7 trillion):**



2. Major Events



Year	Main events
2002	"The Norwalk Agreement" was published to affirm that FASB and IASB will work toward the development of high-quality, globally accepted accounting standard.
2006	Roadmap and MoU between the FASB and the IASB were issued.
2007.	SEC announced end of U.S.GAAP reconciliation for foreign private issuers.
2008	SEC started to explore whether to require or permit IFRSs for US domestic issuers. .
2011.	SEC Staff Paper " Work Plan for the Consideration of Incorporating IFRS into the Financial Reporting System for U.S. Issuers", which exploring a possible method of incorporation was released.
2012	SEC Staff Paper "Final Staff Report on Work Plan for the Consideration of Incorporating IFRS into the Financial Reporting System for U.S. Issuers " was released.



3. Highlight - (1) Draft IFRS Roadmap issued in 2008

(Draft Roadmap issued in 2008)

3-year period was anticipated before implementation.

Year	Anticipated timetable
2008	Roadmap was published.
2009	Public Comments were sought.
2011	The Commission was supposed to determine whether to proceed with rulemaking to require that U.S. issuers use IFRS beginning in 2014
2014	IFRS filings was anticipated to begin for large accelerated filers*
2015	Accelerated filers** would begin IFRS filings
2016	Non-accelerated filers***, including smaller reporters, would begin

* Large accelerated filers: Exchange Act reporting company with market value of common equity held by non-affiliates of \$700 million or more

**Accelerated filers: Companies with an aggregate market value of voting and non-voting common equity held by non-affiliates of the issuer of \$75 million or more.

***Non-accelerated filers: Companies that does not meet definition of SEC registrants of either “accelerated filer” or “large accelerated filer”

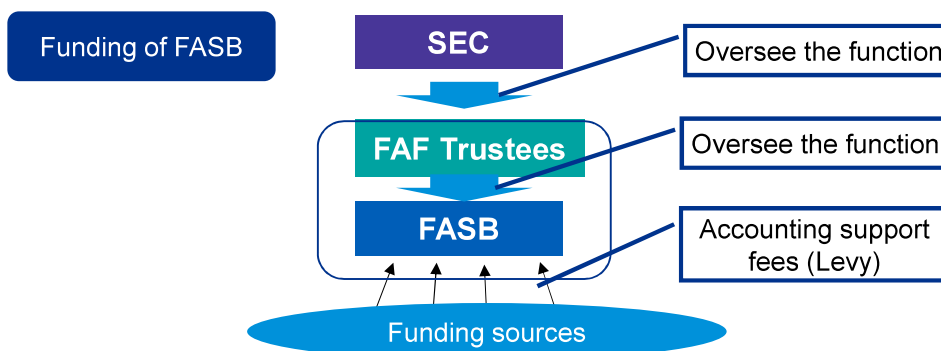
© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.



Document Classification: KPMG Confidential

3. Highlight - (2) National Accounting Standards

- Accounting standards: US GAAP
- Responsible party: Financial Accounting Standard Body (FASB)
- Funding mechanism of FASB: Subscription and publication revenue, **accounting support fees** (that is levy to issuers and auditors and largest), and investment income.



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

Others



1. EU - Use of IFRSs (1/2)



- EU adopted IFRSs in **2005**.
- Use of IFRSs: All **European companies whose securities traded in a regulated market in Europe** are required to adopt IFRSs for the consolidated financial statements.
- Third country companies: Required to use IFRSs, unless local standards are permitted by European Commission (**equivalence assessment**)
- Carve-out: Limited modifications to IFRSs (carve-out of IAS 39 *Financial Instrument: Recognition and Measurement*)
(*The modifications affect a limited number of companies; the majority of companies state full compliance with IFRSs)
- Translation: Translated into local languages (**24 official languages**)
- IFRS-SMEs: **Not adopted**

1. EU - Use of IFRSs (2/2)



- Carve-ins / Carve-out
 - Repeated discussion as to whether to allow 'carve-in' option
- Stand-alone (non-consolidated) financial statements
 - Some countries permit the use of IFRSs for non-consolidated financial statements, while others not.
- Alignment with financial supervision



2. Canada - Use of IFRSs (1/2)



- Canada adopted IFRSs for most publicly accountable enterprises since **2011** ('**Big-bang**' approach) in accordance with the roadmap published in **2006**.
- Mandatory adoption had been **deferred** for:
 - investment companies and life insurance enterprises until 2014, and
 - entities with rate-regulated activities until 2015
- US SEC registrants are permitted to use US GAAP
- No modifications to IFRSs
- Translated into French (translation is coordinated by the IFRS Foundation)



2. Canada - Use of IFRSs (2/2)



- Accounting standards for foreign companies: One of the following
 - IFRS, US GAAP or Accounting principles of home jurisdiction
- Developed separate strategies for each type of reporting entities (i.e., Public accountable enterprises, Private enterprises, and Not-for-profit organizations)
- Broadly, three categories:
 - Public accountable enterprises (PAEs): Must use IFRSs
 - Private enterprises: Not required to adopt IFRSs
 - Not-for-Organizations (NPOs): Canadian GAAP

	PAEs	Private Enterprises	NPOs
Accounting standards	IFRSs	Canadian GAAP or IFRSs	Canadian GAAP (for NPOs)



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

67

Document Classification: KPMG Confidential

3. Australia - Use of IFRSs (1/2)



- Decision to adopt IFRSs has made in **2002** 3-year preparation
- Australia has adopted IFRSs since **2005**
- All entities are required to follow Australian Accounting Standards which incorporate all requirements of IFRSs.
- IFRS-SMEs: **Not adopted**
- **Modifications to IFRSs:**
 - At the time of initial adoption in 2005, AASB made a number of changes to IFRSs (deleting some options permitted under IFRSs)
 - In 2007, changes made by the AASB rescinded (some Australian-specific additional disclosures still remain)



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

68

Document Classification: KPMG Confidential

3. Australia - Use of IFRSs (2/2)



■ Additional requirements / guidance

- Additional guidance is provided for for-profit entities (e.g., IFRS 6 *Exploration for and Evaluation of Mineral Assets*)
- Additional standards required for life and general insurers
- Additional interpretations (e.g., depreciation of long-lived physical assets, goods and services tax, and tax consolidation accounting)

■ Applicable accounting standards

	Tier-I	Tier-II
Scope	Profit entities in the private sector that have public accountability the Government and State, Territory and Local Governments	Profit private sector entities that do not have public accountability Not-for profit private sector entities Public sector entities other than those in Tier I
Accounting Standards	Australian Accounting Standards	Australian Accounting Standards Reduced Disclosure Requirements

KPMG affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

39

Document Classification: KPMG Confidential



Wrap Up

Wrap Up

- In virtually all capital market in the world, IFRSs is used as a basis of preparing consolidated financial statements, to some extent.
- Yet different countries take different strategies, depending on their relevant situations.
- A big decision is to 'adopt' IFRSs or 'converge' national accounting standards with IFRSs as well as 'to what extent' IFRSs should be applied when IFRSs is adopted.
- Even after 'adopting' IFRSs, many countries maintain national accounting standards, and role of a national accounting standard setter remains important.
- Many countries struggle to locate sufficient funding to support activities of national accounting standard setters, and different countries take different approaches.



Thank you